

施策の目標・方向性

1 ひとり親家庭への総合的な自立支援を行います。

○ひとり親家庭の自立を支援し生活の安定と向上を図り、児童の健全な成長を確保するため、個々の家庭の状況に応じ、子育てや生活支援、就業支援、子どもへのサポートなど、総合的な自立支援を行います。

2 DV被害の防止に向けて、相談・支援、職員の専門的技術の向上及び体制の強化、関係機関との連携促進、啓発等に取り組みます。

○DV被害の防止に向けて、横浜市DV相談支援センター等による相談・支援、職員の専門的技術の向上及び体制の強化、関係機関との連携促進や、効果的な広報・啓発等に取り組みます。

○加害者更生プログラムを実施している民間団体への運営費補助を通じて、DV加害者が更生するための支援を行います。

○暴力の根絶に向けて、若い世代からの啓発を強化し、中学生・高校生をはじめとする若者向けデートDV防止講座や、教育関係者へのDV理解促進のための講座を実施します。

3 DV被害者等の相談・支援及び自立支援を行います。

○横浜市DV相談支援センターにおいて、DV被害者等の相談・支援を行うとともに、区福祉保健センターにおいて、女性の抱える様々な問題に対しての相談、緊急的な一時保護を含めた自立支援を行います。

4 女性緊急一時保護の受入先を確保するとともに、母子生活支援施設において居住場所を提供します。

○DVからの緊急避難が必要な母子を保護する母子生活支援施設や、緊急一時保護受入先（シェルター）等の受入体制を確保し、将来の安定した生活に向けた相談や生活訓練などの支援に取り組みます。

◆指標

指標	直近の現状値	目標値 (31年度末)
ひとり親家庭の就労者数	314人 (25年度)	1,900人 (6か年累計)
ひとり親家庭等自立支援事業利用者数	4,627人 (25年度)	5,300人

主な事業・取組 ※毎年度の事業費については、財政状況等を踏まえ、予算編成において決定します。

○ひとり親家庭等自立支援事業

ひとり親サポートよこはま（母子家庭等就業・自立支援センター）に就労支援員を配置し、一人ひとりの状況に応じたマンツーマンでの就労支援を実施します。

また、生活、仕事、子育て、法律などの総合相談先を記載した、ひとり親家庭支援情報カードの作成など、分かりやすく、身近で利用しやすい制度案内と情報提供に取り組みます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①ひとり親家庭の就労者数	①314人	①1,900人(26年度から6か年累計)
②ひとり親家庭自立支援事業利用者数	②4,627人 (25年度)	②5,300人

○ヘルパーの派遣事業

病気や就職活動などにより、一時的に家事・育児等にお困りの方に、日常生活のお手伝いをする家庭生活支援員等のヘルパーの派遣を行います。

- ・家庭生活支援員事業：一時的に家事・育児等に困ったときのひとり親の方が利用できます。

【25年度実績】延べ利用者数：530人

- ・育児支援家庭訪問事業：区が育児不安等により関わっているご家庭に、必要に応じて派遣します。（詳細は基本施策⑤に記載しています。）

- ・養育支援家庭訪問事業：児童相談所が関わっているご家庭に、必要に応じて派遣します。

（詳細は基本施策⑧に記載しています。）

○保育所への優先入所

未就学児のいるひとり親家庭の親が、安心して就労・求職活動等が行えるよう、保育所入所時の優先度をアップします。

○市営住宅入居時の優遇

20歳未満の子がいる母子・父子世帯やDV被害者、中学校卒業程度までの子がいる子育て世帯について、市営住宅申込時の当選率を一般の3倍に優遇します。子育て世帯は、申込資格の収入基準も、一般より緩和しています。

DV被害者については、単身・旧姓での申込みや住民票の異動等の配慮をしています。

○民間住宅あんしん入居

家賃等の支払い能力があるものの、連帯保証人がいないために民間賃貸住宅への入居が困難なひとり親世帯等に対して、民間の協定保証会社を利用した家賃等の債務保証と、協力不動産店による物件紹介の入居支援を行い、民間賃貸住宅へ入居しやすくします。

○母子生活支援施設

18歳未満の子どもを養育している母子家庭が、様々な事情から支援を必要としている場合に、安心して自立に向けた生活を営めるよう、子どもと一緒に入所できる母子生活支援施設を運営するとともに、その環境の改善を進めます。

また、母子生活支援施設の利用者が、施設退所後も安定した生活を送ることができるよう、退所後1年間、世帯訪問及び電話相談等のフォロー支援を行います。

【25年度実績】利用延べ世帯数 197世帯

○母子・父子家庭自立支援給付金事業

<自立支援教育訓練給付金>

適職に就くために必要な技術や資格を取得するための講座を受講した場合、受講料の2割（上限10万円）を支給します。【25年度実績】支給者数：26人

<高等技能訓練促進費>

看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するための修業期間（上限2年）の生活費を支給します。また、修了時に入学支援修了一時金を支給します。【25年度実績】支給数：151人

○児童扶養手当・児童手当

児童扶養手当は、父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもを養育している母、父等に手当を支給します。

児童手当は、中学校修了までの児童を養育している方に支給されます。なお、所得により支給額が異なります。

【25年度実績】児童扶養手当受給者数：21,078人、児童手当受給者数：307,405人

○ひとり親家庭等医療費助成事業

ひとり親家庭等の養育者とその者に養育されている児童について、生活の安定と自立を支援し、福祉の推進を図ることを目的とし、自己負担額に相当する額を助成します。

【25年度実績】対象者数：44,146人、受診件数：628,890件

○母子・父子・寡婦福祉資金貸付

母子・父子・寡婦世帯を対象に、技能修得資金や修学資金等の各種資金を無利子又は低利で貸し付けます。【25年度実績】貸付件数：795件

○寄り添い型学習等支援事業（基本施策②の再掲）

養育環境に課題がある、生活困窮状態にあるなど支援を必要とする家庭に育つ小中学生等に対し、安心して過ごすことのできる環境の中で、基本的な生活習慣を身に付けたり、将来の進路選択の幅を広げ、自立した生活を送れるようにすることを目的に生活支援、学習支援等を実施します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
実施区数	12区 (25年度)	18区

○女性相談保護事業

「売春防止法」及び「DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）」に基づき、区福祉保健センターにおいて、女性の抱える様々な問題に対しての相談、緊急的な一時保護を含めた自立支援を行います。

また、こども青少年局を統括・調整部署とし、区福祉保健センター、市民局が所管する男女共同参画センターの3者が一体的に「横浜市DV相談支援センター」を運営します。

さらに、組織的対応の強化、研修等の人材育成、相談員の増員による体制強化等に取り組み、増加する相談件数と複雑化・多様化する相談内容に対応するとともに、被害者支援の観点に立った加害者対策に取り組みます。

【25年度実績】横浜市DV相談支援センター専用電話：1,831件

区福祉保健センター来所相談件数：1,759件

○女性緊急一時保護施設補助事業

本市における女性緊急一時保護の受入先（シェルター）の確保及び女性相談保護事業の安定を図るため、シェルターを運営する市内民間団体に対して運営費の補助を行い、DV被害者等が地域で自立した生活ができるよう、支援職員の配置等を支援します。

【25年度実績】実施施設数：5か所

○母子生活支援施設緊急一時保護事業 ※第5章に5年間の量の見込み、確保方策を記載

DVからの避難や経済的困窮等から、緊急の保護を要する母子を一時的に母子生活支援施設に入所させ、直面する身体・生命の危機から母子を保護するとともに、相談、支援等を行い、母子世帯の福祉の向上を図ります。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
利用世帯数	62世帯 (25年度)	82世帯

○加害者更生プログラムの実施に向けた支援

DV被害者支援の一環として、加害者更生プログラムを実施している民間団体に対し、運営費の一部を補助することで、DV加害者更生のための支援を行います。

【25年度実績】実施施設：1か所

○DVに対する正しい理解の普及啓発、相談窓口の周知

DV被害者が、DVの行為を受けていることや、DVが重大な人権侵害であるということに気付けるよう、理解・普及啓発の充実を図ります。また、DV被害者が、相談や公的支援につながるよう、様々な広報媒体を活用し、相談窓口に関する必要な情報を周知します。

【25年度実績】

- ・横浜マリントワー、横浜市開港記念会館のライトアップ
- ・相談窓口の周知（チラシ等配布約3,100か所、直接送付約22万人、広報よこはま人権特集 ページへの掲載、地下鉄ドア上部電光掲示板等） など

○若者向けデートDV予防啓発

将来におけるDVの発生を未然に防ぐため、中学生・高校生をはじめとする若者向けデートDV防止講座や、教育関係者へのDV理解促進のための講座を実施します。

【25年度実績】デートDV防止講座（教育関係者向け講座含む）

実施回数：24回、延べ受講人数：4,668人

施策分野3 自助・共助・公助の意識を大切に、社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる

《社会全体での支援》

基本施策⑧ 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

現状と課題

◆児童虐待対策

- 本市における平成 25 年度の児童相談所への児童虐待相談・通告受理件数は 4,209 件、そのうち新たに把握した児童虐待件数は 1,159 件で、いずれも過去最多の件数になっています。
- 本市において、児童虐待による死亡事例や重篤事例が発生しており、区役所と児童相談所がそれぞれの役割を果たし、虐待が深刻化する前の早期発見、早期対応が求められています。
- さらに、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、医療機関、警察、地域子育て支援拠点、横浜型児童家庭支援センター、地域関係者等のネットワークの強化が求められています。
- 急増する児童虐待通告や相談に迅速に対応し、その後の適切な支援を行える体制の充実と、複雑化・深刻化する児童虐待等に適切に対応できる専門性の高い人材の育成が必要となっています。
- 乳児期から学齢期までの居所不明児の早期把握が新たな課題となっています。
- 「横浜市子供を虐待から守る条例」の制定により、地域や関係機関と連携した児童虐待防止対策の更なる強化が求められています。
- 子ども自身に、一人の人間として大切にされ守られる権利があること、必要なときは助けを求めることができることを社会全体で伝えていくことが必要です。
- 増加している児童虐待の早期発見、早期対応及び居所不明児への的確な対応が課題となっている中で、様々な困難に直面した子どもの状況に応じて、これまで以上に学校、区役所、児童相談所等の関係機関が連携し、虐待の未然防止、早期発見、早期対応及び切れ目のない支援が求められています。
- 児童虐待の未然防止や重篤化防止のため、親の不安の軽減や妊娠期からの予防的支援の充実が求められています。さらに、支援が必要な養育者（父母を含む児童を養育する一切の者）への効果的な在宅支援策の検討が必要です。

児童虐待新規把握件数と相談・通告受理件数の推移（本市）



◆児童養護施設等の状況

- 本市で把握している児童虐待件数は年々増加しているとともに、虐待の背景が多様化し、養育の課題も複雑化しています。このような状況の下、児童養護施設等での支援が必要な児童が増え続けていますが、施設における児童の受入能力が十分であるとは言えない状況です。
- さらに、本市はこれまで児童相談所一時保護所の整備を推進し、迅速な一時保護に努めてきましたが、一時保護所を退所した児童を受け入れる児童養護施設等が常に満員状態であるため、一時保護所での入所期間が長期化し、通学できないなど不安定な状況に置かれています。
- これらの児童を受け入れるために、新たな施設の整備を進める必要があります。また、耐震基準を満たさない施設、経年劣化や損傷が発生している施設、居住スペース等が現在の生活様式とかけ離れた環境となっている施設の改修や再整備が必要となっています。
- 家庭的な生活の経験が少ない児童に対して、より家庭的な環境である少人数、小規模な環境での養育を提供するとともに、複雑な事情を抱えた児童への対応を行うための施設機能の強化を図る必要があります。

◆家庭的養護の推進

- 社会的養護においては、児童養護施設等が担う施設養護だけでなく、家庭に児童を迎え入れて養育を行う、家庭養護が必要となっています。しかし、本市では家庭養護の担い手である里親・ファミリーホームなどがいまだ十分ではないため、今後家庭養護を担う人材の育成等に取り組む必要があります。
- 施設においても、養育単位の少人数化（小規模化）を進め、家庭的養護を充実させることが必要です。そのために、人員体制の強化とともに、施設職員のスキルアップや職種に応じた専門性の向上を図る必要があります。

◆横浜型児童家庭支援センターによる在宅支援

- 児童虐待対応件数は年々増加し、一時保護する児童の件数も増加している状況で、地域では親の養育力の低下や疾病等の理由で育児不安となり、安定した生活を送ることのできない家庭が多く存在しています。
- 養育に課題を抱える家庭が増加し、深刻で複雑な事例も増えているにもかかわらず、その支援メニューは相談とホームヘルプのみで、在宅生活を支えるサービスとして十分とは言えません。また、児童相談所や区役所の人的体制では、きめ細かな在宅支援が困難な状況になっています。
- 児童虐待や不適切養育につながる恐れのある家庭が、地域で安定した生活を送るためには、区役所や児童相談所の求めに応じ、横浜型児童家庭支援センターが連携して、情報や方針を共有しながら、地域密着型の専門的な支援体制を全市で展開していく必要があります。
- 平成22年度から横浜型児童家庭支援センターの設置を進めていますが（平成25年度末現在6か所）、設置場所が偏在しているほか、既存の横浜型児童家庭支援センターについて、立地上の問題や認知度が低いこと、区役所との連携が不十分であることなどから、機能を生かせていない点を改善することも併せて求められています。

◆自立支援とアフターケア

- 児童養護施設等の児童は、原則として 18 歳を経過したときに施設等を退所します。しかし、退所後に家族による支援が得られない場合が多く、経済的な困難や精神的な不安、社会的な孤立をもたらし、様々な問題に発展してしまうことが少なくありません。
- このため、入所中の児童はもとより退所者に対しても、就労や進学への支援、情報提供、生活相談等、安定した生活を送るための様々な支援を提供する必要があります。

施策の目標・方向性

1 児童虐待対策を総合的に進めます。

- 「横浜市子供を虐待から守る条例」の制定を踏まえ、広報・啓発、関係機関との連携強化、体制の整備・強化、人材育成、組織的対応の強化、支援策の充実、地域におけるネットワークづくり、居所不明児把握の調査体制の強化や情報共有の仕組みづくりなど、総合的な児童虐待防止対策を更に推進します。
- 「横浜市子ども虐待対応における連携強化指針」に基づき、区役所と児童相談所がそれぞれの役割を果たし、早期発見、早期対応を図るとともに、関係機関との連携を強化し支援体制を充実させます。
- 急増する児童虐待通告や相談に迅速に対応するため、内容によって区役所が調査を行うなど、連携して初期対応にあたります。
- 保育所、幼稚園、認定こども園、学校、医療機関、警察、地域子育て支援拠点、横浜型児童家庭支援センター、地域関係者等のネットワークを更に強化し、要保護児童等の早期発見や適切な保護・支援を図ります。
- 子どもに優しいまちを目指し、子どもが虐げられることがないように、地域と連携した広報・啓発を幅広く実施することで、児童虐待防止に対する市民意識の醸成を図ります。また、子ども自身が、虐待から守られる権利があることや、自分から相談する場所があることを知ることができるよう、各関係機関と協力し、直接子どもを対象とした啓発活動も併せて実施します。

【コラム】「横浜市子供を虐待から守る条例」が制定されました！

この条例は、子どもを虐待から守るための基本理念を定め、横浜市、市民、保護者及び関係機関などの責務を明らかにするとともに、虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた子どもの保護、そのほか子どもを虐待から守るための施策の基本的事項を定めています。

市の果たすべき責務(第4条)

- ・子育て支援事業を充実します。
- ・虐待の予防、早期発見に努めます。
- ・関係機関が行う虐待防止の取組を積極的に支援します。
- ・専門的知識や技術を有する人材の育成。
- ・虐待の再発予防ため、保護者を支援します。

保護者の役割(第6条)

- ・子どもの心身の健康の保持や安全の確保は、年齢に応じた配慮をします。
- ・子育てに関する知識の習得に努めます。
- ・積極的に子育て支援事業を利用します。

地域の皆さんの役割(第5条)

- ・子育てに係る保護者の負担を理解します。
- ・子どもや保護者を地域で見守り、声かけを行い、孤立することのないよう支援します。
- ・心配な子どもや家庭について、各区こども家庭支援課・児童相談所に相談します。

関係機関の役割(第7条)

- ・虐待の早期発見に努めます。
- ・虐待発見時に各区こども家庭支援課・児童相談所に通告します。
- ・多様な機会をとらえて虐待の防止に係る啓発に努めます。



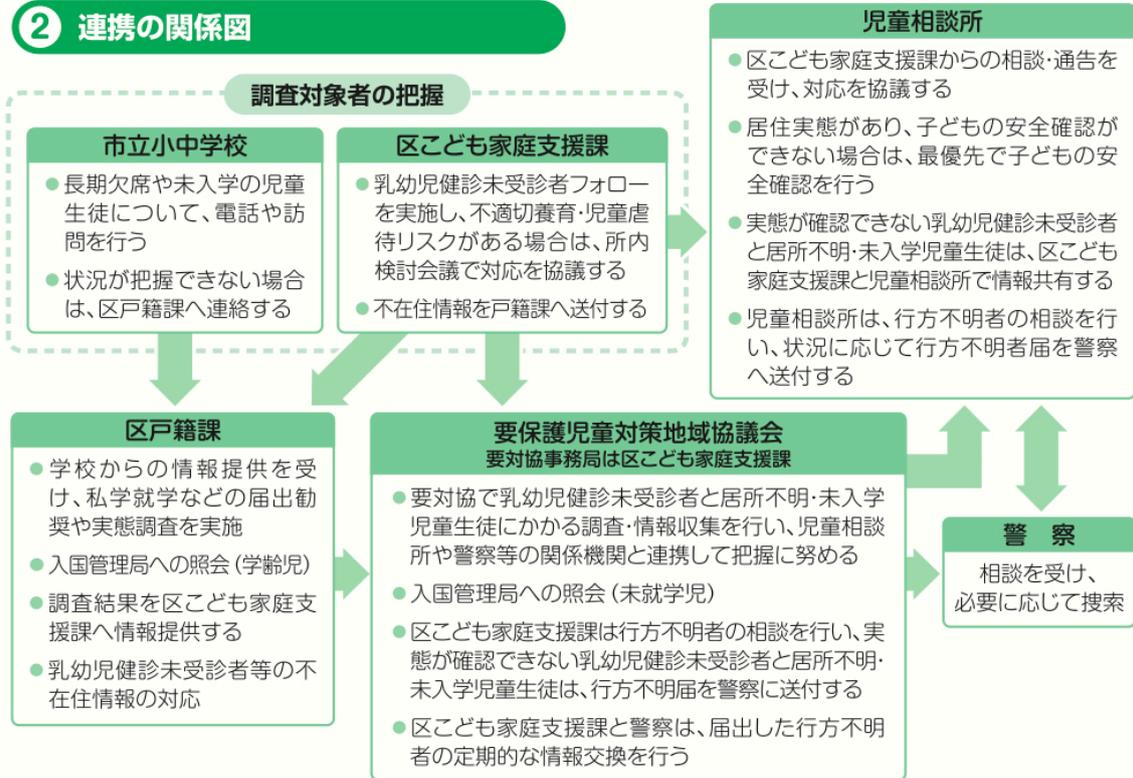
横浜市における 乳幼児期から学齢期の居所不明児の把握のための取組

1 市内プロジェクトでの検討

横浜市では、平成25年4月に発覚した6歳女児死亡事例を踏まえ、市内プロジェクト(こども青少年局・市民局・教育委員会事務局・区役所)により、乳幼児期から学齢期の居所不明児を早期に把握するための情報提供のあり方について検討し、26年4月から新たな取組を開始しました。

- ◆ 子どもが就学させてもらえないことは「児童虐待」であると改めて確認し、要保護児童対策地域協議会の対象として位置づけ調査する。
- ◆ 長期欠席や未入学の子どもについて、区戸籍課(学籍簿作成)から区こども家庭支援課に情報提供し、連携して調査を実施することとし、調査方法など具体的な内容を検討。
- ◆ 乳幼児健診未受診の子どもがいる家庭は、不適切養育や児童虐待のリスクを確認すべき家庭として調査する。
- ◆ 児童相談所や警察との連携の方法などについても、具体的に検討。

2 連携の関係図



3 子どもの状況把握のための更なる取組に向けて

全国レベルでの情報共有の仕組みづくり等

居住不明児童の所在を調査する過程で、転出先が判明した場合は、その自治体に連絡しますが、転出先が不明の場合の対応が課題となっています。居所が把握できない子どもの情報を自治体間で共有する全国レベルの仕組みづくり等を国に要望しました。(平成26年6月)

【国の制度及び予算に関する提案・要望書】の提案内容

1. 情報仲介機関の設置による全国的な仕組みの創設
2. 情報提供の際の「共通ルール」の設定等
3. 入国管理局へ出入国記録を照会する際の項目の改善

【提案先】法務省、文部科学省、厚生労働省

2 児童養護施設等の整備、養育環境の充実、老朽化等に対応します。

- 家庭での養育が困難な子どもが、落ち着いた環境の中で個々に応じた養育を受けることができるよう児童養護施設等の整備を推進します。特に、児童養護施設が不足している市北部での整備に向けて検討を進めていきます。
- 施設入所が難しくなっている高年齢児の受入れが円滑に行われるよう居室の個室化など養育環境の充実を図ります。また、既存の施設においても、家庭的な居住環境を整えるための養育単位の小規模化・ユニット化に向けた整備等を進めていきます。
- 建物の計画的な修繕・補修を促進することで、建物の品質の維持と総合的なコストの縮減、長寿命化を図っていきます。

3 里親等による養育支援を進めます。

- 家庭における養育が困難な子どもを養育する環境を充実させ、速やかに一時保護から安定した環境での生活に移行できるようにするため、施設の整備に加えて、より家庭的な環境での養育が可能な里親やファミリーホームの活用を積極的に進めます。
- 児童養護施設等の入所児童を対象とした親子関係に関する治療・教育的プログラムの活用のほか、児童養護施設、横浜型児童家庭支援センター等と定期的な協議を行うなどの連携により、里親等の家庭支援を担う人材の育成を図ります。

4 横浜型児童家庭支援センターの設置を推進します。

- 養育者への負担の軽減や児童虐待を未然に防止できるよう見守り機能を強化した、横浜型児童家庭支援センターの全市的な展開を推進します。センターでは、区役所や地域の関係機関との連携を深め、虐待を未然に防止し重篤化に至らないよう、養育支援が必要な家庭に対して専門的な相談、子どもの短期間の預かりや一時的な預かりなどきめ細かなサービスの提供を行います。
- さらに、横浜型児童家庭支援センターでは、家庭的養護を担っている里親やファミリーホームに対し、相談に応じたり、専門的立場から必要なアドバイスを行ったりするなど支援を進めていきます。

5 施設退所に向けた自立支援・アフターケアの強化を図ります。

- 施設等の退所後に自立に向けた支援強化を図るため、自動車運転免許証や資格取得、進学支援、生活スキルに係る支援など支援メニューを充実させていきます。
- 施設等の退所後も、自立生活の基盤である住まいの確保に向けた支援、進学費の支援、生活相談などアフターケアメニューを充実させることにより、社会的・経済的に自立できるよう支援していきます。

◆指標

指標	直近の現状値	目標値 (31年度末)
虐待死の根絶	1件/年 (25年度)	0件
児童養護施設の入所待ち児童数	198人 (25年度)	0人
要保護児童対策地域協議会(※1)による個別ケース検討会議(※2)件数	897件	1,380件

※1 児童福祉法に基づく「子どもを守る地域ネットワーク会議」の一つ。家庭で、子どもが安心・安全に暮らしているよう、関係者が集まり、課題解決に向けての支援の方針や役割分担を決定し、子どもや家庭を支えていくためのネットワーク。

※2 児童虐待で区役所や児童相談所が在宅支援を行っている家庭のうち、地域の関係機関が連携してサービス提供を行う必要がある家庭を対象として行う。

【コラム】児童養護施設の若者の夢を支援するプログラム「カナエール」



児童養護施設等出身の若者たちが大学や専門学校へ進学し卒業するには、様々な「壁」があります。親がいない、親を頼れない若者たちは、学費と生活費を全て自分で用意しなければならず、働きながら学び続ける生活に心身共に疲れ切ってしまいます。

カナエールは、彼らの進学から卒業までを「資金」と「意欲」の両面からサポートするために、本市がNPO法人ブリッジフォースマイルに委託して実施している、返還不要な奨学金支援プログラムです。

その一環として、奨学生が自らの夢を語る、「夢スピーチコンテスト」が平成26年7月6日横浜市開港記念会館で行われました。奨学金受給者は10名。彼らは新生活の合間をぬってサポートボランティアとともに120日間かけてスピーチを作り上げ、コンテストに臨みました。



主な事業・取組 ※毎年度の事業費については、財政状況等を踏まえ、予算編成において決定します。

○児童虐待防止啓発地域連携事業

※要保護児童対策地域協議会については、第5章に5年間の量の見込み、確保方策を記載

こども青少年局及び各区において、児童虐待防止に関する広報・啓発、児童相談所・学校・警察等の関係機関との連携強化、体制の整備・強化、人材育成、組織的対応の強化、支援策の充実、地域における児童虐待防止のためのネットワークづくりなどを推進し、児童虐待の未然防止から早期発見、重篤化の防止、更には再発予防に至るまで、児童虐待対策を総合的に進めます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議件数	897件 (25年度)	1,380件

○児童相談所等の相談・支援体制の充実

児童虐待に関する相談・通告件数は、平成25年度においては4,209件、平成29年度には6,500件と見込んでいます。

このように増加する相談・通告に対応し、複雑化・深刻化する児童虐待等に適切に対応できる専門性の高い職員の人材育成を図るとともに、夜間・休日における緊急の児童虐待通告や相談に対しては、現在の対応を維持し、迅速に対応していきます。

また、平成26年1月に作成した「横浜市子ども虐待対応における連携強化指針」に基づき、区役所(福祉保健センター)での虐待の早期発見や再発防止等への対応を図るとともに、関係機関(警察)との連携強化のため、警察官(OB)の児童相談所への配置を検討し、相談・支援体制の充実を図ります。

○保育所での見守り強化

児童虐待の再発防止や深刻化防止のため、児童相談所や区役所など関係機関と連携を取りつつ、一時保護には至らない程度状況にある被虐待児童について、親子を日中に分離すること等により、虐待の悪化防止や改善が期待される場合に、当該児童を保育所で受け入れ、見守りを行います。

児童へのケアや保護者への対応のためにより手厚い対応が必要な場合には、保育士を加配し、円滑な児童の受入れ体制を整えます。

○民間児童福祉施設整備事業

急増する児童虐待等により、児童福祉施設への入所が必要とされる児童が増えていますが、現在の施設で入所対応をするには量、質共に厳しい状況です。

そこで、児童養護施設が不足している市北部での新たな児童養護施設の整備に向けて検討を進めていきます。併せて、老朽化・狭あい化が著しい施設の計画的な改築整備を行い、入所者の生活環境の改善を図ります。

また、施設整備に当たっては個別支援に向けた小規模化を進めるとともに、心理療法など被虐待児童のケアに対する施設整備を進めていきます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
民間児童養護施設数	9施設 (25年度)	10施設

○児童福祉施設等の運営

児童福祉法に基づく要保護児童の児童入所施設への入所や里親・ファミリーホームへの委託、自立援助ホームへの委託、母子家庭の母子生活支援施設への入所、妊産婦の助産施設への入所等の行政措置等を行った場合に、それぞれの入所後の保護又は委託後の養育について支援します。

また、措置された児童の生活の安定の向上及び健全育成を図るため、施設・里親等を支援します。

○里親推進事業

里親制度は、社会的養護を必要とする児童を家庭的な環境で養育し、児童の健全な生育を支援するための児童福祉法によって定められた制度です。本市における里親等への委託促進のため、パンフレットの配布や制度説明会などの「普及啓発」、新規里親認定や現任里親のスキルアップのための研修の実施や、家事ヘルパーの派遣など「里親支援」に関する事業を実施します。

また、本市の里親会である「こどもみらい横浜」を里親支援機関に指定し、里親支援のための業務を委託します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
里親委託率	12.1% (25年度)	22%

○子育て短期支援事業 ※第5章に5年間の量の見込み、確保方策を記載

児童を養育する家庭において、保護者の疾病、子育ての疲れ等の理由により、児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童を横浜型児童家庭支援センター等で児童の短期的な預かりを行うことで、子どもや家庭への在宅支援の充実を図ります。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①宿泊を伴う「ショートステイ」の利用者数	①56人(年間延べ)	①287人(年間延べ)
②夕方から夜間にかけて預かりを行う「トワイライトステイ」の利用者数	②1,212人(年間延べ)	②5,526人(年間延べ)

○横浜型児童家庭支援センターの運営

子育てにおいて支援が必要な家庭に対し、区福祉保健センターや児童相談所等の関係機関と連携し、児童虐待の未然防止や重篤化を押し止める支援を行います。児童が児童相談所による一時保護や施設入所に至らず、地域での生活を継続するため、子育ての悩みや課題を早期に発見し、センターのレスパイトサービス（子育て短期支援事業）などの支援を強化し、子育て家庭の負担軽減による安定した生活形成を目指します。このため、今期においても、将来的な全区展開を見据えた整備を継続して行います。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
児童家庭支援センター施設数	6施設 (25年度)	18施設

○養育支援家庭訪問事業 ※第5章に5年間の量の見込み、確保方策を記載

虐待について通報・相談等があり、児童相談所が虐待ケースとして把握し、継続支援している養育者に対し、養育者の育児不安の傾聴、育児相談・支援、家事援助等のため、養育支援家庭訪問員及び養育支援ヘルパーを派遣し、虐待の再発防止等を図ります。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①家庭訪問回数 ②ヘルパー派遣回数	①2,816回(年間延べ) ②4,599回(年間延べ)	①4,837回(年間延べ) ②7,932回(年間延べ)

○施設等退所後児童のためのアフターケア事業

様々な理由により児童養護施設等で生活する子どもたちは、18歳になった翌春には、施設等を退所しなければなりません。しかし、親族による支援がないなど、金銭面での困難さや精神的な不安感などが要因で、孤立し、様々な問題に発展してしまうことも少なくありません。そこで、施設等入所中の児童及び退所者に対し、就労や進学をはじめ、生活全般にわたる情報提供、相談、支援等を行い、安定した生活の実現を目指します。さらに、退所後すぐに自活することが難しい場合や離職した退所者に対して、住まいの確保に向けた支援や自立に向けた支援の充実を図ります。

【25年度実績】利用者数：604人

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
支援拠点箇所数	1か所 (25年度)	2か所

基本施策⑨ ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にすまちづくりの推進**現状と課題****◆ワーク・ライフ・バランスの推進**

- 夫婦共働き世帯の増加や、子育て世代の男性の長時間労働の傾向が続く中、男女が共に働きやすく子育てしやすい環境づくりを進めることが求められています。
- 子どもにとって睡眠や食事などの生活リズムは、脳や体、心の発達にとって非常に大切なものです。特に、発達の著しい乳幼児期に生活リズムを整えることは、子どもの成長を支える上で重要なことです。親のワーク・ライフ・バランスを大切に考え、子育てしやすい環境づくりを進めることは、子どもの発達にとっても重要と言えます。そうした意味でも、ワーク・ライフ・バランスの取組を今後一層推進していく必要があります。
- 市民一人ひとりが、ワーク・ライフ・バランスについての理解を深めることができるよう広く普及啓発を図るとともに、多様な働き方にも対応できる、仕事と子育ての両立実践の具体的なきっかけづくりや、身近な体験の場の提供が必要です。
- 企業にとっては、両立支援やワーク・ライフ・バランスの推進が企業の成長や業績に及ぼす成果を感じにくいいため、取組への動機付けが難しい状況にありますが、企業の形態や課題に合わせ、具体的な働きかけを継続的に行い、取組を広げていく必要があります。また、職場の雰囲気づくりや意識改革など、育児休業制度等の支援制度を活用しやすい環境づくりを進めることも重要です。
- 男女共に働きやすい環境づくりに積極的に取り組む事業所へのインセンティブの充実や、優良事例を普及させるなどの啓発活動の強化が必要です。
- ワーク・ライフ・バランスの推進は、普及啓発や企業の取組支援などの市としての取組だけでは不十分です。市民や企業に対する取組を継続することに加え、職場全体の長時間労働の是正、労働者本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援等の労働者の職業生活と家庭生活の両立が図られるような雇用環境の整備などについて、国に対して働きかけをしていくことも必要です。
- ヨーロッパの一部の国においては、従来からの経済的支援に加えて、保育と育児休業制度の充実、ワークシェアリングによるパートタイム労働のための基盤整備など、仕事と家庭生活の両立支援へ取り組んだ結果、近年、出生率が回復しています。

◆子どもを大切にす社会的な機運の醸成

- 少子化の進展や地域のつながりが希薄化する中、子育てについて不安や負担、孤立感を感じる子育て家庭が多くなっています。一方、公園で遊ぶ子どもの声、保育所・幼稚園などから聞こえる子どもの遊ぶ声や楽器の音が気になる、といった意見も寄せられています。また、子育てをしている保護者の中には、周囲への気遣いや配慮に対する感謝の気持ちを伝えることをせず、周囲に対して不快な感情を与えてしまう例もあります。周囲が子どもや保護者に温かいまなざしを向けること、それに対して保護者が感謝の気持ちを伝えることなど、お互いに相手を思いやることで生まれる温かな関係は、子どもにとって心豊かに育つ環境となります。子育ての喜びを社会で共有し、子育てを見守る側も、子どもを育てる側も、全ての人が

そうした温かい環境をつくりながら、社会全体で子どもを大切にす機運を醸成していくことが必要です。

- 子ども同士で遊び、様々な体験をすることは、子どもたちが成長していく上で非常に重要なことです。子どもが豊かな感性を磨くことのできる地域環境を周囲の大人が皆でつくっていきけるよう、地域の子どもの顔が分かる関係づくりを進め、地域コミュニティを醸成させていく必要があります。
- 本市調査では、子育てで負担に感じる事として、「子育てによる身体の疲れが大きい」ことや「自分の自由な時間が持てない」ことなどが挙げられています。核家族化や共働き世帯の増加など家族のあり方も大きく変化している中で、子育て家庭が孤立せず、安心して子どもに向き合えるよう、様々な子育て支援の場や保護者のリフレッシュの機会などを充実させるとともに、子育て家庭が置かれている環境の変化や負担感について、広く市民に周知・啓発していく必要があります。

◆安全・安心のまちづくり

- 低年齢児の不慮の事故を未然に防ぐには、子どもの身の回りについて常に注意を払うことが大切です。そのためには、様々な場面をとらえて啓発を行うなど、子どもの事故予防に対する意識を高める取組が求められています。また、犯罪や有害環境から子ども・青少年を守るための取組を社会全体で進めていくことが重要です。
- 妊婦や親子が安心して外出できる環境づくりに向けて、交通機関や道路、施設、店舗等、まちのバリアフリー化が大きな課題となっています。「子育て中の親の外出等に関するアンケート調査」（一般財団法人こども未来財団、平成 23 年）によると、「外出時にうれしかった体験」として、「子どもをあやしてくれた、話しかけてくれた」、「バスや電車で席を譲ってくれた」が上位に挙がるなど、まちの中で受ける配慮や手助けが子育てをする上で大きな支援につながる事が分かります。
公共施設や公共交通機関、建築物等の物理面のバリアフリー化を進めるとともに、子どもや子育てに対する社会的な意識改革、周囲の人の理解などソフト面でのバリアフリー化を進め、子育て家庭が安心して子育てできるまちづくりを推進することが求められています。
- 小学校では、地域の方々に構成される「学援隊」による子どもの見守りが浸透してきました。「学援隊」による活動は、子どもの登下校の際の安全・安心のために、非常に重要な役割を果たしています。また、「学援隊」の人々との温かい関わりも大切にされており、顔見知りの大人がいるという安心感や声を掛けてもらう安心感により、地域の人への親しみをもち、自分の住むまちに対する愛着にもつながっています。今後も、地域の方々の協力による「学援隊」と学校との信頼関係を大切に、共に子どもを育てる安全・安心なまちづくりを継続して行っていくことが大切です。
- 未来を担う子どもたちが、感性豊かに、安心してのびのびと育つ環境として、豊かな自然環境を将来に継承していくことが求められます。地球温暖化対策や循環型社会の構築、自然環境との共生など、環境に関する取組について、家庭、地域、学校、市民団体、事業者など社会全体で充実を図っていく必要があります。

施策の目標・方向性

1 ワーク・ライフ・バランスと多様な働き方ができる環境づくりを推進し

ます。

- 充実した仕事と子どもや家族との豊かな時間が持てるように、男女が共に働きやすく、仕事と子育て・家庭生活等が両立できる職場環境の整備や、男性に対する家事・育児支援等の推進、広く市民へワーク・ライフ・バランスを啓発することなどにより、引き続き、仕事と子育て等の両立支援を推進します。啓発の取組においては、子育て家庭におけるワーク・ライフ・バランスは子どもの心身の発達を促すことにつながる、という「子どもにとって」の視点も大切にしていきます。
- 学生や未婚者に向け、結婚や妊娠・出産に関する基本的な知識や、仕事と子育て・家庭生活の両立に関する支援制度についての情報提供を行うことにより、自身の働き方や生き方について考える機会を提供し、希望するライフスタイルの実現を支援します。
- それぞれの企業形態や抱えている課題に合わせ、取組の参考となる先進事例を紹介する講座の開催や、その企業における新たな取組の検討を行うための講師派遣を行い、企業にとっても有効なワーク・ライフ・バランスの取組を広めます。
- ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、上記に掲げた本市の取組や国に対する働きかけを強化していくことはもちろんですが、行政の取組だけで実現できることには限界があり、市民、企業、行政が共に考え、一緒になって取り組んでいくことが必要です。ワーク・ライフ・バランスに関連する様々な事業や啓発の場を、市民、企業、行政が共に考え、連携する機会としていきます。
- ライフスタイルに合わせた多様な働き方の実現に向け、女性起業家への支援の充実や女性の再就職支援、多様な働き方ができる環境づくりを進めます。

2 子どもを大切にする社会的な機運を醸成します。

- 祖父母世代を主な対象として、自身及び地域の孫育てや地域ぐるみの子育てに関する講座等を地域に合った形で実施し、幅広い世代に地域の子ども・子育て支援への参加を広げます。
- 将来の子育て世代に向けた、赤ちゃんとの触れ合いの場の提供、子育て中の方からのメッセージ、子育ての喜びを広く分かち合うための情報発信など、結婚や妊娠・出産、子育てに対する楽しさや喜びを知るきっかけづくりを進めます。
- 地域社会全体で子育て家庭を応援する具体的な仕組みとして、市内の店舗・施設に子育て家庭を応援する様々なサービスを提供してもらい、妊娠中や子育て中の方が安心して楽しく地域で過ごせる社会的な機運を醸成します。

3 安全・安心のまちづくりを進めます。

- 低年齢児の事故を未然に防ぐため、保護者、子育てに関わる市民、子育て従事者等に向け、子どもの事故予防に関する啓発を推進します。また、犯罪や有害環境から子ども・青少年を守るための取組を推進します。

◆指標

指標	直近の現状値	目標値 (31年度末)
ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業の割合	28.1% (25年度)	40%



【コラム】よこはまグッドバランス賞 ～働きやすく子育てしやすい中小事業所～



男女がともに働きやすい職場環境づくりを積極的に進める事業所を「よこはまグッドバランス賞」と認定し、継続した取組など、特に優良な実績を上げている事業所を表彰しています。

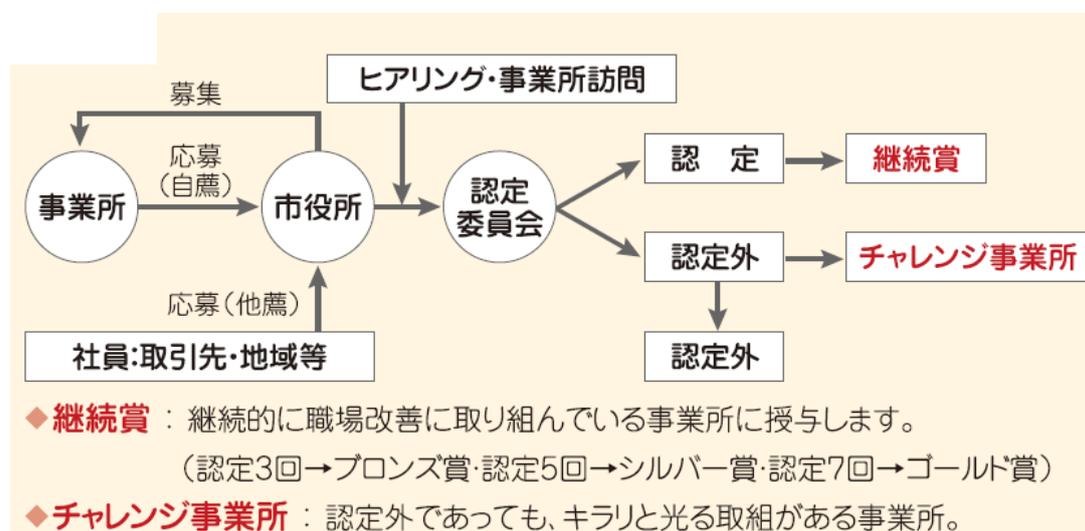
<取組事例>

- ①仕事と家庭等の両立支援（ワーク・ライフ・バランス）への取組
- ②性別にとられない従業員の能力活用や職域拡大への取組
- ③男女がともに働きやすい職場づくりに向けた取組
- ④その他、地域への子育て貢献や男女共同参画に向けた取組

<対象>

横浜市内に本社・本部を置く、従業員数 300 人以下の事業所（営利・非営利不問）

<募集～認定の流れ>



<メリット>

- ①様々な市の広報媒体やセミナー等のイベントを通じ広く事業所を PR
- ②横判市中小企業融資制度「成長支援資金（公的事業タイアップ型）」による低利融資

主な事業・取組 ※毎年度の事業費については、財政状況等を踏まえ、予算編成において決定します。

○企業の認定制度「よこはまグッドバランス賞」

女性の能力を活用し、男女共に働きやすく子育てしやすい市内事業所（従業員 300 人以下）を認定・表彰（25 年度実績：32 件）するとともに、広く市民・市内事業所に周知します。

○中小企業女性活用推進事業

女性の活躍を積極的に考える中小企業を募り、先進的な事例の検証やワークショップなどを行う研究会を開催するとともに、女性の活躍を推進する企業の様々な取組を支援します。

また、研究会参加企業が、女性活躍推進を目的に社内環境の改善に着手する場合、取組に係る費用の一部を助成します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
参加企業数	参加企業募集開始 (26年6月)	60社

○企業内の取組への支援

取組が進んでいる企業の事例や、自社で取組を進める上での課題を共有する勉強会や企業向けセミナー研修等を開催する他、ワーク・ライフ・バランスの推進を目的とする企業内研修に対し、講師を派遣します。また、企業の取組を促す啓発用パンフレットを市内企業へ配布します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
企業向け勉強会や研修等の開催	5回 (25年度)	6回

○共に子育てをするための家事・育児支援

共に子育てをし、ワーク・ライフ・バランスを図りながら子育てを楽しむことができるように、特に、男性の家事・育児参加促進を図る父親向け講座等を実施します。

また、ウェブサイトや広報物等で、男性の家事・育児支援に関する情報提供と市民への啓発を行います。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
父親向け講座等の実施	7区 (25年度)	18区

○女性起業家支援

女性起業家への支援として、女性起業家支援の拠点としての女性専用スタートアップオフィス「FUS よこはま」の運営や、女性中小企業診断士を中心とした女性起業家支援チームによる起業や経営に関する相談等の支援を行います。また、男女共同参画センターにおいて起業準備等の相談や講座を実施します。

【25 年度実績】女性起業家支援相談件数：1,068 件

○女性の再就職支援

結婚、出産・育児等を理由に離職し、働きたい女性が能力を発揮できるよう、男女共同参画センターにおいて再就職準備講座を実施します。また、キャリアブランクのある女性の再就職を支援するため、身近なロールモデルの紹介やインターンシップを柱としたプログラムを実施します。

○祖父母世代に向けた孫育て支援

世代や性別を問わず子育てを担う環境を目指し、祖父母世代を主な対象として、自身及び地域の孫育てや地域ぐるみの子育てに関する講座等を地域に合った形で実施します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
孫育て講座等の実施	8区 (25年度)	18区

○学生・未婚者に向けた啓発・情報提供

結婚や子育て（妊娠・出産・子育て）の「切れ目のない支援」のための環境づくりへ取り組むため、学生や未婚者に向け、ライフプラン・ロールモデルを提示し、自身の働き方や生き方について考える機会を提供するためのセミナー開催や、啓発用パンフレットの作成、配布等による普及、啓発を実施します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
学生や未婚者に向けたセミナー等の開催	—	11回(年間)

○「トツキトウカYOKOHAMA」プロジェクトの推進

子どもを産み育てる喜びを広く共有し、社会全体で子どもの誕生や成長を温かく見守る機運の醸成につながるため、企業や関係団体と連携して、母親や父親、祖父母が赤ちゃんに贈ったメッセージを集めた詩集「トツキトウカYOKOHAMA」を発行します。母子健康手帳交付時や子育て施設などで広く配布するとともに、「いのち」や「生きること」を考える学校の授業等での活用など、取組を進めており、次世代育成に向けた取組として、更に推進していきます（25年度活用実績：約35,000部）。

○子育て家庭応援事業（愛称「ハマハグ」）（基本施策⑥の再掲）

小学生以下の子どもがいる家庭の方や妊娠中の方が、協賛店で「ハマハグカード」を提示すると、入店の際のちょっとした心配りや、子育てにやさしい設備・備品の提供、割引・優待など、子育てを応援する様々なサービスが受けられます。子育て中の親子が楽しく、気兼ねなく外出することができるとともに、事業を通じて地域全体で「子育てを温かく見守り、応援するまち・横浜」を目指しています。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
協賛店舗・施設数	4,380件 (25年度)	5,580件

○だれにもやさしい福祉のまちづくりの推進

「横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくり」を実現するため、ハード（施設の整備）とソフト（思いやりの心の育成）を一体的に取り組み、例えば、ベビーカーでの移動など子育て家庭にも配慮した施設の整備や、様々な世代で思いやりの気持ちを育む福祉教育を通じて、福祉のまちづくりを推進します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①鉄道駅舎へのエレベーター等の設置 （1日の利用者3,000人以上の駅が対象） ②ノンステップバスの導入促進	①149駅 ②導入率：63.4% （25年度）	①155駅 ②導入率：70% （32年度）

【25年度実績】福祉のまちづくり啓発用リーフレットの配布：市内全小学4年生に配布

○地域子育て応援マンションの認定

子育てに適した住環境整備を促進し、子育て世帯が安心して子育てできる住まい・まちづくりを推進するため、バリアフリーや遮音性に配慮する等、施設・構造面で子育てにやさしく、保育所等の地域向け子育て支援施設を併設したマンションを「横浜市地域子育て応援マンション」に認定します。また、認定したマンションについて、市ホームページで紹介します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
認定戸数	4,300戸 （25年度）	4,900戸

【コラム】「子育てりびいん」って知っていますか？

「子育てりびいん」は、子育てに配慮された住宅、住環境の民間既存住宅を横浜市が認定し、収入の少ない子育て世帯に家賃の一部を助成し、子どもや子育て家庭が安心して生活できるよう、支援する制度です。

<主な入居資格>

- ・市内在住または在勤で持ち家がない
- ・小学生以下の子どもがいる又は満18歳未満の子どもが3人以上いる
- ・世帯月収が21万4千円以下 等

<家賃助成の概要>

- ・助成期間は最長6年間
- ・世帯月収額に応じて毎月の家賃を助成（最大4万円）

<主な住宅・住環境の概要>

- ・小学校や小児医療施設が近隣に立地
- ・耐火・準耐火構造で新耐震基準に適合



○子どもの事故予防啓発事業

低年齢児の事故を未然に防ぐため、保護者及び子育てに関わる市民、子育て従事者等に向け、事故予防の啓発用リーフレットの配布やホームページによる子どもの事故に関する情報の発信、イベント等と連携した啓発をはじめとした普及・啓発を推進します。

【25年度実績】子どもの事故予防啓発リーフレット発行：60,000部

保育所訪問運動指導：4区20園で実施

○地域防犯活動支援事業

各区への実情に応じて防犯関係事業に対する予算配付、市域での犯罪発生の実態に応じて啓発活動等を実施するほか、民間企業等との「子どもの安全ネットワーク会議」の開催、「横浜市子どもの安全の日」における広報・啓発活動の実施（25年度実績：12回）などにより、地域における子どもの見守り活動への理解を深めるなど、子どもの安全対策を推進します。

○交通安全教育の推進（幼児交通安全教育指導）

本市の指導員が保育所・幼稚園を訪問し、交通安全の基本ルールなどを指導します。

【25年度実績】保育所・幼稚園訪問指導回数：158回

第5章 保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する 5年間の量の見込み、確保方策



本計画では、子ども・子育て支援法に基づき、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応する整備量と実施時期）を定めます。

地域のニーズにきめ細かく対応するため、25年度に実施した「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」を活用し、行政区単位で量の見込みを算出するとともに、それに対応するための確保方策を作成しています。

<保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業>

保育・教育に関する施設・事業	地域子ども・子育て支援事業
<ul style="list-style-type: none"> ・施設型給付 (保育所、幼稚園、認定こども園) ・地域型保育給付【3歳未満児対象の事業】 (小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育) 	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦に対して健康診査を実施する事業 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・子育て短期支援事業 ・養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業 ・病児保育事業 ・利用者支援に関する事業 ・時間外保育事業 ・放課後児童健全育成事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業 ・子育て援助活動支援事業 ・実費徴収に係る補足給付を行う事業（※） ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（※）

※地域子ども・子育て支援事業のうち、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業については、量の見込み等を作成する事業の対象外となっています。



(1) 保育・教育に関する施設・事業

○認定こども園

保育所と幼稚園の機能や特長を併せ持つ施設で、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つの種類があります。

○幼稚園

3歳から小学校入学までの幼児が、様々な遊びを中心とした教育を受け、小学校以降の学習の基盤を培うことができる「学校」です。新制度に移行する幼稚園とこれまでの制度のまま私学助成により運営する幼稚園の2種類があります。

○保育所

保護者の委託を受けて、保育が必要な乳児又は幼児を保育することを目的とする施設です。

○地域型保育事業

施設（原則 20 人以上）より少人数で、3歳未満の子どもを保育する事業です。家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4種類があります。

○横浜保育室

本市独自の基準に基づき認定した主に3歳未満の子どもを保育する施設です。

<保育・教育の利用に係る支給認定区分について>

新制度では、保育・教育施設及び事業の利用に当たっては、保育・教育を受けるための支給認定を受ける必要があります。

支給認定区分	年齢	保育の必要性	保育・教育時間	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	なし	教育標準時間 (1日おおむね4時間)	・幼稚園 認定こども園(幼稚園部分)
2号認定	満3歳以上	あり	保育標準時間 (1日11時間まで) 保育短時間 (1日8時間まで)	・保育所 ・認定こども園(保育所部分)
3号認定	3歳未満	あり	保育標準時間 (1日11時間まで) 保育短時間 (1日8時間まで)	・保育所 ・認定こども園(保育所部分) ・地域型保育事業など

ア 保育・教育に関する「量の見込み」及び「確保方策」(全市)

単位:人

支給認定区分(※1)	27年度					28年度					29年度							
	3号		2号		1号		3号		2号		1号		3号		2号		1号	
	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳
量の見込み	6,029	21,058	37,019	52,813	29.9%	6,330	21,969	39,144	51,813	32.0%	6,404	22,465	39,422	50,802	33.4%	3歳未満児の保育利用率 (量の見込み/就学前児童数)		
確保方策	5,175	17,435	36,740	11,259	29.9%	5,472	18,499	38,909	26,399	32.0%	5,612	19,125	39,222	36,476	33.4%	3歳未満児の保育利用率 (量の見込み/就学前児童数)		
+ 確認を受けない幼稚園(※2)				50,947					32,461					19,028				
地域型保育・横浜保育室	854	3,623	279			858	3,470	235			792	3,340	200					
計	6,029	21,058	37,019	62,206		6,330	21,969	39,144	58,860		6,404	22,465	39,422	55,504				

支給認定区分(※1)	30年度					31年度												
	3号		2号		1号		3号		2号		1号							
	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳						
量の見込み	6,477	22,960	39,701	49,802	34.9%	6,551	23,456	39,979	48,797	36.4%	6,551	23,456	39,979	48,797	36.4%	3歳未満児の保育利用率 (量の見込み/就学前児童数)		
確保方策	5,751	19,751	39,535	43,620	34.9%	5,891	20,377	39,848	40,821	36.4%	5,891	20,377	39,848	40,821	36.4%	3歳未満児の保育利用率 (量の見込み/就学前児童数)		
+ 確認を受けない幼稚園(※2)				8,534					7,976					7,976				
地域型保育・横浜保育室	726	3,209	166			660	3,079	131										
計	6,477	22,960	39,701	52,154		6,551	23,456	39,979	48,797		6,551	23,456	39,979	48,797				

※1 「支給認定区分」については、前頁参照

※2 「確認を受けない幼稚園」: 新制度へ移行せずこれまでの制度(私学助成)のまま運営する幼稚園

参考1 就学前児童の将来人口推計

単位：人

年齢	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
0歳	30,666	29,977	28,859	28,141	27,453	26,818	26,341
1歳	31,211	31,629	30,619	29,892	29,177	28,492	27,861
2歳	32,183	31,217	31,231	30,440	29,717	29,004	28,320
3歳	32,007	31,989	32,151	31,336	30,549	29,829	29,119
4歳	31,844	31,879	31,032	31,768	30,956	30,171	29,454
5歳	32,195	31,849	32,093	31,061	31,797	30,986	30,202
計	190,106	188,540	185,985	182,638	179,649	175,300	171,297

参考2 保育が必要な児童に関する量の見込み（2号、3号）

単位：人

支給認定 区分	年齢	二一ズ 割合	【参考】 26年度実績		計画第一期					確保方策の方向性
			率	人数	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
3号	0歳	23.1%	16.0%	4,809	6,029	6,330	6,404	6,477	6,551	保育所、地域型保育事業、認定こども園、 (横浜保育室)
	1-2歳	41.4%	35.0%	21,974	21,058	21,969	22,465	22,960	23,456	
2号	3-5歳	45.3%	34.7%	33,220	37,019	39,144	39,422	39,701	39,979	保育所、認定こども園、幼稚園預かり保育 (あわせて、認定こども園への移行支援に より対応)
			小計	60,003	64,106	67,443	68,291	69,138	69,986	

参考3 教育時間のみを利用する児童に関する量の見込み（1号）

単位：人

支給認定 区分	年齢	【参考】 25年度実績		計画第一期					確保方策の方向性
		率	人数	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
1号	3-5歳	54.7%	54,818	52,813	51,813	50,802	49,802	48,797	幼稚園、認定こども園（教育時間のみ）

イ 保育・教育に関する「量の見込み」及び「確保方策」(区別)

単位:人

区	年齢	二一ス割合	【参考】 20年度実績 (1号は25年度)	児童認定区分 年齢	27年度						28年度						29年度						30年度						31年度					
					3号		2号		1号		3号		2号		1号		3号		2号		1号		3号		2号		1号		3号		2号		1号	
					0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳
鶴見区	0歳	28.0%	473	量的見込み	536	1,937	3,225	3,538	579	2,115	3,507	3,632	610	2,198	3,499	3,725	648	2,281	3,490	3,818	679	2,364	3,482	3,911	679	2,364	3,482	3,911	679	2,364	3,482	3,911		
	1-2歳	46.8%	2,024	認定こども園・保育所・幼稚園	461	1,594	3,173	477	1,737	3,457	1,039	531	2,141	3,457	565	1,894	3,449	2,975	3,449	2,975	3,449	597	1,971	3,449	3,205	597	1,971	3,449	3,205	597	1,971	3,449		
	3-5歳 (2号) (1号)	47.1% 34.7% 43.6%	2,759 3,352	確保方策 地壇型保育・横浜保育室	75	343	52	2,311	80	378	50	2,030	79	384	42	1,209	83	387	41	655	82	393	33	706	82	393	33	706	82	393	33	706		
神奈川 川区	0歳	26.4%	346	量的見込み	374	1,348	2,290	2,337	418	1,490	2,615	2,458	436	1,557	2,605	2,579	451	1,625	2,594	2,701	469	1,692	2,584	2,822	469	1,692	2,584	2,822	469	1,692	2,584	2,822		
	1-2歳	46.8%	1,371	認定こども園・保育所・幼稚園	320	1,128	2,283	470	368	1,299	2,611	1,444	385	1,326	2,602	2,062	401	1,352	2,593	2,529	418	1,379	2,584	2,621	418	1,379	2,584	2,621	418	1,379	2,584	2,621		
	3-5歳 (2号) (1号)	47.8% 35.3% 37.3%	1,985 2,094	確保方策 地壇型保育・横浜保育室	54	220	7	1,954	50	191	4	1,080	51	231	3	561	50	273	1	194	51	313	0	201	51	313	0	201	51	313	0	201		
西区	0歳	31.3%	134	量的見込み	140	548	1,036	1,094	169	630	1,269	1,085	195	658	1,232	1,076	218	683	1,196	1,067	711	1,159	1,058	1,058	218	683	1,196	1,067	711	1,159	1,058			
	1-2歳	45.6%	525	認定こども園・保育所・幼稚園	105	388	1,031	75	139	510	1,269	413	171	561	1,231	569	202	611	1,195	880	662	1,157	907	202	611	1,195	880	662	1,157	907	202	611	1,195	
	3-5歳 (2号) (1号)	52.3% 29.6% 49.6%	682 1,112	確保方策 地壇型保育・横浜保育室	35	160	5	857	30	120	0	551	24	97	1	426	16	72	1	147	10	49	2	151	16	72	1	147	10	49	2	151		
中区	0歳	25.3%	177	量的見込み	207	840	1,340	1,567	217	874	1,419	1,579	224	857	1,450	1,590	231	841	1,482	1,602	824	1,513	1,613	1,613	231	841	1,482	1,602	824	1,513	1,613			
	1-2歳	41.6%	826	認定こども園・保育所・幼稚園	141	575	1,321	194	151	612	1,400	602	167	645	1,435	868	184	677	1,471	1,116	200	710	1,506	1,080	184	677	1,471	1,116	200	710	1,506	1,080		
	3-5歳 (2号) (1号)	48.4% 34.7% 45.6%	1,143 1,544	確保方策 地壇型保育・横浜保育室	66	265	19	1,633	66	262	19	1,172	57	212	15	852	47	164	11	551	38	114	7	533	47	164	11	551	38	114	7	533		
南区	0歳	23.0%	169	量的見込み	232	839	1,572	2,200	247	889	1,647	2,132	252	927	1,729	2,063	258	964	1,813	1,994	263	1,002	1,895	1,925	258	964	1,813	1,994	263	1,002	1,895	1,925		
	1-2歳	41.6%	911	認定こども園・保育所・幼稚園	200	737	1,572	210	210	773	1,647	792	221	825	1,729	1,054	231	878	1,813	1,298	242	930	1,895	1,256	231	878	1,813	1,298	242	930	1,895	1,256		
	3-5歳 (2号) (1号)	49.6% 35.0% 54.2%	1,469 2,338	確保方策 地壇型保育・横浜保育室	32	102	0	1,970	37	116	0	1,324	31	102	0	999	27	86	0	691	21	72	0	669	27	86	0	691	21	72	0	669		
港南区	0歳	26.0%	277	量的見込み	350	1,209	2,112	2,945	352	1,204	2,175	2,809	346	1,219	2,171	2,673	337	1,234	2,168	2,538	331	1,249	2,164	2,402	337	1,234	2,168	2,538	331	1,249	2,164	2,402		
	1-2歳	44.0%	1,298	認定こども園・保育所・幼稚園	310	1,057	2,112	900	317	1,081	2,168	1,507	317	1,114	2,166	2,044	316	1,148	2,166	2,232	316	1,181	2,164	1,880	316	1,148	2,166	2,232	316	1,181	2,164	1,880		
	3-5歳 (2号) (1号)	47.4% 41.8% 61.4%	2,199 3,216	確保方策 地壇型保育・横浜保育室	40	152	7	3,300	35	123	7	2,244	29	105	5	1,257	21	86	2	620	15	68	0	522	21	86	2	620	15	68	0	522		
保土ヶ谷区	0歳	25.2%	228	量的見込み	293	1,039	1,849	2,999	298	1,053	1,880	2,838	296	1,072	1,847	2,676	296	1,093	1,833	2,515	294	1,112	1,820	2,354	296	1,093	1,833	2,515	294	1,112	1,820	2,354		
	1-2歳	42.0%	1,033	認定こども園・保育所・幼稚園	266	959	1,844	2,65	266	959	1,855	1,067	269	981	1,842	1,738	273	1,003	1,829	2,044	276	1,025	1,816	1,760	273	1,003	1,829	2,044	276	1,025	1,816	1,760		
	3-5歳 (2号) (1号)	43.6% 39.5% 72.1%	1,821 3,321	確保方策 地壇型保育・横浜保育室	27	80	5	3,609	32	94	5	2,427	27	91	5	1,376	23	90	4	690	18	87	4	594	23	90	4	690	18	87	4	594		

区	年齢	ニーズ割合	【参考】 26年度末 (1号は25年度)	27年度												28年度												29年度												30年度												31年度											
				支給認定区分						3号						2号						1号						3号						2号						1号																							
				0歳		1-2歳		3-5歳		0歳		1-2歳		3-5歳		0歳		1-2歳		3-5歳		0歳		1-2歳		3-5歳		0歳		1-2歳		3-5歳		0歳		1-2歳		3-5歳		0歳		1-2歳		3-5歳																			
戸塚区	0歳	20.4%	16.0%	366	456	1,489	2,782	3,921	486	1,595	2,989	3,991	460	1,680	3,018	4,061	436	1,766	3,069	4,132	410	1,851	3,118	4,202	408	1,314	2,741	356	438	1,421	2,950	3,842	419	1,490	3,002	2,711	400	1,560	3,055	4,006	381	1,629	3,107	3,985																			
	1-2歳	42.0%	33.6%	1,654	408	1,314	2,741	356	438	1,421	2,950	3,842	419	1,490	3,002	2,711	400	1,560	3,055	4,006	381	1,629	3,107	3,985	408	1,314	2,741	356	438	1,421	2,950	3,842	419	1,490	3,002	2,711	400	1,560	3,055	4,006	381	1,629	3,107	3,985																			
	3-5歳	42.0%	32.0%	2,473	48	175	21	3,935	48	174	19	2,427	41	190	16	1,536	36	206	14	218	29	222	11	217	48	175	21	3,935	48	174	19	2,427	41	190	16	1,536	36	206	14	218	29	222	11	217																			
	3-5歳 (2号) (1号)	57.4%	48.1%	3,780	48	175	21	3,935	48	174	19	2,427	41	190	16	1,536	36	206	14	218	29	222	11	217	48	175	21	3,935	48	174	19	2,427	41	190	16	1,536	36	206	14	218	29	222	11	217																			
栄区	0歳	20.5%	11.4%	106	152	518	1,156	1,751	157	532	1,167	1,714	159	575	1,185	1,677	182	616	1,201	1,940	164	659	1,219	1,603	127	440	1,153	1,010	1,27	440	1,164	1,484	132	492	1,182	1,729	138	543	1,109	1,567	143	595	1,217	1,405																			
	1-2歳	39.0%	27.2%	533	152	518	1,156	1,751	157	532	1,167	1,714	159	575	1,185	1,677	182	616	1,201	1,940	164	659	1,219	1,603	127	440	1,153	1,010	1,27	440	1,164	1,484	132	492	1,182	1,729	138	543	1,109	1,567	143	595	1,217	1,405																			
	3-5歳	43.2%	32.4%	987	25	78	3	1,330	25	78	3	1,330	27	83	3	243	24	73	2	220	21	64	2	198	25	78	3	1,330	25	78	3	1,330	27	83	3	243	24	73	2	220	21	64	2	198																			
	3-5歳 (2号) (1号)	56.8%	58.7%	1,825	25	78	3	1,330	25	78	3	1,330	27	83	3	243	24	73	2	220	21	64	2	198	25	78	3	1,330	25	78	3	1,330	27	83	3	243	24	73	2	220	21	64	2	198																			
泉区	0歳	23.3%	17.5%	198	276	860	1,465	2,400	281	874	1,477	2,338	267	865	1,501	2,275	254	855	1,525	2,212	240	846	1,549	2,149	256	789	1,465	149	256	789	1,477	741	245	793	1,525	224	795	1,549	1,825	20	71	0	354	324																			
	1-2歳	37.9%	36.7%	936	256	789	1,465	149	256	789	1,477	741	245	793	1,525	2,212	240	846	1,549	2,149	240	846	1,549	2,149	256	789	1,465	149	256	789	1,477	741	245	793	1,525	224	795	1,549	1,825	20	71	0	354	324																			
	3-5歳	41.9%	39.2%	1,560	20	71	0	2,800	20	71	0	2,800	22	74	0	960	19	62	0	354	324	324	324	324	20	71	0	2,800	20	71	0	2,800	22	74	0	960	19	62	0	354	324																						
	3-5歳 (2号) (1号)	58.1%	61.7%	2,526	20	71	0	2,800	20	71	0	2,800	22	74	0	960	19	62	0	354	324	324	324	324	20	71	0	2,800	20	71	0	2,800	22	74	0	960	19	62	0	354	324																						
瀬谷区	0歳	22.0%	11.5%	108	182	615	1,082	2,352	184	610	1,133	2,177	183	617	1,222	2,001	181	623	1,312	1,826	180	630	1,401	1,651	143	467	1,066	655	150	491	1,121	2,310	151	477	1,301	1,946	152	470	1,391	1,518	39	148	16	170	133																		
	1-2歳	34.6%	30.5%	639	182	615	1,082	2,352	184	610	1,133	2,177	183	617	1,222	2,001	181	623	1,312	1,826	180	630	1,401	1,651	143	467	1,066	655	150	491	1,121	2,310	151	477	1,301	1,946	152	470	1,391	1,518	39	148	16	170	133																		
	3-5歳	45.9%	35.8%	1,174	182	615	1,082	2,352	184	610	1,133	2,177	183	617	1,222	2,001	181	623	1,312	1,826	180	630	1,401	1,651	143	467	1,066	655	150	491	1,121	2,310	151	477	1,301	1,946	152	470	1,391	1,518	39	148	16	170	133																		
	3-5歳 (2号) (1号)	54.1%	80.0%	2,702	182	615	1,082	2,352	184	610	1,133	2,177	183	617	1,222	2,001	181	623	1,312	1,826	180	630	1,401	1,651	143	467	1,066	655	150	491	1,121	2,310	151	477	1,301	1,946	152	470	1,391	1,518	39	148	16	170	133																		
全市合計	0歳	23.1%	16.0%	4,809	6,029	21,058	37,019	52,813	6,330	21,969	39,144	51,813	6,404	22,465	39,422	50,802	6,477	22,960	39,701	49,802	6,551	23,456	39,979	48,797	5,175	17,435	36,740	11,259	18,499	38,909	26,399	5,612	19,125	38,222	36,476	5,751	19,751	39,535	43,620	5,891	20,377	39,848	40,821	854	3,623	279	854	7,976															
	1-2歳	41.4%	35.0%	21,974	6,029	21,058	37,019	52,813	6,330	21,969	39,144	51,813	6,404	22,465	39,422	50,802	6,477	22,960	39,701	49,802	6,551	23,456	39,979	48,797	5,175	17,435	36,740	11,259	18,499	38,909	26,399	5,612	19,125	38,222	36,476	5,751	19,751	39,535	43,620	5,891	20,377	39,848	40,821	854	3,623	279	854	7,976															
	3-5歳	45.3%	34.7%	33,220	6,029	21,058	37,019	52,813	6,330	21,969	39,144	51,813	6,404	22,465	39,422	50,802	6,477	22,960	39,701	49,802	6,551	23,456	39,979	48,797	5,175	17,435	36,740	11,259	18,499	38,909	26,399	5,612	19,125	38,222	36,476	5,751	19,751	39,535	43,620	5,891	20,377	39,848	40,821	854	3,623	279	854	7,976															
	3-5歳 (2号) (1号)	54.7%	57.1%	54,818	6,029	21,058	37,019	52,813	6,330	21,969	39,144	51,813	6,404	22,465	39,422	50,802	6,477	22,960	39,701	49,802	6,551	23,456	39,979	48,797	5,175	17,435	36,740	11,259	18,499	38,909	26,399	5,612	19,125	38,222	36,476	5,751	19,751	39,535	43,620	5,891	20,377	39,848	40,821	854	3,623	279	854	7,976															

(2) 地域子ども・子育て支援事業

	本市事業	基本 施策
ア 妊婦に対して健康診査を実施する事業	○妊婦健康診査事業	⑤
イ 乳児家庭全戸訪問事業	○こんにちは赤ちゃん訪問事業	⑤
ウ 子育て短期支援事業	○ショートステイ ○トワイライトステイ ○母子生活支援施設緊急一時保護事業	⑦、⑧
エ 養育支援訪問事業及び要保護児童対策 地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	○育児支援家庭訪問事業 ○養育支援家庭訪問事業 ○要保護児童対策地域協議会	⑤、⑧
オ 病児保育事業	○病児保育事業	①
カ 利用者支援に関する事業	○保育コンシェルジュ事業 ○地域子育て支援拠点における利用者支援	①、⑥
キ 時間外保育事業	○延長保育事業（夕延長）	①
ク 放課後児童健全育成事業	○放課後児童クラブ ○放課後キッズクラブ（一部）	①、②
ケ 地域子育て支援拠点事業	○地域子育て支援拠点 ○親と子のつどいの広場 ○保育所子育てひろば、幼稚園はまっ子広場等	⑥
コ 一時預かり事業 子育て援助活動支援事業	○幼稚園での一時預かり ○保育所での一時保育 ○横浜保育室での一時保育 ○乳幼児一時預かり事業 ○親と子のつどいの広場での一時預かり ○横浜子育てサポートシステム事業 ○24時間緊急一時預かり ○休日保育の一時預かり	①、⑥

【ア 妊婦に対して健康診査を実施する事業】

本市事業		妊婦健康診査事業					
事業内容		基本施策⑤に記載					
対象年齢		—					
指標(単位)		延べ受診回数(回/年)					
年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
量の見込み／確保方策	全市	量の見込み	376,340	373,175	370,042	366,941	363,852
		確保方策	376,340	373,175	370,042	366,941	363,852
	鶴見区	量の見込み	33,494	33,213	32,934	32,658	32,383
		確保方策	33,494	33,213	32,934	32,658	32,383
	神奈川区	量の見込み	26,344	26,122	25,903	25,686	25,470
		確保方策	26,344	26,122	25,903	25,686	25,470
	西区	量の見込み	12,418	12,315	12,211	12,109	12,007
		確保方策	12,418	12,315	12,211	12,109	12,007
	中区	量の見込み	15,806	15,673	15,542	15,412	15,282
		確保方策	15,806	15,673	15,542	15,412	15,282
	南区	量の見込み	17,688	17,539	17,392	17,246	17,101
		確保方策	17,688	17,539	17,392	17,246	17,101
	港南区	量の見込み	18,441	18,286	18,132	17,980	17,829
		確保方策	18,441	18,286	18,132	17,980	17,829
	保土ヶ谷区	量の見込み	16,935	16,793	16,652	16,512	16,373
		確保方策	16,935	16,793	16,652	16,512	16,373
	旭区	量の見込み	20,699	20,525	20,352	20,182	20,012
		確保方策	20,699	20,525	20,352	20,182	20,012
	磯子区	量の見込み	14,677	14,554	14,432	14,311	14,190
		確保方策	14,677	14,554	14,432	14,311	14,190
	金沢区	量の見込み	16,183	16,047	15,912	15,778	15,646
		確保方策	16,183	16,047	15,912	15,778	15,646
	港北区	量の見込み	45,161	44,781	44,405	44,033	43,662
		確保方策	45,161	44,781	44,405	44,033	43,662
	緑区	量の見込み	18,064	17,912	17,762	17,613	17,465
		確保方策	18,064	17,912	17,762	17,613	17,465
青葉区	量の見込み	31,989	31,720	31,454	31,190	30,927	
	確保方策	31,989	31,720	31,454	31,190	30,927	
都筑区	量の見込み	24,462	24,256	24,053	23,851	23,650	
	確保方策	24,462	24,256	24,053	23,851	23,650	
戸塚区	量の見込み	27,473	27,242	27,013	26,787	26,561	
	確保方策	27,473	27,242	27,013	26,787	26,561	
栄区	量の見込み	10,914	10,822	10,731	10,641	10,552	
	確保方策	10,914	10,822	10,731	10,641	10,552	
泉区	量の見込み	13,925	13,807	13,692	13,577	13,463	
	確保方策	13,925	13,807	13,692	13,577	13,463	
瀬谷区	量の見込み	11,667	11,568	11,470	11,375	11,279	
	確保方策	11,667	11,568	11,470	11,375	11,279	

【イ 乳児家庭全戸訪問事業】

本市事業		こんにちは赤ちゃん訪問事業					
事業内容		基本施策⑤に掲載					
対象年齢		0歳					
指標(単位)		訪問件数(件/年) 及び 訪問率(%)					
年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
量の見込み／確保方針	全市	量の見込み	25,229 87.4%	24,921 88.6%	24,625 89.7%	24,295 90.6%	24,100 91.5%
		確保方針	25,229 87.4%	24,921 88.6%	24,625 89.7%	24,295 90.6%	24,100 91.5%
	鶴見区	量の見込み	2,004 78.0%	2,115 82.0%	2,168 86.0%	2,172 88.0%	2,185 90.0%
		確保方針	2,004 78.0%	2,115 82.0%	2,168 86.0%	2,172 88.0%	2,185 90.0%
	神奈川区	量の見込み	1,744 93.0%	1,768 93.2%	1,730 93.4%	1,695 93.6%	1,670 93.8%
		確保方針	1,744 93.0%	1,768 93.2%	1,730 93.4%	1,695 93.6%	1,670 93.8%
	西区	量の見込み	683 85.0%	717 86.5%	714 88.0%	707 89.0%	702 90.0%
		確保方針	683 85.0%	717 86.5%	714 88.0%	707 89.0%	702 90.0%
	中区	量の見込み	842 82.0%	841 84.0%	841 86.0%	841 88.0%	846 90.0%
		確保方針	842 82.0%	841 84.0%	841 86.0%	841 88.0%	846 90.0%
	南区	量の見込み	1,046 82.0%	1,024 84.0%	1,023 86.0%	1,023 88.0%	1,029 90.0%
		確保方針	1,046 82.0%	1,024 84.0%	1,023 86.0%	1,023 88.0%	1,029 90.0%
	港南区	量の見込み	1,289 87.0%	1,202 88.0%	1,185 89.0%	1,163 89.5%	1,148 90.0%
		確保方針	1,289 87.0%	1,202 88.0%	1,185 89.0%	1,163 89.5%	1,148 90.0%
	保土ヶ谷区	量の見込み	1,264 96.0%	1,201 96.1%	1,172 96.2%	1,145 96.3%	1,125 96.4%
		確保方針	1,264 96.0%	1,201 96.1%	1,172 96.2%	1,145 96.3%	1,125 96.4%
	旭区	量の見込み	1,337 78.0%	1,273 81.0%	1,289 84.0%	1,305 87.0%	1,326 90.0%
		確保方針	1,337 78.0%	1,273 81.0%	1,289 84.0%	1,305 87.0%	1,326 90.0%

年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
量の見込み／確保方策	磯子区	量の見込み	1,061 87.0%	1,014 88.0%	1,001 89.0%	986 89.5%	976 90.0%
		確保方策	1,061 87.0%	1,014 88.0%	1,001 89.0%	986 89.5%	976 90.0%
	金沢区	量の見込み	1,221 92.0%	1,137 92.2%	1,108 92.4%	1,082 92.6%	1,063 92.8%
		確保方策	1,221 92.0%	1,137 92.2%	1,108 92.4%	1,082 92.6%	1,063 92.8%
	港北区	量の見込み	2,882 92.0%	2,907 92.2%	2,852 92.4%	2,802 92.6%	2,765 92.8%
		確保方策	2,882 92.0%	2,907 92.2%	2,852 92.4%	2,802 92.6%	2,765 92.8%
	緑区	量の見込み	1,211 84.0%	1,236 85.5%	1,224 87.0%	1,214 88.5%	1,211 90.0%
		確保方策	1,211 84.0%	1,236 85.5%	1,224 87.0%	1,214 88.5%	1,211 90.0%
	青葉区	量の見込み	2,146 86.0%	2,080 87.0%	2,053 88.0%	2,027 89.0%	2,013 90.0%
		確保方策	2,146 86.0%	2,080 87.0%	2,053 88.0%	2,027 89.0%	2,013 90.0%
	都筑区	量の見込み	1,694 86.0%	1,784 87.0%	1,756 88.0%	1,728 89.0%	1,713 90.0%
		確保方策	1,694 86.0%	1,784 87.0%	1,756 88.0%	1,728 89.0%	1,713 90.0%
	戸塚区	量の見込み	2,007 90.8%	1,966 91.0%	1,917 91.2%	1,873 91.4%	1,840 91.6%
		確保方策	2,007 90.8%	1,966 91.0%	1,917 91.2%	1,873 91.4%	1,840 91.6%
	栄区	量の見込み	807 89.0%	765 89.3%	749 89.6%	733 89.8%	721 90.0%
		確保方策	807 89.0%	765 89.3%	749 89.6%	733 89.8%	721 90.0%
	泉区	量の見込み	1,109 95.2%	1,051 95.3%	1,025 95.4%	1,001 95.5%	984 95.6%
		確保方策	1,109 95.2%	1,051 95.3%	1,025 95.4%	1,001 95.5%	984 95.6%
	瀬谷区	量の見込み	882 95.1%	840 95.2%	818 95.3%	798 95.4%	783 95.5%
		確保方策	882 95.1%	840 95.2%	818 95.3%	798 95.4%	783 95.5%

【ウ 子育て短期支援事業】

本市事業			ショートステイ、トワイライトステイ					
事業内容			基本施策⑧に掲載					
対象年齢			0歳～(おおむね)12歳					
指標(単位)			延べ利用者数(人/年)					
年度			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
量の見込み／確保方策	全市	ショートステイ	量の見込み	189	207	231	258	287
			確保方策	108	131	170	224	287
		トワイライトステイ	量の見込み	3,642	4,040	4,476	4,976	5,526
			確保方策	2,068	2,570	3,259	4,324	5,526
	鶴見区	ショートステイ	量の見込み	12	13	14	16	18
			確保方策	12	13	14	16	18
		トワイライトステイ	量の見込み	227	251	279	310	344
			確保方策	227	251	279	310	344
	神奈川区	ショートステイ	量の見込み	8	9	10	11	12
			確保方策	0	0	0	0	12
		トワイライトステイ	量の見込み	155	172	191	212	235
			確保方策	0	0	0	0	235
	西区	ショートステイ	量の見込み	5	5	6	7	8
			確保方策	0	0	0	0	8
		トワイライトステイ	量の見込み	96	106	118	131	145
			確保方策	0	0	0	0	145
	中区	ショートステイ	量の見込み	13	14	16	18	20
			確保方策	13	14	16	18	20
		トワイライトステイ	量の見込み	252	279	310	344	382
			確保方策	252	279	310	344	382
南区	ショートステイ	量の見込み	13	14	16	18	20	
		確保方策	13	14	16	18	20	
	トワイライトステイ	量の見込み	250	278	308	342	380	
		確保方策	250	278	278	342	380	
港南区	ショートステイ	量の見込み	13	14	16	17	19	
		確保方策	13	14	16	17	19	
	トワイライトステイ	量の見込み	246	273	303	336	373	
		確保方策	246	273	303	336	373	
保土ヶ谷区	ショートステイ	量の見込み	13	14	16	17	19	
		確保方策	0	0	0	17	19	
	トワイライトステイ	量の見込み	245	272	302	335	372	
		確保方策	0	0	0	335	372	
旭区	ショートステイ	量の見込み	12	13	15	16	18	
		確保方策	12	13	15	16	18	
	トワイライトステイ	量の見込み	233	259	278	319	354	
		確保方策	233	259	278	319	354	

年度			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
量の見込み／確保方策	磯子区	ショートステイ	量の見込み	11	12	13	15	17
			確保方策	11	12	13	15	17
		トワイライトステイ	量の見込み	211	234	260	288	320
			確保方策	211	234	260	288	320
	金沢区	ショートステイ	量の見込み	11	13	14	15	17
			確保方策	0	0	14	15	17
		トワイライトステイ	量の見込み	218	242	269	298	331
			確保方策	0	0	269	298	331
	港北区	ショートステイ	量の見込み	12	14	15	17	19
			確保方策	0	0	0	17	19
		トワイライトステイ	量の見込み	242	268	298	330	367
			確保方策	0	0	0	330	367
	緑区	ショートステイ	量の見込み	10	11	12	14	15
			確保方策	10	11	12	14	15
		トワイライトステイ	量の見込み	193	214	238	264	293
			確保方策	193	214	238	264	293
	青葉区	ショートステイ	量の見込み	12	13	14	16	18
			確保方策	0	0	0	0	18
		トワイライトステイ	量の見込み	226	251	278	309	343
			確保方策	0	0	0	0	343
都筑区	ショートステイ	量の見込み	10	11	12	14	15	
		確保方策	10	11	12	14	15	
	トワイライトステイ	量の見込み	192	213	236	262	291	
		確保方策	192	213	236	262	291	
戸塚区	ショートステイ	量の見込み	13	14	16	18	20	
		確保方策	0	14	16	18	20	
	トワイライトステイ	量の見込み	249	277	307	341	379	
		確保方策	0	277	307	341	379	
栄区	ショートステイ	量の見込み	7	8	9	10	11	
		確保方策	0	0	9	10	11	
	トワイライトステイ	量の見込み	143	159	176	195	217	
		確保方策	0	0	176	195	217	
泉区	ショートステイ	量の見込み	6	6	7	8	9	
		確保方策	6	6	7	8	9	
	トワイライトステイ	量の見込み	113	125	139	154	171	
		確保方策	113	125	139	154	171	
瀬谷区	ショートステイ	量の見込み	8	9	10	11	12	
		確保方策	8	9	10	11	12	
	トワイライトステイ	量の見込み	151	167	186	206	229	
		確保方策	151	167	186	206	229	

本市事業		母子生活支援施設緊急一時保護事業					
本市事業		基本施策⑦に掲載					
対象年齢		0歳～17歳(同伴児童の年齢)					
指標(単位)		延べ利用世帯数(世帯/年)					
年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
量の見込み／確保方策	全市	量の見込み	72	77	82	82	82
		確保方策	72	77	82	82	82
	鶴見区	量の見込み	5	6	6	6	6
		確保方策	5	6	6	6	6
	神奈川区	量の見込み	5	5	5	5	5
		確保方策	5	5	5	5	5
	西区	量の見込み	2	2	2	2	2
		確保方策	2	2	2	2	2
	中区	量の見込み	3	3	3	3	3
		確保方策	3	3	3	3	3
	南区	量の見込み	4	4	4	4	4
		確保方策	4	4	4	4	4
	港南区	量の見込み	4	5	5	5	5
		確保方策	4	5	5	5	5
	保土ヶ谷区	量の見込み	4	4	4	4	4
		確保方策	4	4	4	4	4
	旭区	量の見込み	5	5	6	6	6
		確保方策	5	5	6	6	6
	磯子区	量の見込み	3	3	4	4	4
		確保方策	3	3	4	4	4
	金沢区	量の見込み	4	4	5	5	5
		確保方策	4	4	5	5	5
	港北区	量の見込み	7	7	7	7	7
		確保方策	7	7	7	7	7
	緑区	量の見込み	4	4	4	4	4
		確保方策	4	4	4	4	4
	青葉区	量の見込み	6	6	7	7	7
		確保方策	6	6	7	7	7
	都筑区	量の見込み	4	4	5	5	5
		確保方策	4	4	5	5	5
	戸塚区	量の見込み	5	6	6	6	6
		確保方策	5	6	6	6	6
栄区	量の見込み	2	3	3	3	3	
	確保方策	2	3	3	3	3	
泉区	量の見込み	3	3	3	3	3	
	確保方策	3	3	3	3	3	
瀬谷区	量の見込み	2	3	3	3	3	
	確保方策	2	3	3	3	3	

【エ 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業】

本市事業			育児支援家庭訪問事業					
事業内容			基本施策⑤に掲載					
対象年齢			0歳～17歳					
指標(単位)			延べ実施回数(回/年)					
年度			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
量の見込み／確保方策	全市	家庭訪問	量の見込み	4,527	4,954	5,432	5,983	6,614
			確保方策	4,527	4,954	5,432	5,983	6,614
		ヘルパー	量の見込み	1,713	1,875	2,056	2,262	2,500
			確保方策	1,713	1,875	2,056	2,262	2,500
	鶴見区	家庭訪問	量の見込み	260	288	320	356	397
			確保方策	260	288	320	356	397
		ヘルパー	量の見込み	98	109	121	135	150
			確保方策	98	109	121	135	150
	神奈川区	家庭訪問	量の見込み	173	193	216	241	268
			確保方策	173	193	216	241	268
		ヘルパー	量の見込み	66	73	82	91	101
			確保方策	66	73	82	91	101
	西区	家庭訪問	量の見込み	122	137	155	174	196
			確保方策	122	137	155	174	196
		ヘルパー	量の見込み	46	52	59	66	74
			確保方策	46	52	59	66	74
	中区	家庭訪問	量の見込み	315	347	382	421	465
			確保方策	315	347	382	421	465
		ヘルパー	量の見込み	119	131	144	159	176
			確保方策	119	131	144	159	176
	南区	家庭訪問	量の見込み	282	308	336	369	405
			確保方策	282	308	336	369	405
		ヘルパー	量の見込み	107	116	127	139	153
			確保方策	107	116	127	139	153
港南区	家庭訪問	量の見込み	351	380	412	450	494	
		確保方策	351	380	412	450	494	
	ヘルパー	量の見込み	133	144	156	170	187	
		確保方策	133	144	156	170	187	
保土ヶ谷区	家庭訪問	量の見込み	258	280	305	333	363	
		確保方策	258	280	305	333	363	
	ヘルパー	量の見込み	98	106	115	126	137	
		確保方策	98	106	115	126	137	
旭区	家庭訪問	量の見込み	328	354	383	418	458	
		確保方策	328	354	383	418	458	
	ヘルパー	量の見込み	124	134	145	158	173	
		確保方策	124	134	145	158	173	

		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
量の見込み／確保方策	磯子区	家庭訪問	量の見込み	244	266	291	320	354
			確保方策	244	266	291	320	354
		ヘルパー	量の見込み	92	101	110	121	134
			確保方策	92	101	110	121	134
	金沢区	家庭訪問	量の見込み	254	276	300	328	361
			確保方策	254	276	300	328	361
		ヘルパー	量の見込み	96	104	114	124	136
			確保方策	96	104	114	124	136
	港北区	家庭訪問	量の見込み	344	382	425	472	523
			確保方策	344	382	425	472	523
		ヘルパー	量の見込み	130	145	161	179	198
			確保方策	130	145	161	179	198
	緑区	家庭訪問	量の見込み	240	264	290	321	357
			確保方策	240	264	290	321	357
		ヘルパー	量の見込み	91	100	110	121	135
			確保方策	91	100	110	121	135
	青葉区	家庭訪問	量の見込み	277	301	328	358	392
			確保方策	277	301	328	358	392
		ヘルパー	量の見込み	105	114	124	135	148
			確保方策	105	114	124	135	148
	都筑区	家庭訪問	量の見込み	262	287	315	348	387
			確保方策	262	287	315	348	387
		ヘルパー	量の見込み	99	109	119	132	146
			確保方策	99	109	119	132	146
戸塚区	家庭訪問	量の見込み	299	328	361	400	446	
		確保方策	299	328	361	400	446	
	ヘルパー	量の見込み	113	124	137	151	169	
		確保方策	113	124	137	151	169	
栄区	家庭訪問	量の見込み	186	202	221	244	272	
		確保方策	186	202	221	244	272	
	ヘルパー	量の見込み	70	77	84	92	103	
		確保方策	70	77	84	92	103	
泉区	家庭訪問	量の見込み	150	163	177	194	215	
		確保方策	150	163	177	194	215	
	ヘルパー	量の見込み	57	61	67	74	81	
		確保方策	57	61	67	74	81	
瀬谷区	家庭訪問	量の見込み	182	198	215	236	261	
		確保方策	182	198	215	236	261	
	ヘルパー	量の見込み	69	75	81	89	99	
		確保方策	69	75	81	89	99	

本市事業			養育支援家庭訪問事業					
事業内容			基本施策⑧に掲載					
対象年齢			0歳～17歳					
指標(単位)			延べ実施回数(回/年)					
年度			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
量の見込み／確保方策	全市	家庭訪問	量の見込み	3,313	3,624	3,978	4,378	4,837
			確保方策	3,313	3,624	3,978	4,378	4,837
		ヘルパー	量の見込み	5,432	5,941	6,517	7,177	7,932
			確保方策	5,432	5,941	6,517	7,177	7,932
	鶴見区	家庭訪問	量の見込み	190	211	234	260	291
			確保方策	190	211	234	260	291
		ヘルパー	量の見込み	312	345	384	427	476
			確保方策	312	345	384	427	476
	神奈川区	家庭訪問	量の見込み	126	141	159	176	195
			確保方策	126	141	159	176	195
		ヘルパー	量の見込み	207	232	259	289	321
			確保方策	207	232	259	289	321
	西区	家庭訪問	量の見込み	90	100	113	127	144
			確保方策	90	100	113	127	144
		ヘルパー	量の見込み	147	164	185	209	235
			確保方策	147	164	185	209	235
	中区	家庭訪問	量の見込み	231	254	279	308	340
			確保方策	231	254	279	308	340
		ヘルパー	量の見込み	379	416	458	505	558
			確保方策	379	416	458	505	558
南区	家庭訪問	量の見込み	206	225	246	270	296	
		確保方策	206	225	246	270	296	
	ヘルパー	量の見込み	338	369	403	443	486	
		確保方策	338	369	403	443	486	
港南区	家庭訪問	量の見込み	257	278	301	329	362	
		確保方策	257	278	301	329	362	
	ヘルパー	量の見込み	422	456	493	540	593	
		確保方策	422	456	493	540	593	
保土ヶ谷区	家庭訪問	量の見込み	189	205	224	244	266	
		確保方策	189	205	224	244	266	
	ヘルパー	量の見込み	309	337	366	400	436	
		確保方策	309	337	366	400	436	
旭区	家庭訪問	量の見込み	240	259	281	306	335	
		確保方策	240	259	281	306	335	
	ヘルパー	量の見込み	394	425	460	501	550	
		確保方策	394	425	460	501	550	

年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		
量の見込み／確保方策	磯子区	家庭訪問	量の見込み	178	194	213	234	259
			確保方策	178	194	213	234	259
		ヘルパー	量の見込み	292	319	349	384	425
			確保方策	292	319	349	384	425
	金沢区	家庭訪問	量の見込み	186	202	219	240	264
			確保方策	186	202	219	240	264
		ヘルパー	量の見込み	305	330	360	394	433
			確保方策	305	330	360	394	433
	港北区	家庭訪問	量の見込み	252	280	311	346	382
			確保方策	252	280	311	346	382
		ヘルパー	量の見込み	413	458	510	566	627
			確保方策	413	458	510	566	627
	緑区	家庭訪問	量の見込み	176	193	213	234	261
			確保方策	176	193	213	234	261
		ヘルパー	量の見込み	288	316	348	385	428
			確保方策	288	316	348	385	428
	青葉区	家庭訪問	量の見込み	203	220	240	262	287
			確保方策	203	220	240	262	287
		ヘルパー	量の見込み	332	361	393	429	470
			確保方策	332	361	393	429	470
	都筑区	家庭訪問	量の見込み	191	211	231	255	283
			確保方策	191	211	231	255	283
		ヘルパー	量の見込み	315	344	379	417	464
			確保方策	315	344	379	417	464
戸塚区	家庭訪問	量の見込み	219	240	265	293	326	
		確保方策	219	240	265	293	326	
	ヘルパー	量の見込み	359	394	434	480	535	
		確保方策	359	394	434	480	535	
栄区	家庭訪問	量の見込み	136	148	162	178	199	
		確保方策	136	148	162	178	199	
	ヘルパー	量の見込み	223	243	266	292	326	
		確保方策	223	243	266	292	326	
泉区	家庭訪問	量の見込み	109	119	130	143	158	
		確保方策	109	119	130	143	158	
	ヘルパー	量の見込み	180	195	212	233	258	
		確保方策	180	195	212	233	258	
瀬谷区	家庭訪問	量の見込み	134	145	158	173	190	
		確保方策	134	145	158	173	190	
	ヘルパー	量の見込み	219	237	258	283	312	
		確保方策	219	237	258	283	312	

本市事業		要保護児童対策地域協議会(児童虐待防止啓発地域連携事業の一部)					
事業内容		基本施策⑧に掲載					
対象年齢		0歳～17歳					
指標(単位)		要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議件数(件/年)					
年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
量の見込み／確保方策	全市	量の見込み	951	1,039	1,135	1,251	1,380
		確保方策	951	1,039	1,135	1,251	1,380
	鶴見区	量の見込み	48	54	60	66	73
		確保方策	48	54	60	66	73
	神奈川区	量の見込み	42	47	53	58	64
		確保方策	42	47	53	58	64
	西区	量の見込み	25	27	31	35	39
		確保方策	25	27	31	35	39
	中区	量の見込み	69	75	82	91	101
		確保方策	69	75	82	91	101
	南区	量の見込み	78	84	92	101	111
		確保方策	78	84	92	101	111
	港南区	量の見込み	65	70	75	83	91
		確保方策	65	70	75	83	91
	保土ヶ谷区	量の見込み	65	71	78	84	92
		確保方策	65	71	78	84	92
	旭区	量の見込み	71	76	82	90	99
		確保方策	71	76	82	90	99
	磯子区	量の見込み	36	39	43	47	53
		確保方策	36	39	43	47	53
	金沢区	量の見込み	66	72	79	87	94
		確保方策	66	72	79	87	94
	港北区	量の見込み	55	61	67	75	83
		確保方策	55	61	67	75	83
	緑区	量の見込み	29	33	36	39	44
		確保方策	29	33	36	39	44
青葉区	量の見込み	54	58	63	69	75	
	確保方策	54	58	63	69	75	
都筑区	量の見込み	55	60	65	72	80	
	確保方策	55	60	65	72	80	
戸塚区	量の見込み	74	82	90	99	110	
	確保方策	74	82	90	99	110	
栄区	量の見込み	33	36	38	43	47	
	確保方策	33	36	38	43	47	
泉区	量の見込み	44	47	52	56	62	
	確保方策	44	47	52	56	62	
瀬谷区	量の見込み	43	46	49	55	61	
	確保方策	43	46	49	55	61	

【オ 病児保育事業】

本市事業		病児保育事業						
事業内容		基本施策①に掲載						
対象年齢		0歳～5歳						
指標(単位)		実施箇所数(か所)						
年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	備考	
量の見込み／確保方策	全市	量の見込み	27	27	27	27	27	
		確保方策	19	21	23	25	27	
	鶴見区	量の見込み	2	2	2	2	2	
		確保方策	2	2	2	2	2	
	神奈川区	量の見込み	2	2	2	2	2	※別途、病後児保育事業を1か所実施中
		確保方策	1	1	1	2	2	
	西区	量の見込み	1	1	1	1	1	
		確保方策	1	1	1	1	1	
	中区	量の見込み	1	1	1	1	1	
		確保方策	1	1	1	1	1	
	南区	量の見込み	1	1	1	1	1	※別途、病後児保育事業を1か所実施中
		確保方策	0	1	1	1	1	
	港南区	量の見込み	1	1	1	1	1	
		確保方策	1	1	1	1	1	
	保土ヶ谷区	量の見込み	2	2	2	2	2	
		確保方策	1	1	1	1	2	
	旭区	量の見込み	2	2	2	2	2	
		確保方策	2	2	2	2	2	
	磯子区	量の見込み	2	2	2	2	2	※別途、病後児保育事業を1か所実施中
		確保方策	1	1	1	1	2	
	金沢区	量の見込み	1	1	1	1	1	※別途、病後児保育事業を1か所実施中
		確保方策	0	1	1	1	1	
	港北区	量の見込み	2	2	2	2	2	
		確保方策	2	2	2	2	2	
	緑区	量の見込み	1	1	1	1	1	
		確保方策	1	1	1	1	1	
	青葉区	量の見込み	2	2	2	2	2	
		確保方策	1	1	1	2	2	
都筑区	量の見込み	2	2	2	2	2		
	確保方策	2	2	2	2	2		
戸塚区	量の見込み	2	2	2	2	2		
	確保方策	2	2	2	2	2		
栄区	量の見込み	1	1	1	1	1		
	確保方策	0	0	1	1	1		
泉区	量の見込み	1	1	1	1	1		
	確保方策	0	0	1	1	1		
瀬谷区	量の見込み	1	1	1	1	1		
	確保方策	1	1	1	1	1		

【カ 利用者支援に関する事業】

本市事業			保育コンシェルジュ事業、地域子育て支援拠点における利用者支援					
事業内容			基本施策①及び⑥に記載					
対象年齢			0歳～5歳					
指標(単位)			実施箇所数(か所)					
年度			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
量の見込み／確保方策	全市	保育コンシェルジュ	量の見込み	18	18	18	18	18
			確保方策	18	18	18	18	18
		拠点での支援	量の見込み	23	23	23	23	23
			確保方策	18	19	20	21	23
	鶴見区	保育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
			確保方策	1	1	1	1	1
		拠点での支援	量の見込み	2	2	2	2	2
			確保方策	1	1	2	2	2
	神奈川区	保育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
			確保方策	1	1	1	1	1
		拠点での支援	量の見込み	1	1	1	1	1
			確保方策	1	1	1	1	1
	西区	保育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
			確保方策	1	1	1	1	1
		拠点での支援	量の見込み	1	1	1	1	1
			確保方策	1	1	1	1	1
	中区	保育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
			確保方策	1	1	1	1	1
		拠点での支援	量の見込み	1	1	1	1	1
			確保方策	1	1	1	1	1
南区	保育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1	
		確保方策	1	1	1	1	1	
	拠点での支援	量の見込み	1	1	1	1	1	
		確保方策	1	1	1	1	1	
港南区	保育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1	
		確保方策	1	1	1	1	1	
	拠点での支援	量の見込み	1	1	1	1	1	
		確保方策	1	1	1	1	1	
保土ヶ谷区	保育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1	
		確保方策	1	1	1	1	1	
	拠点での支援	量の見込み	1	1	1	1	1	
		確保方策	1	1	1	1	1	
旭区	保育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1	
		確保方策	1	1	1	1	1	
	拠点での支援	量の見込み	1	1	1	1	1	
		確保方策	1	1	1	1	1	

年度			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
量の見込み／確保方策	磯子区	保育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
			確保方策	1	1	1	1	1
		拠点での支援	量の見込み	1	1	1	1	1
			確保方策	1	1	1	1	1
	金沢区	保育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
			確保方策	1	1	1	1	1
		拠点での支援	量の見込み	1	1	1	1	1
			確保方策	1	1	1	1	1
	港北区	保育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
			確保方策	1	1	1	1	1
		拠点での支援	量の見込み	2	2	2	2	2
			確保方策	1	2	2	2	2
	緑区	保育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
			確保方策	1	1	1	1	1
		拠点での支援	量の見込み	1	1	1	1	1
			確保方策	1	1	1	1	1
	青葉区	保育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
			確保方策	1	1	1	1	1
		拠点での支援	量の見込み	2	2	2	2	2
			確保方策	1	1	1	2	2
	都筑区	保育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
			確保方策	1	1	1	1	1
		拠点での支援	量の見込み	2	2	2	2	2
			確保方策	1	1	1	1	2
戸塚区	保育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1	
		確保方策	1	1	1	1	1	
	拠点での支援	量の見込み	2	2	2	2	2	
		確保方策	1	1	1	1	2	
栄区	保育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1	
		確保方策	1	1	1	1	1	
	拠点での支援	量の見込み	1	1	1	1	1	
		確保方策	1	1	1	1	1	
泉区	保育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1	
		確保方策	1	1	1	1	1	
	拠点での支援	量の見込み	1	1	1	1	1	
		確保方策	1	1	1	1	1	
瀬谷区	保育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1	
		確保方策	1	1	1	1	1	
	拠点での支援	量の見込み	1	1	1	1	1	
		確保方策	1	1	1	1	1	

【キ 時間外保育事業】

本市事業		延長保育事業(夕延長)					
事業内容		基本施策①に掲載					
対象年齢		0歳～5歳					
指標(単位)		利用者数(人/月)					
年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
量の見込み／確保方策	全市	量の見込み	11,017	13,588	16,149	18,715	21,278
		確保方策	11,017	13,588	16,149	18,715	21,278
	鶴見区	量の見込み	937	1,167	1,396	1,626	1,855
		確保方策	937	1,167	1,396	1,626	1,855
	神奈川区	量の見込み	802	995	1,188	1,382	1,575
		確保方策	802	995	1,188	1,382	1,575
	西区	量の見込み	311	421	530	639	748
		確保方策	311	421	530	639	748
	中区	量の見込み	398	493	588	682	777
		確保方策	398	493	588	682	777
	南区	量の見込み	477	599	720	841	962
		確保方策	477	599	720	841	962
	港南区	量の見込み	625	757	888	1,020	1,152
		確保方策	625	757	888	1,020	1,152
	保土ヶ谷区	量の見込み	503	614	725	836	947
		確保方策	503	614	725	836	947
	旭区	量の見込み	601	732	862	992	1,122
		確保方策	601	732	862	992	1,122
	磯子区	量の見込み	377	495	613	731	849
		確保方策	377	495	613	731	849
	金沢区	量の見込み	501	597	693	788	884
		確保方策	501	597	693	788	884
	港北区	量の見込み	1,407	1,705	2,003	2,302	2,600
		確保方策	1,407	1,705	2,003	2,302	2,600
	緑区	量の見込み	564	681	797	914	1,031
		確保方策	564	681	797	914	1,031
青葉区	量の見込み	876	1,040	1,203	1,366	1,529	
	確保方策	876	1,040	1,203	1,366	1,529	
都筑区	量の見込み	773	978	1,182	1,387	1,591	
	確保方策	773	978	1,182	1,387	1,591	
戸塚区	量の見込み	888	1,080	1,271	1,462	1,653	
	確保方策	888	1,080	1,271	1,462	1,653	
栄区	量の見込み	276	362	448	533	619	
	確保方策	276	362	448	533	619	
泉区	量の見込み	431	528	624	721	817	
	確保方策	431	528	624	721	817	
瀬谷区	量の見込み	270	344	418	493	567	
	確保方策	270	344	418	493	567	

【ク 放課後児童健全育成事業】

本市事業			放課後キッズクラブ(一部)、放課後児童クラブ					
事業内容			基本施策①及び②に掲載					
対象年齢			6～11歳					
指標(単位)			利用者数(人)					
年度			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
量の見込み／確保方策	全市	量の見込み	低学年	16,902	17,928	17,734	17,402	17,129
			高学年	5,657	5,675	6,560	7,039	7,334
			計	22,559	23,603	24,294	24,441	24,463
		確保方策	低学年	12,979	14,423	15,294	16,122	17,129
			高学年	4,340	4,574	5,661	6,512	7,334
			計	17,319	18,997	20,955	22,634	24,463
	鶴見区	量の見込み	低学年	1,249	1,237	1,281	1,302	1,336
			高学年	529	549	528	543	530
			計	1,778	1,786	1,809	1,845	1,866
		確保方策	低学年	894	984	1,110	1,211	1,336
			高学年	378	436	458	505	530
			計	1,272	1,420	1,568	1,716	1,866
	神奈川区	量の見込み	低学年	1,002	1,024	1,027	1,036	1,037
			高学年	425	433	469	480	484
			計	1,427	1,457	1,496	1,516	1,521
		確保方策	低学年	847	909	947	1,003	1,037
			高学年	359	384	433	464	484
			計	1,206	1,293	1,380	1,467	1,521
	西区	量の見込み	低学年	311	338	339	336	336
			高学年	86	83	108	118	125
			計	397	421	447	454	461
		確保方策	低学年	255	288	298	316	336
			高学年	70	71	95	111	125
			計	325	359	393	427	461
中区	量の見込み	低学年	441	505	511	504	509	
		高学年	103	107	134	159	163	
		計	544	612	645	663	672	
	確保方策	低学年	366	418	444	468	509	
		高学年	85	88	117	148	163	
		計	451	506	561	616	672	
南区	量の見込み	低学年	796	835	810	788	777	
		高学年	270	262	309	319	338	
		計	1,066	1,097	1,119	1,107	1,115	
	確保方策	低学年	617	691	717	763	777	
		高学年	209	217	273	309	338	
		計	826	908	990	1,072	1,115	

年度			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
量の見込み／確保方策	港南区	量の見込み	低学年	892	905	893	854	819
			高学年	268	275	280	290	292
			計	1,160	1,180	1,173	1,144	1,111
		確保方策	低学年	698	738	773	799	819
			高学年	210	224	243	271	292
			計	908	962	1,016	1,070	1,111
	保土ヶ谷区	量の見込み	低学年	825	952	944	917	894
			高学年	255	251	375	424	462
			計	1,080	1,203	1,319	1,341	1,356
		確保方策	低学年	759	850	855	871	894
			高学年	235	224	339	403	462
			計	994	1,074	1,194	1,274	1,356
	旭区	量の見込み	低学年	1,076	1,046	1,028	974	933
			高学年	385	385	357	351	342
			計	1,461	1,431	1,385	1,325	1,275
		確保方策	低学年	716	766	834	882	933
			高学年	256	282	290	318	342
			計	972	1,048	1,124	1,200	1,275
	磯子区	量の見込み	低学年	748	731	719	701	699
			高学年	301	300	299	300	294
			計	1,049	1,031	1,018	1,001	993
		確保方策	低学年	488	529	592	631	699
			高学年	196	217	246	270	294
			計	684	746	838	901	993
金沢区	量の見込み	低学年	939	953	921	892	852	
		高学年	299	302	329	344	335	
		計	1,238	1,255	1,250	1,236	1,187	
	確保方策	低学年	721	763	780	803	852	
		高学年	230	242	279	310	335	
		計	951	1,005	1,059	1,113	1,187	
港北区	量の見込み	低学年	1,664	1,710	1,714	1,737	1,769	
		高学年	635	641	681	713	727	
		計	2,299	2,351	2,395	2,450	2,496	
	確保方策	低学年	1,394	1,511	1,596	1,689	1,769	
		高学年	532	567	634	693	727	
		計	1,926	2,078	2,230	2,382	2,496	
緑区	量の見込み	低学年	1,065	1,279	1,265	1,249	1,217	
		高学年	364	361	507	596	672	
		計	1,429	1,640	1,772	1,845	1,889	
	確保方策	低学年	743	916	1,029	1,097	1,217	
		高学年	254	259	413	523	672	
		計	997	1,175	1,442	1,620	1,889	

年度			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
量の見込み／確保方策	青葉区	量の見込み	低学年	1,548	1,772	1,738	1,688	1,630
			高学年	489	477	601	669	756
			計	2,037	2,249	2,339	2,357	2,386
		確保方策	低学年	1,323	1,488	1,512	1,563	1,630
			高学年	418	400	523	619	756
			計	1,741	1,888	2,035	2,182	2,386
	都筑区	量の見込み	低学年	1,237	1,418	1,417	1,408	1,354
			高学年	333	335	556	652	706
			計	1,570	1,753	1,973	2,060	2,060
		確保方策	低学年	773	980	1,092	1,197	1,354
			高学年	208	232	428	554	706
			計	981	1,212	1,520	1,751	2,060
	戸塚区	量の見込み	低学年	1,357	1,462	1,434	1,386	1,376
			高学年	378	378	452	480	502
			計	1,735	1,840	1,886	1,866	1,878
		確保方策	低学年	1,170	1,274	1,302	1,352	1,376
			高学年	326	330	410	468	502
			計	1,496	1,604	1,712	1,820	1,878
	栄区	量の見込み	低学年	523	548	533	517	501
			高学年	166	163	181	203	219
			計	689	711	714	720	720
		確保方策	低学年	367	418	448	472	501
			高学年	117	124	152	186	219
			計	484	542	600	658	720
泉区	量の見込み	低学年	656	645	615	589	576	
		高学年	203	206	209	207	201	
		計	859	851	824	796	777	
	確保方策	低学年	510	528	540	556	576	
		高学年	158	168	184	196	201	
		計	668	696	724	752	777	
瀬谷区	量の見込み	低学年	573	568	545	524	514	
		高学年	168	167	185	191	186	
		計	741	735	730	715	700	
	確保方策	低学年	338	372	425	449	514	
		高学年	99	109	144	164	186	
		計	437	481	569	613	700	

【ケ 地域子育て支援拠点事業】

本市事業		ア 地域子育て支援拠点 イ 親と子のつどいの広場 ウ 保育所子育てひろば・幼稚園はまっ子広場 エ その他(非常設の親子の居場所):子育て支援者、子育てサロン、保育所子育てひろば(非常設園)、幼稚園はまっ子広場(非常設園)						
事業内容		基本施策⑥に掲載						
対象年齢		0歳～2歳						
指標(単位)		延べ利用者数(人/月)						
年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		
量の見込み／確保方策	全市	量の見込み	57,045	60,488	63,918	67,353	70,784	
		計	52,498	56,028	60,536	64,904	70,784	
		確保方策	ア	22,210	23,160	24,360	25,360	27,170
			イ	9,366	9,956	11,446	12,926	14,186
			ウ	8,336	10,246	11,666	13,236	14,866
			エ	12,586	12,666	13,064	13,382	14,562
	鶴見区	量の見込み	3,165	3,488	3,810	4,133	4,455	
		(計)	2,520	3,410	3,810	4,050	4,455	
		確保方策	ア	950	1,840	1,840	1,840	2,030
			イ	280	280	480	480	480
			ウ	180	180	380	580	790
			エ	1,110	1,110	1,110	1,150	1,155
	神奈川区	量の見込み	3,438	3,599	3,759	3,919	4,079	
		(計)	3,437	3,437	3,437	3,877	4,079	
		確保方策	ア	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550
			イ	690	690	690	1,130	1,130
			ウ	247	247	247	247	247
			エ	950	950	950	950	1,152
	西区	量の見込み	2,303	2,441	2,578	2,716	2,853	
		(計)	2,300	2,300	2,500	2,700	2,853	
確保方策		ア	1,300	1,300	1,500	1,500	1,500	
		イ	200	200	200	200	220	
		ウ	200	200	200	200	220	
		エ	600	600	600	800	913	
中区	量の見込み	1,880	1,984	2,087	2,190	2,293		
	(計)	1,735	1,735	2,085	2,085	2,293		
	確保方策	ア	920	920	920	920	970	
		イ	235	235	585	585	675	
		ウ	120	120	120	120	120	
		エ	460	460	460	460	528	

年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		
量の見込み／確保方策	南区	量の見込み	3,155	3,329	3,502	3,675	3,848	
		(計)	3,062	3,062	3,502	3,530	3,848	
		確保方策	ア	1,200	1,200	1,200	1,200	1,300
			イ	850	850	850	850	850
			ウ	40	40	480	480	480
	エ		972	972	972	1,000	1,218	
	港南区	量の見込み	3,288	3,353	3,417	3,481	3,545	
		(計)	3,160	3,350	3,355	3,395	3,545	
		確保方策	ア	950	950	950	950	950
			イ	60	250	250	250	400
			ウ	1,335	1,335	1,340	1,380	1,380
	エ		815	815	815	815	815	
	保土ヶ谷区	量の見込み	2,791	2,957	3,123	3,288	3,454	
		(計)	2,484	2,794	3,034	3,274	3,454	
		確保方策	ア	1,110	1,110	1,110	1,110	1,150
			イ	365	365	605	605	605
			ウ	300	610	610	850	990
	エ		709	709	709	709	709	
	旭区	量の見込み	3,563	3,740	3,917	4,093	4,270	
		(計)	3,230	3,230	3,530	3,970	4,270	
確保方策		ア	1,020	1,020	1,020	1,020	1,020	
		イ	1,000	1,000	1,300	1,300	1,600	
		ウ	460	460	460	900	900	
	エ	750	750	750	750	750		
磯子区	量の見込み	3,170	3,351	3,532	3,714	3,895		
	(計)	2,890	3,330	3,530	3,710	3,895		
	確保方策	ア	1,230	1,230	1,230	1,230	1,250	
		イ	420	420	420	600	600	
		ウ	730	1,170	1,170	1,170	1,170	
エ		510	510	710	710	875		
金沢区	量の見込み	2,976	3,079	3,181	3,284	3,387		
	(計)	2,780	2,990	3,180	3,180	3,387		
	確保方策	ア	1,280	1,280	1,280	1,280	1,280	
		イ	490	490	490	490	690	
		ウ	610	820	1,010	1,010	1,010	
エ		400	400	400	400	407		
港北区	量の見込み	4,538	4,938	5,337	5,737	6,136		
	(計)	4,538	4,938	5,136	5,736	6,136		
	確保方策	ア	2,210	2,210	2,210	2,210	2,610	
		イ	1,200	1,200	1,200	1,800	1,800	
		ウ	100	500	500	500	500	
エ		1,028	1,028	1,226	1,226	1,226		

年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		
量の見込み／確保方策	緑区	量の見込み	2,704	2,920	3,135	3,351	3,566	
		(計)	2,316	2,716	3,116	3,116	3,566	
		確保方策	ア	810	810	810	810	810
			イ	450	850	850	850	850
			ウ	343	343	743	743	1,193
	エ		713	713	713	713	713	
	青葉区	量の見込み	4,502	4,833	5,163	5,494	5,824	
		(計)	3,864	4,214	5,114	5,464	5,824	
		確保方策	ア	1,700	1,700	2,600	2,600	2,610
			イ	600	600	600	600	900
			ウ	850	1,200	1,200	1,550	1,600
	エ		714	714	714	714	714	
	都筑区	量の見込み	3,495	3,866	4,236	4,607	4,977	
		(計)	2,770	2,830	3,230	3,530	4,977	
		確保方策	ア	1,200	1,260	1,260	1,260	2,260
			イ	500	500	900	900	900
			ウ	600	600	600	900	1,200
	エ		470	470	470	470	617	
	戸塚区	量の見込み	3,997	4,337	4,677	5,016	5,356	
		(計)	3,470	3,670	3,670	4,930	5,356	
確保方策		ア	1,600	1,600	1,600	2,600	2,600	
		イ	500	500	500	760	960	
		ウ	760	960	960	960	1,160	
	エ	610	610	610	610	636		
栄区	量の見込み	2,655	2,757	2,858	2,959	3,060		
	(計)	2,630	2,710	2,810	2,860	3,060		
	確保方策	ア	1,100	1,100	1,200	1,200	1,200	
		イ	450	450	450	450	450	
		ウ	530	530	530	530	530	
エ		550	630	630	680	880		
泉区	量の見込み	2,837	2,844	2,851	2,857	2,864		
	(計)	2,835	2,835	2,835	2,835	2,864		
	確保方策	ア	980	980	980	980	980	
		イ	576	576	576	576	576	
		ウ	587	587	587	587	587	
エ		692	692	692	692	721		
瀬谷区	量の見込み	2,588	2,672	2,755	2,839	2,922		
	(計)	2,477	2,477	2,662	2,662	2,922		
	確保方策	ア	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	
		イ	500	500	500	500	500	
		ウ	344	344	529	529	789	
エ		533	533	533	533	533		

【コ 一時預かり事業、子育て援助活動支援事業】

本市事業			ア 幼稚園(預かり保育・1号認定) イ 幼稚園(預かり保育・2号認定) ウ 保育所(一時保育) エ 横浜保育室(一時保育) オ 乳幼児一時預かり カ 親と子のつどいの広場での一時預かり キ 横浜子育てサポートシステム ク 24時間型緊急一時預かり ケ 休日保育							
事業内容			基本施策①及び⑥に掲載							
対象年齢			ア、イ 3歳～5歳 ウ～ケ 0歳～5歳							
指標(単位)			延べ利用者数(人/年)							
年度			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	備考		
量の見込み／確保方策	全市	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	554,519	561,438	568,348	575,266	582,178	※広域的な利用を想定して市内(当該区以外)に配置した施設の利用をもって確保する。
			確保方策	ア	554,519	561,438	568,348	575,266	582,178	
		幼稚園(2号)	量の見込み	イ	555,575	591,043	626,504	661,971	697,435	
			確保方策	イ	555,575	591,043	626,504	661,971	697,435	
		その他	量の見込み	(計)	365,351	408,861	452,358	495,860	539,359	
			確保方策	ウ	207,567	251,717	292,248	331,338	378,031	
				エ	18,659	15,327	11,161	8,496	2,498	
				オ	79,788	79,788	83,448	87,840	87,840	
				カ	3,864	4,368	4,704	5,040	5,376	
	キ			49,536	51,517	53,580	55,722	57,953		
	ク			2,628	2,628	3,504	3,504	3,504		
	ケ			3,309	3,516	3,713	3,920	4,157		
	鶴見区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	25,540	26,800	28,060	29,321	30,581	
			確保方策	ア	25,540	26,800	28,060	29,321	30,581	
		幼稚園(2号)	量の見込み	イ	29,413	38,673	47,932	57,191	66,450	
			確保方策	イ	29,413	38,673	47,932	57,191	66,450	
		その他	量の見込み	(計)	33,649	39,060	44,470	49,881	55,292	
			確保方策	ウ	20,419	26,417	32,243	37,901	44,222	
				エ	3,000	2,333	1,833	1,499	500	
				オ	8,052	8,052	8,052	8,052	8,052	
				カ	168	168	168	168	168	
	キ			1,962	2,040	2,122	2,207	2,295		
	ク			※	※	※	※	※		
	ケ	48	50	52	54	55				
	神奈川区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	22,746	24,756	26,766	28,776	30,786	
			確保方策	ア	22,746	24,756	26,766	28,776	30,786	
		幼稚園(2号)	量の見込み	イ	26,509	27,417	28,324	29,231	30,138	
確保方策			イ	26,509	27,417	28,324	29,231	30,138		
その他		量の見込み	(計)	23,268	28,076	32,883	37,690	42,497		
		確保方策	ウ	13,606	18,231	22,799	27,410	32,182		
			エ	334	334	166	166	0		
			オ	3,660	3,660	3,660	3,660	3,660		
			カ	168	168	336	336	336		
			キ	4,000	4,160	4,326	4,499	4,679		
ク	910	910	960	960	960					
ケ	590	613	636	659	680					

		年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	備考		
量の見込み／確保方策	西区	幼稚園 (1号)	量の見込み	ア	14,754	15,415	16,076	16,736	17,397	※広域的な利用を想定して市内(当該区以外)に配置した施設の利用をもって確保する。	
			確保方策		14,754	15,415	16,076	16,736	17,397		
		幼稚園 (2号)	量の見込み	イ	14,101	14,075	14,049	14,022	13,996		
			確保方策		14,101	14,075	14,049	14,022	13,996		
		その他	量の見込み		12,231	13,383	14,534	15,686	16,838		
			(計)		12,231	13,383	14,534	15,686	16,838		
			確保方策	ウ		6,426	7,709	8,822	10,101		11,182
				エ		333	166	166	0		0
				オ		4,392	4,392	4,392	4,392		4,392
				カ		168	168	168	168		168
	キ				912	948	986	1,025	1,066		
	ク				※	※	※	※	※		
	ケ		※	※	※	※	30				
	中区	幼稚園 (1号)	量の見込み	ア	19,604	19,361	19,117	18,873	18,629		
			確保方策		19,604	19,361	19,117	18,873	18,629		
		幼稚園 (2号)	量の見込み	イ	20,005	22,265	24,525	26,784	29,044		
			確保方策		20,005	22,265	24,525	26,784	29,044		
		その他	量の見込み		19,095	20,833	22,571	24,308	26,046		
			(計)		19,095	20,833	22,571	24,308	26,046		
			確保方策	ウ		14,666	16,429	16,199	17,971		19,904
				エ		1,500	1,333	1,000	833		333
				オ		0	0	1,464	1,464		1,464
				カ		0	0	0	0		168
	キ				2,929	3,046	3,168	3,295	3,427		
	ク				※	※	710	710	710		
	ケ		※	25	30	35	40				
	南区	幼稚園 (1号)	量の見込み	ア	14,169	14,298	14,426	14,555	14,683		
			確保方策		14,169	14,298	14,426	14,555	14,683		
幼稚園 (2号)		量の見込み	イ	15,143	20,153	25,163	30,174	35,184			
		確保方策		15,143	20,153	25,163	30,174	35,184			
その他		量の見込み		18,799	21,462	24,124	26,787	29,449			
		(計)		18,799	21,462	24,124	26,787	29,449			
		確保方策	ウ		11,963	14,549	17,298	19,878	22,454		
			エ		167	167	0	0	0		
			オ		4,392	4,392	4,392	4,392	4,392		
			カ		336	336	336	336	336		
	キ			1,682	1,749	1,819	1,892	1,968			
	ク			※	※	※	※	※			
ケ		259	269	279	289	299					
港南区	幼稚園 (1号)	量の見込み	ア	29,299	28,911	28,522	28,134	27,745			
		確保方策		29,299	28,911	28,522	28,134	27,745			
	幼稚園 (2号)	量の見込み	イ	29,851	29,188	28,524	27,861	27,198			
		確保方策		29,851	29,188	28,524	27,861	27,198			
	その他	量の見込み		17,721	18,904	20,086	21,269	22,451			
		(計)		17,721	18,904	20,086	21,269	22,451			
		確保方策	ウ		13,831	14,940	16,357	17,627	19,064		
			エ		1,000	1,000	666	500	167		
			オ		0	0	0	0	0		
			カ		0	0	0	0	0		
キ				1,312	1,364	1,419	1,476	1,535			
ク				1,018	1,018	1,040	1,040	1,040			
ケ		560	582	604	626	645					

		年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	備考		
量の見込み／確保方策	保土ヶ谷区	幼稚園 (1号)	量の見込み	ア	25,824	25,576	25,327	25,079	24,831	※広域的な利用を想定して市内(当該区以外)に配置した施設の利用をもって確保する。	
			確保方策		25,824	25,576	25,327	25,079	24,831		
		幼稚園 (2号)	量の見込み	イ	32,508	32,172	31,836	31,501	31,165		
			確保方策		32,508	32,172	31,836	31,501	31,165		
		その他	量の見込み		13,842	16,053	18,263	20,474	22,684		
			(計)		13,842	16,053	18,263	20,474	22,684		
			確保方策	ウ		11,403	13,583	15,906	17,514		20,183
				エ		1,166	1,166	833	666		167
				オ		0	0	0	732		732
				カ		504	504	672	672		672
	キ				769	800	832	865	900		
	ク				※	※	※	※	※		
	ケ		※	※	20	25	30				
	旭区	幼稚園 (1号)	量の見込み	ア	54,719	53,435	52,151	50,868	49,584		
			確保方策		54,719	53,435	52,151	50,868	49,584		
		幼稚園 (2号)	量の見込み	イ	47,728	49,379	51,029	52,679	54,329		
			確保方策		47,728	49,379	51,029	52,679	54,329		
		その他	量の見込み		17,762	21,057	24,351	27,646	30,940		
			(計)		17,762	21,057	24,351	27,646	30,940		
			確保方策	ウ		16,280	19,334	21,104	24,337		27,734
				エ		167	167	167	167		0
				オ		0	0	1,464	1,464		1,464
				カ		0	168	168	168		168
	キ				1,315	1,368	1,423	1,480	1,539		
	ク				※	※	※	※	※		
	ケ		※	20	25	30	35				
	磯子区	幼稚園 (1号)	量の見込み	ア	18,114	19,925	21,735	23,546	25,356		
			確保方策		18,114	19,925	21,735	23,546	25,356		
幼稚園 (2号)		量の見込み	イ	16,557	19,807	23,056	26,306	29,556			
		確保方策		16,557	19,807	23,056	26,306	29,556			
その他		量の見込み		12,341	14,950	17,559	20,167	22,776			
		(計)		12,341	14,950	17,559	20,167	22,776			
		確保方策	ウ		5,789	8,511	11,211	13,757	16,468		
			エ		499	333	167	167	0		
			オ		4,392	4,392	4,392	4,392	4,392		
			カ		336	336	336	336	336		
	キ			1,325	1,378	1,433	1,490	1,550			
	ク			※	※	※	※	※			
ケ		※	※	20	25	30					
金沢区	幼稚園 (1号)	量の見込み	ア	32,784	32,590	32,395	32,201	32,007			
		確保方策		32,784	32,590	32,395	32,201	32,007			
	幼稚園 (2号)	量の見込み	イ	21,217	22,597	23,977	25,358	26,738			
		確保方策		21,217	22,597	23,977	25,358	26,738			
	その他	量の見込み		17,736	17,932	18,127	18,322	18,517			
		(計)		17,736	17,932	18,127	18,322	18,517			
		確保方策	ウ		9,993	10,048	9,546	9,605	9,659		
			エ		166	166	0	0	0		
			オ		4,392	4,392	5,124	5,124	5,124		
			カ		168	168	168	168	168		
キ				3,017	3,138	3,264	3,395	3,531			
ク				※	※	※	※	※			
ケ		※	20	25	30	35					

		年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	備考			
量の見込み／確保方策	港北区	幼稚園 (1号)	量の見込み	ア	33,193	37,328	41,463	45,598	49,733			
			確保方策		33,193	37,328	41,463	45,598	49,733			
		幼稚園 (2号)	量の見込み	イ	25,213	32,167	39,120	46,074	53,028			
			確保方策		25,213	32,167	39,120	46,074	53,028			
		その他	量の見込み		38,179	42,478	46,777	51,076	55,375			
			(計)		38,179	42,478	46,777	51,076	55,375			
			確保方策	ウ		15,577	20,028	24,538	26,598		31,673	
				エ		3,332	2,832	2,166	1,666		500	
				オ		9,516	9,516	9,516	11,712		11,712	
				カ		336	336	336	504		504	
	キ				8,329	8,662	9,008	9,368	9,743			
	ク				700	700	794	794	794			
	ケ		389	404	419	434	449					
	緑区	幼稚園 (1号)	量の見込み	ア	23,637	24,552	25,466	26,381	27,295		※広域的な利用を想定して市内(当該区以外)に配置した施設の利用をもって確保する。	
			確保方策		23,637	24,552	25,466	26,381	27,295			
		幼稚園 (2号)	量の見込み	イ	27,276	27,188	27,100	27,012	26,924			
			確保方策		27,276	27,188	27,100	27,012	26,924			
		その他	量の見込み		20,127	21,428	22,728	24,028	25,328			
			(計)		20,127	21,428	22,728	24,028	25,328			
			確保方策	ウ		8,625	9,641	10,812	11,806			12,791
				エ		166	166	0	0			0
				オ		4,392	4,392	4,392	4,392			4,392
				カ		168	168	168	168			168
	キ				6,713	6,982	7,261	7,551	7,853			
	ク				※	※	※	※	※			
	ケ		63	79	95	111	124					
	青葉区	幼稚園 (1号)	量の見込み	ア	73,498	72,373	71,247	70,122	68,996			※広域的な利用を想定して市内(当該区以外)に配置した施設の利用をもって確保する。
			確保方策		73,498	72,373	71,247	70,122	68,996			
幼稚園 (2号)		量の見込み	イ	60,121	59,200	58,279	57,359	56,438				
		確保方策		60,121	59,200	58,279	57,359	56,438				
その他		量の見込み		33,367	35,895	38,423	40,950	43,478				
		(計)		33,367	35,895	38,423	40,950	43,478				
		確保方策	ウ		13,903	16,337	18,595	20,841	23,080			
			エ		333	167	167	0	0			
			オ		12,444	12,444	12,444	12,444	12,444			
			カ		168	168	168	336	336			
	キ			6,085	6,328	6,581	6,844	7,118				
	ク			※	※	※	※	※				
ケ		434	451	468	485	500						
都筑区	幼稚園 (1号)	量の見込み	ア	48,680	48,719	48,758	48,797	48,836	※広域的な利用を想定して市内(当該区以外)に配置した施設の利用をもって確保する。			
		確保方策		48,680	48,719	48,758	48,797	48,836				
	幼稚園 (2号)	量の見込み	イ	52,678	52,631	52,584	52,538	52,491				
		確保方策		52,678	52,631	52,584	52,538	52,491				
	その他	量の見込み		26,789	29,910	33,030	36,150	39,270				
		(計)		26,789	29,910	33,030	36,150	39,270				
		確保方策	ウ		11,538	15,347	18,653	22,120		26,583		
			エ		3,998	2,999	2,665	2,166		665		
			オ		7,320	7,320	7,320	7,320		7,320		
			カ		336	504	504	504		504		
キ				2,946	3,064	3,187	3,314	3,447				
ク				※	※	※	※	※				
ケ		651	676	701	726	751						

		年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	備考			
量の見込み／確保方策	戸塚区	幼稚園 (1号)	量の見込み	ア	32,495	33,086	33,676	34,266	34,856	※広域的な利用を想定して市内(当該区以外)に配置した施設の利用をもって確保する。		
			確保方策		32,495	33,086	33,676	34,266	34,856			
		幼稚園 (2号)	量の見込み	イ	42,849	50,236	57,623	65,009	72,396			
			確保方策		42,849	50,236	57,623	65,009	72,396			
		その他	量の見込み		24,633	28,365	32,096	35,827	39,558			
			(計)		24,633	28,365	32,096	35,827	39,558			
			確保方策	ウ		11,875	15,662	19,610	23,388		26,993	
				エ		1,000	833	500	333		166	
				オ		8,784	8,784	8,784	8,784		8,784	
				カ		168	168	168	168		336	
	キ				2,491	2,591	2,695	2,803	2,915			
	ク				※	※	※	※	※			
	ケ		315	327	339	351	364					
	栄区	幼稚園 (1号)	量の見込み	ア	15,138	14,899	14,660	14,422	14,183		※広域的な利用を想定して市内(当該区以外)に配置した施設の利用をもって確保する。	
			確保方策		15,138	14,899	14,660	14,422	14,183			
		幼稚園 (2号)	量の見込み	イ	23,037	22,674	22,311	21,947	21,584			
			確保方策		23,037	22,674	22,311	21,947	21,584			
		その他	量の見込み		10,102	10,575	11,048	11,522	11,995			
			(計)		10,102	10,575	11,048	11,522	11,995			
			確保方策	ウ		5,012	5,434	5,854	6,439			6,825
				エ		166	166	166	0			0
				オ		3,660	3,660	3,660	3,660			3,660
				カ		0	0	0	0			0
	キ			1,264	1,315	1,368	1,423	1,480				
	ク		※	※	※	※	※					
	ケ		※	※	※	※	30					
	泉区	幼稚園 (1号)	量の見込み	ア	23,724	23,585	23,446	23,307	23,168		※広域的な利用を想定して市内(当該区以外)に配置した施設の利用をもって確保する。	
			確保方策		23,724	23,585	23,446	23,307	23,168			
幼稚園 (2号)		量の見込み	イ	31,395	31,909	32,423	32,938	33,452				
		確保方策		31,395	31,909	32,423	32,938	33,452				
その他		量の見込み		12,174	14,268	16,361	18,455	20,548				
		(計)		12,174	14,268	16,361	18,455	20,548				
		確保方策	ウ		10,140	12,005	14,034	14,578	16,758			
			エ		166	166	166	166	0			
			オ		0	0	0	1,464	1,464			
			カ		336	504	504	504	504			
キ			1,532	1,593	1,657	1,723	1,792					
ク		※	※	※	※	※						
ケ		※	※	※	20	30						
瀬谷区	幼稚園 (1号)	量の見込み	ア	46,601	45,829	45,057	44,284	43,512	※広域的な利用を想定して市内(当該区以外)に配置した施設の利用をもって確保する。			
		確保方策		46,601	45,829	45,057	44,284	43,512				
	幼稚園 (2号)	量の見込み	イ	39,974	39,312	38,649	37,987	37,324				
		確保方策		39,974	39,312	38,649	37,987	37,324				
	その他	量の見込み		13,536	14,232	14,927	15,622	16,317				
		(計)		13,536	14,232	14,927	15,622	16,317				
		確保方策	ウ		6,521	7,512	8,667	9,467		10,276		
			エ		1,166	833	333	167		0		
			オ		4,392	4,392	4,392	4,392		4,392		
			カ		504	504	504	504		504		
キ			953	991	1,031	1,072	1,115					
ク		※	※	※	※	※						
ケ		※	※	※	20	30						

第6章 計画の推進体制（PDCAサイクルの確保）

新制度において、計画で定めた5年間の量の見込みと確保方策に基づき、計画的に施設・事業を提供するとともに、様々な子ども・子育て支援施策を着実に推進していくためには、計画の推進体制を構築し、PDCAサイクルを確保する必要があります。

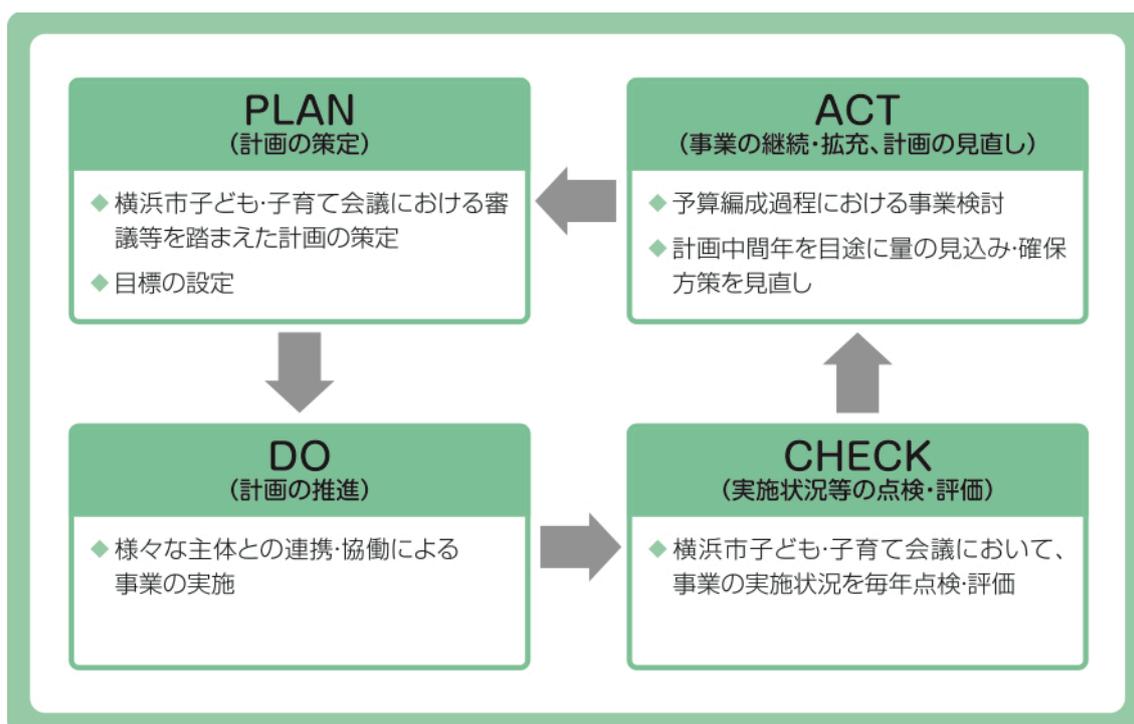
(1) 子ども・子育て会議での審議と実施状況の公表

本市では、計画の策定に向けて、学識経験者、子育ての当事者や支援者、保育・教育関係者などから構成される「横浜市子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」といいます。）を設置し、議論を行ってきました。

子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況等を調査審議する場として位置付けられています。そのため、計画策定後も、計画における実施状況の点検・評価について、子ども・子育て会議で審議を行っていきます。

点検・評価に当たっては、実績数値の評価に加えて、数値だけでは把握できない部分について、施策を推進していく過程の評価を行ったり、必要に応じて市民ニーズの把握や利用者アンケートを実施したりするなど、多面的な手法を検討します。

なお、計画における実施状況の点検・評価については、子ども・子育て会議の審議を経た後、ホームページ等で公表します。



(2) 様々な主体による計画の推進

本市における子ども・子育て支援や青少年育成は、様々な担い手によって支えられています。

自治会町内会、民生委員・児童委員、青少年指導員などの地域を基盤として活動する団体や組織、社会福祉法人、学校法人等の公益法人、市民団体、NPO、ボランティア、民間企業等により様々な地域で展開され、行政との協働も積極的に推進されてきました。

本計画は作成段階から、こうした様々な主体を代表する方々で構成される子ども・子育て会議で議論を重ねるとともに、市民意見交換会を市内全区で開催するなど、幅広く御意見をいただきました。

「第3章 本市の目指すべき姿と基本的な視点」でも述べたように、「自助・共助・公助」の考え方を大切にし、社会におけるあらゆる担い手に、子ども・子育て支援や青少年育成を自らの課題としてとらえて取組を進めていただけるよう、市民、関係者の皆様と幅広く意見交換をしながら計画を推進していきます。

～参考資料～

- 1 利用ニーズ把握のための調査**
- 2 計画策定の経過**
 - (1) 横浜市子ども・子育て会議での検討
 - (2) 市民意見交換会の開催
 - (3) パブリックコメントの実施
- 3 関係法令・条例**
- 4 ライフステージごとの事業体系**

1 利用ニーズ把握のための調査

(1) 調査の概要

ア 調査の目的

横浜市子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たり、子育てをされているご家庭の現状とニーズを把握するため、「現在の利用状況」及び「今後の利用希望」等について、国の基本指針等に基づき、アンケート調査を実施しました。

イ 調査の名称

横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査

ウ 調査の種類

- (ア) 未就学児童の保育等に関する現状及び保護者ニーズ調査（以下「未就学児調査」という。）
- (イ) 小学生の放課後等に関する現状及び保護者ニーズ調査（以下「小学生調査」という。）

エ 抽出方法

住民基本台帳から無作為抽出（世帯が重複しないよう抽出）

オ 抽出世帯数

- (ア) 未就学児調査：65,590 世帯
 - (イ) 小学生調査：66,190 世帯
- 【合計】131,780 世帯

カ 調査実施時期

平成 25 年 7 月 26 日～30 日 対象者あて発送
8 月 23 日 調査回答期限

キ 調査回収状況

- (ア) 未就学児調査：回収数 31,374 世帯（回収率 47.8%）
 - (イ) 小学生調査：回収数 28,718 世帯（回収率 43.4%）
- 【合計】回収数 60,092 世帯（回収率 45.6%）

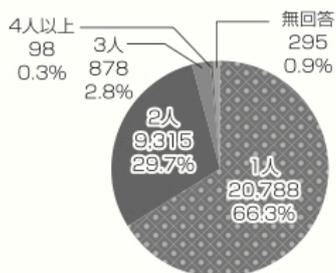
(2) 主な調査結果

【未就学児調査】

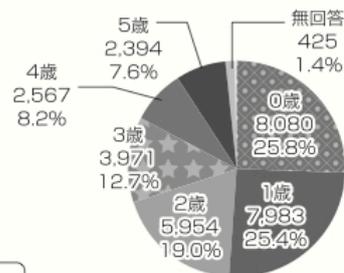
子どもの人数

あて名のお子さんを含めたお子さんの人数をお伺いします。
また、一番下の子の年齢(平成25年4月1日現在)をお伺いします。

あて名のお子さんを含めた
お子さんの人数



一番下の子の年齢
(平成25年4月1日現在)



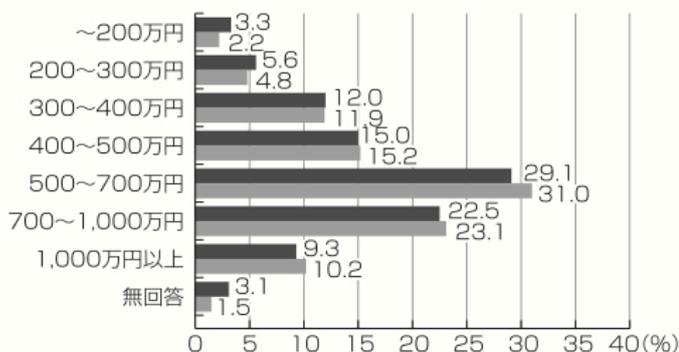
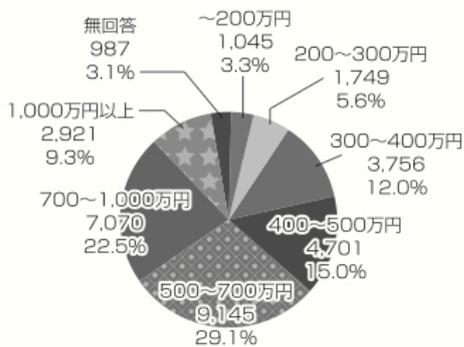
N=31,374

一人っ子の世帯が66.3%を占め、3人以上の子のいる世帯は約3%である。

世帯の年収

世帯の年収をお伺いします。

25年度と20年度の比較



N=31,374

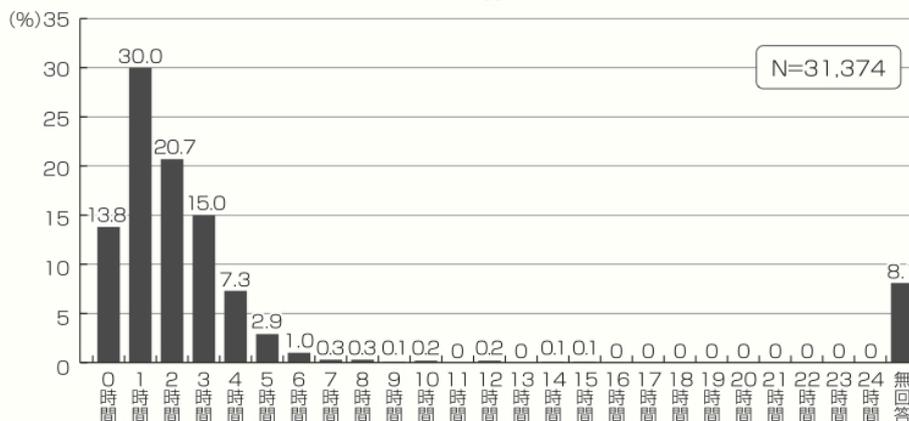
■ 25年度調査(N=31,374) ■ 20年度調査(N=4,866)

年収500万円以上が60.9%を占める。5年前と比べると300万円以下の所得の低い世帯の割合が増えている。

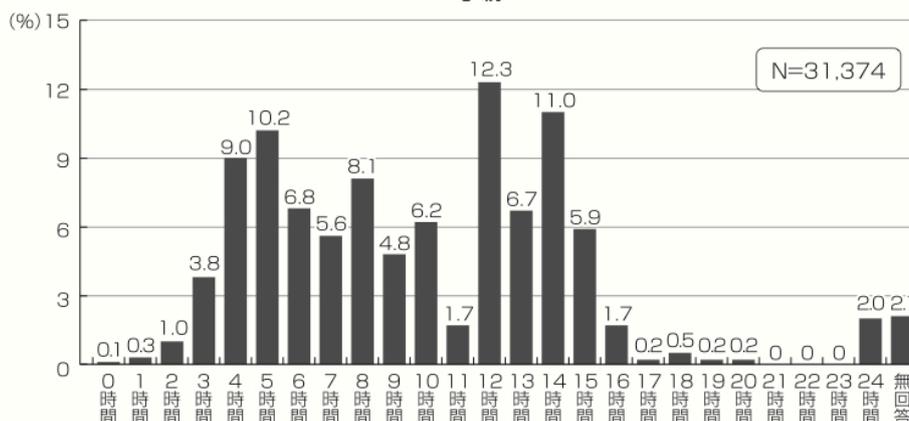
子どもと過ごす時間

平日、子どもが起きている間に、子どもと一緒に過ごす時間は何時間くらいですか。

<父親>



<母親>



子どもと一緒に過ごす時間(父親)―就労状況別

		合計	0時間	1時間	2時間	3時間	4時間	5時間以上	無回答
全体		31,374	13.8	30.0	20.7	15.0	7.3	5.1	8.1
就労状況 (5区分)	共働き(フルタイム)	8,711	11.9	31.0	22.2	16.8	9.2	5.1	3.8
	共働き(パートタイム)	4,079	12.7	29.2	22.0	16.5	8.0	6.4	5.1
	片働き(専業主婦)	16,549	15.9	32.3	21.1	14.7	6.5	4.5	5.1
	片働き(専業主夫)	123	9.8	8.9	9.8	13.8	10.6	42.3	4.9
	その他	1,912	6.6	9.4	7.8	6.2	4.5	5.5	60.0

子どもと一緒に過ごす時間(母親)―就労状況別

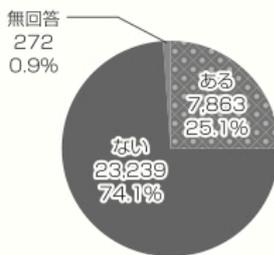
		合計	0時間	1時間	2時間	3時間	4時間	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間	10時間	11時間	12時間	13時間	14時間	15時間以上	無回答
全体		31,374	0.1	0.3	1.0	3.8	9.0	10.2	6.8	5.6	8.1	4.8	6.2	1.7	12.3	6.7	11.0	10.6	2.1
就労状況 (5区分)	共働き(フルタイム)	8,711	0.1	0.7	2.4	10.2	23.9	22.9	9.8	3.8	2.4	0.9	3.0	0.7	6.1	2.3	4.3	4.8	1.7
	共働き(パートタイム)	4,079	0.1	0.4	0.9	2.7	9.5	17.7	17.0	11.9	9.8	4.4	4.6	0.9	5.0	2.8	5.0	5.5	1.9
	片働き(専業主婦)	16,549	0	0.1	0.1	0.2	0.4	0.7	2.2	5.1	11.0	7.1	8.5	2.6	17.8	10.3	16.7	15.3	1.8
	片働き(専業主夫)	123	0	1.6	7.3	11.4	13.8	23.6	13.0	5.7	5.7	0	4.1	0	5.7	0.8	2.4	3.3	1.6
	その他	1,912	0.4	0.8	2.2	7.5	13.3	16.9	9.6	4.9	5.1	3.7	4.3	0.9	8.2	3.6	6.1	6.9	5.8

注)網がケガは表側項目の最大値を示す

父親が子どもと過ごす時間は1時間が30.0%と最も多く、0時間から1時間までで43.8%。
母親が子どもと過ごす時間は、12時間が12.3%と最も多く、専業主婦の割合が高い。
母親が働いている場合は5時間前後の割合が高い。

赤ちゃんの世話の経験

はじめてのお子さんが生まれる前に、赤ちゃんのお世話をしたことがありますか。



N=31,374

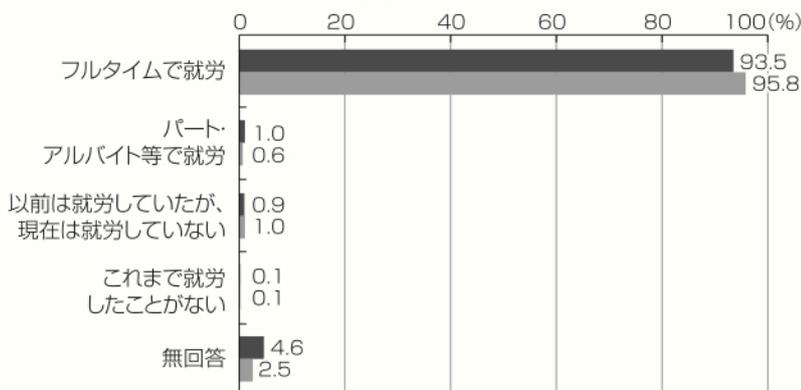
はじめての子どもが生まれる前に、赤ちゃんの世話をしたことがない人が74.1%。

父親・母親の就労状況 (25年度と20年度の比較)

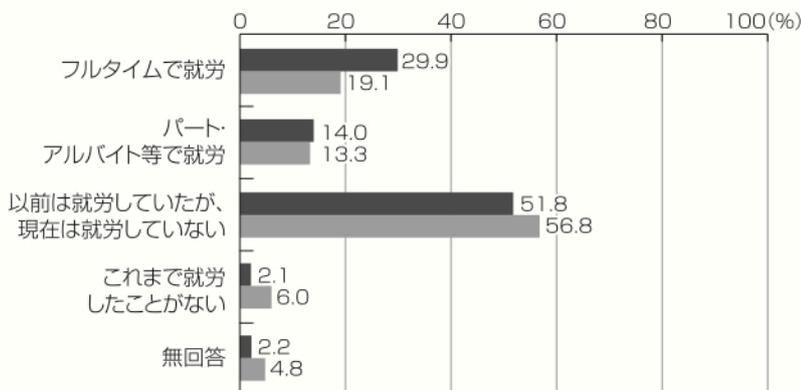
父親・母親の就労状況(自営業及びその家族従事者含む)をお伺いします

■ 25年度調査(N=31,374) ■ 20年度調査(N=4,866)

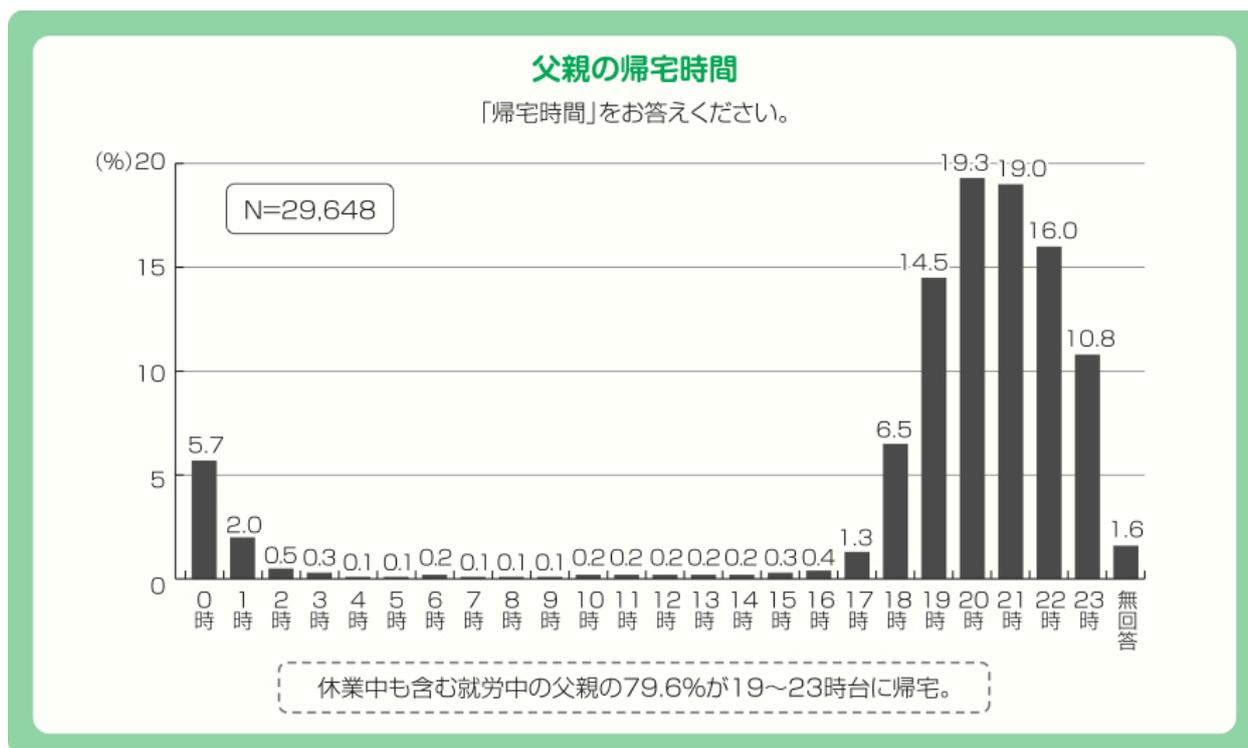
父親の就労状況—5年前との比較



母親の就労状況—5年前との比較



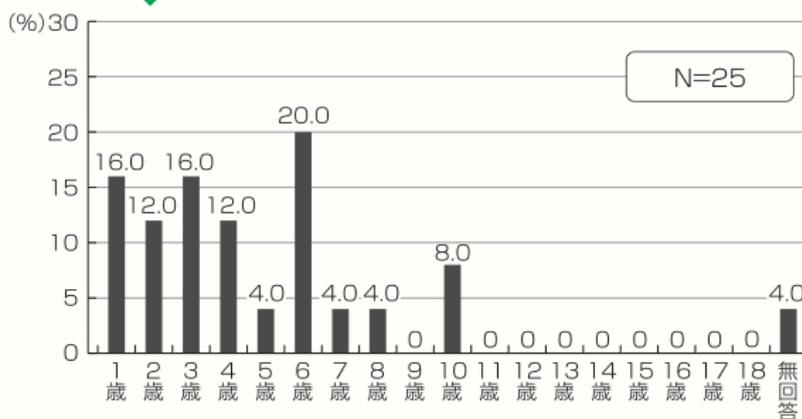
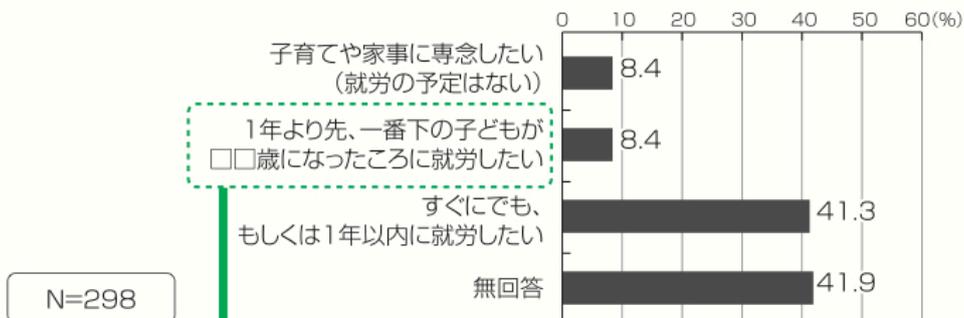
5年前と比べると、父親はフルタイムでの就労が95.8%→93.5%と2.3ポイント減少、母親はフルタイムの就労が19.1%→29.9%と10.8ポイント増加し、「以前は就労していたが現在は就労していない」が56.8%→51.8%と5.0ポイント、「就労したことがない」が6.0%→2.1%と3.9ポイント減少。



未就労者の就労希望

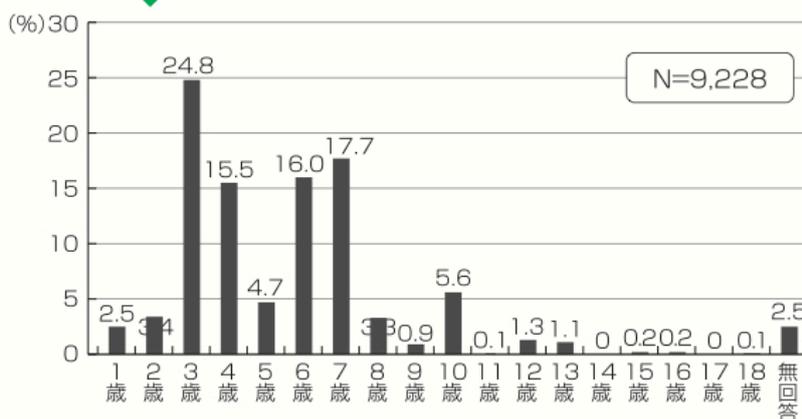
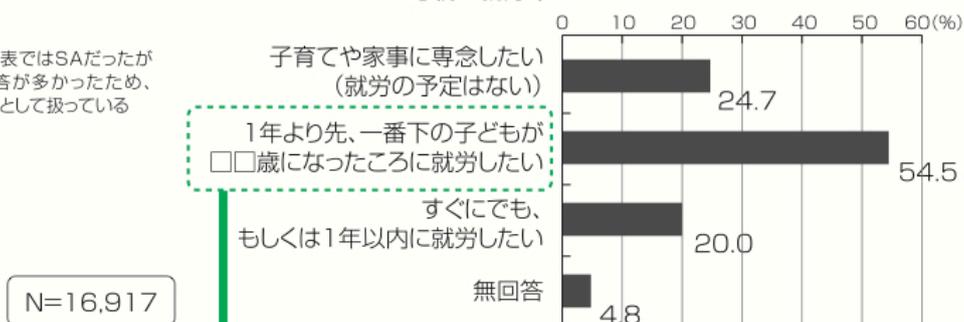
「以前は就労していたが、現在は就労していない」または「これまで就労したことがない」に○をつけた方にお伺いします。
就労したいという希望はありますか。

父親 就労希望



母親 就労希望

注) 調査表ではSAだったが複数回答が多かったため、MA回答として扱っている



希望する就労形態

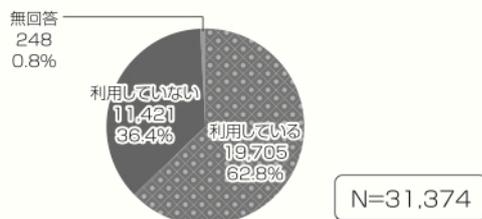


現在就労をしていない母親の24.7%は「子育てや家事に専念したい」と回答。「1年より先に就労を希望する」と回答した54.5%のうちの「1番下の子どもが3歳のころまでに就労希望」が24.8%、「6～7歳のころまで」が33.7%。

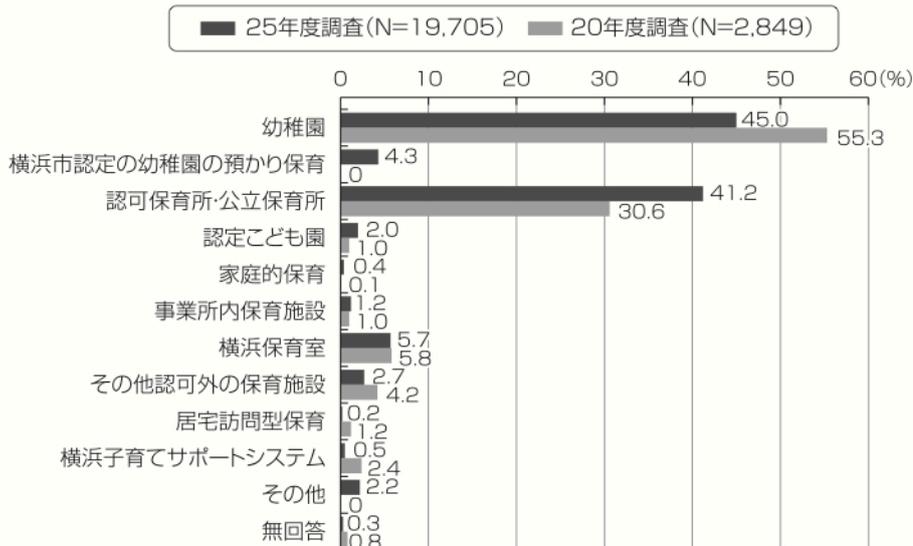
現在就労していない母親53.9%のうち、就労したいと回答したのは74.5%で、そのうち希望する就労形態について、パートタイム・アルバイト希望28.5%は、フルタイム希望6.8%の約4倍。

日中の定期的な教育・保育事業の利用状況

あて名のお子さんは現在、幼稚園や保育所などの「日中の定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか。



「日中の定期的な教育・保育の事業」の利用 (25年度と20年度の比較)

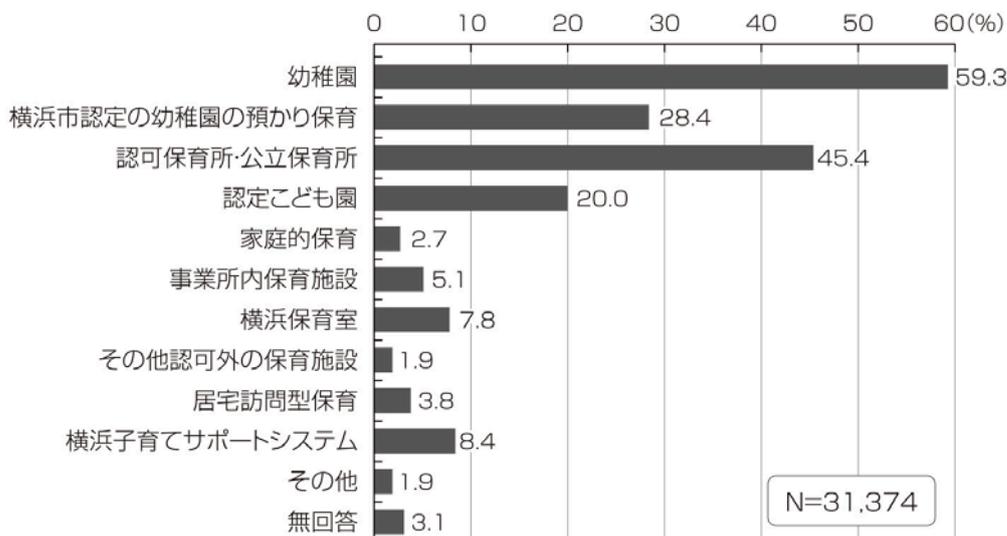


※5年前調査は不定期利用の場合も含む

「日中の定期的な教育・保育の事業」の利用は62.8%。そのうち幼稚園利用が45.0%、幼稚園の預かり保育利用が4.3%、認可保育所・公立保育所41.2%、認定こども園2.0%。5年前と比べると幼稚園の利用が55.3%から45.0%と10.3ポイント減少し、認可保育所・公立保育所の利用が30.6%→41.2%と10.6ポイント増加。

平日の日中に定期的に利用したい教育・保育事業

現在、利用している、利用していないにかかわらず、あて名のお子さんの平日の日中の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。



定期的に利用したい事業は、「幼稚園」が59.3%、「認可保育所・公立保育所」が45.4%、「横浜市認定の幼稚園の預かり保育」が28.4%、「認定こども園」が20.0%となっており、回答者の95%が何らかの教育・保育事業を利用したいと考えている。

妊娠中や出産後に重要なサポート

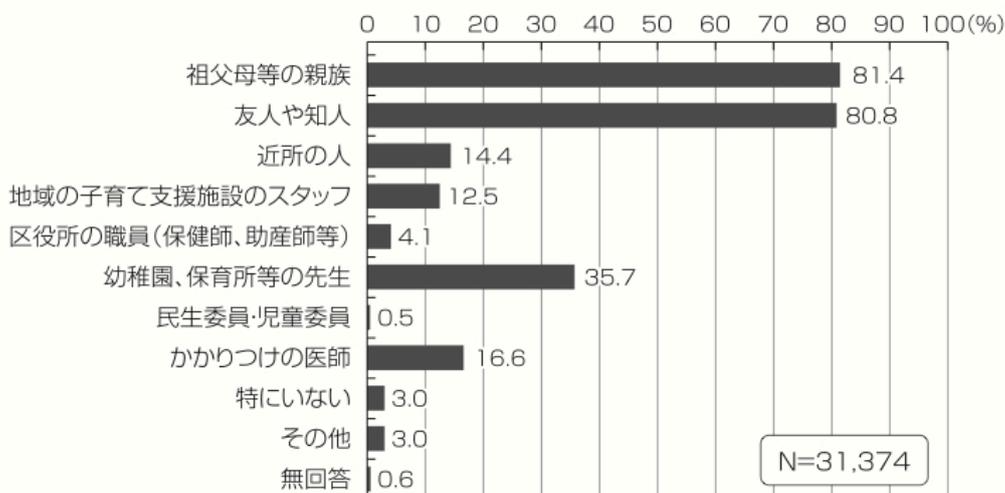
妊娠中や出産後に重要なサポートとはどのようなものだと思いますか。



妊娠中や出産後に重要なサポートは「赤ちゃんの育児相談」が60.5%と最も多く、次いで「子育て中の人同士の交流」が46.8%、「母親の健康面の相談」が40.5%。

子育て（教育を含む）について気軽に相談できる人

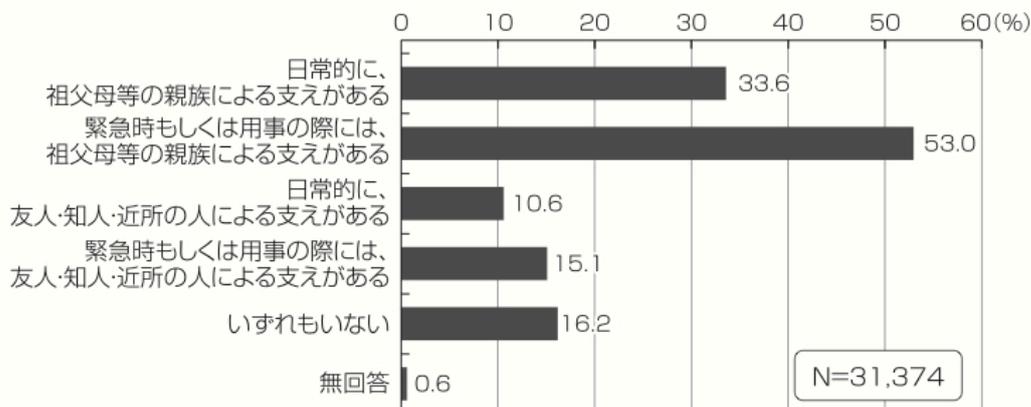
現在、お子さんの子育て（教育を含む）について、気軽に相談できる人はだれですか。



子育て（教育を含む）について、気軽に相談できる人は「祖父母等の親族」81.4%と「友人や知人」80.8%が多く、次いで、「幼稚園、保育園等の先生」が35.7%。

子育てに対する周囲からの支え（育児の手伝い）の有無

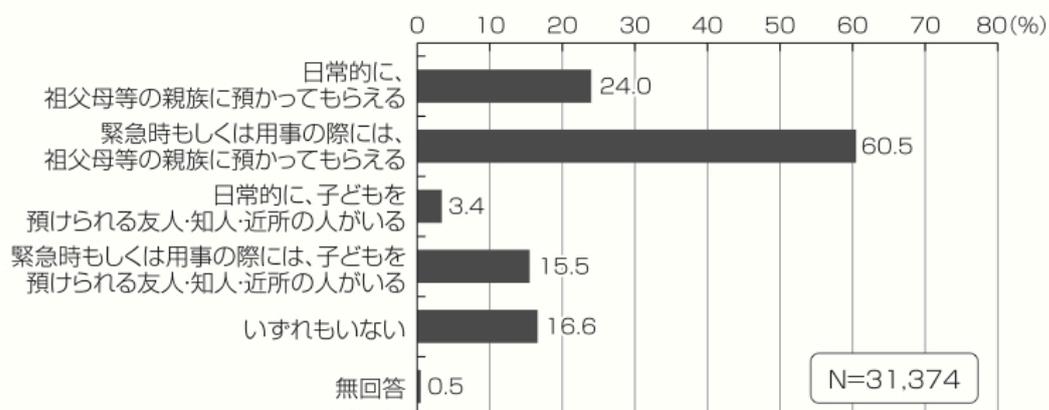
現在、子育てに対する周囲からの支え（育児の手伝い）がありますか。



子育てに対する周囲からの支え（育児の手伝い）は、「緊急時もしくは用事の際には、祖父母等の親族による支えがある」が53.0%と、もっとも多く、次いで、「日常的に祖父母等の親族による支えがある」が33.6%。「いずれもない」は16.2%。

子どもを預かってもらえる親族・知人の存在

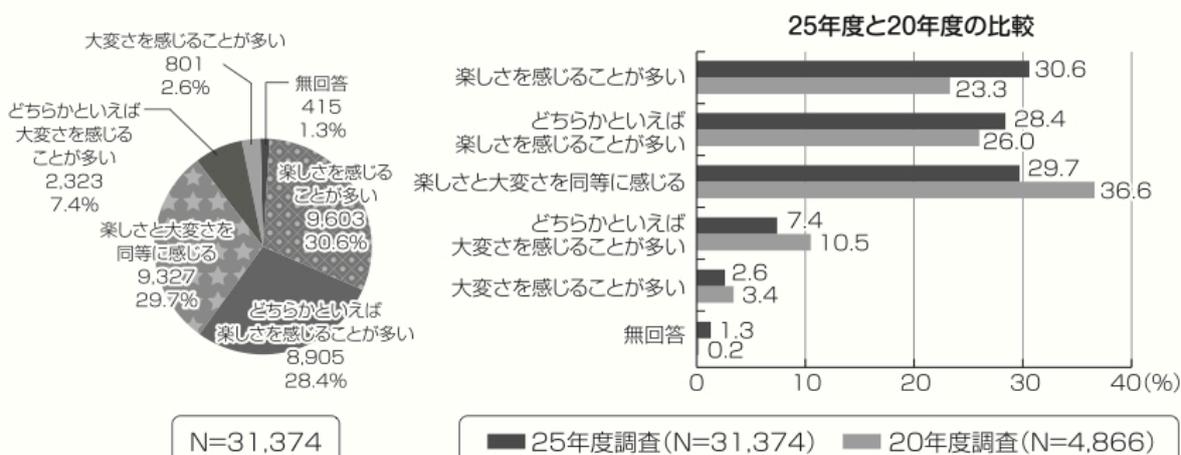
現在、あて名のお子さんを預かってもらえる親族・知人はいますか。



「緊急時、もしくは用事の際には、祖父母等の親族に預かってもらえる」が60.5%。
 「緊急時、もしくは用事の際には、子供を預けられる友人・知人・近所の人がいる」が15.5%。

楽しさと大変さのどちらを感じる人が多いか

現在、子育てをしていて、楽しさと大変さのどちらを感じる人が多いですか。

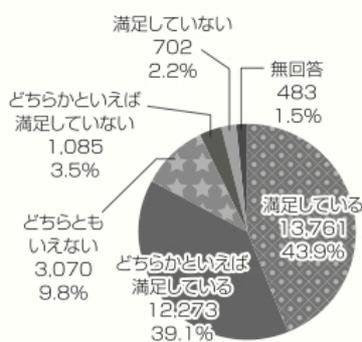


現在、子育てをしていて「楽しさを感じる人が多い」と「どちらかといえば楽しさを感じる人が多い」を合わせると59.0%。

5年前と比べて、「楽しさを感じる人が多い」と感じる人が23.3%から30.6%と増えている。

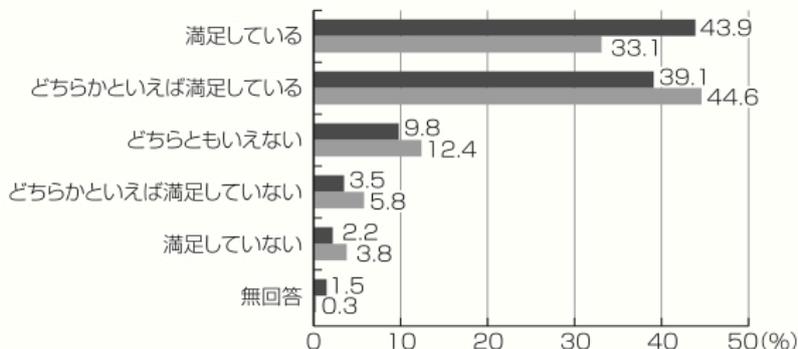
子どもを育てている現在の生活の満足度

子どもを育てている現在の生活に満足していますか。



N=31,374

25年度と20年度の比較



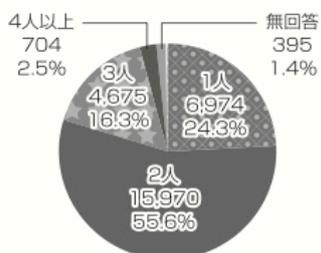
■ 25年度調査 (N=31,374) ■ 20年度調査 (N=4,866)

子どもを育てている現在の生活に「満足している」と「どちらかといえば満足している」を合わせると83.0%。5年前と比べて、「満足している」人が33.1%から43.9%と増えている。

【小学生調査】

子どもの人数

あて名のお子さんを含めたお子さんの人数をお伺いします。

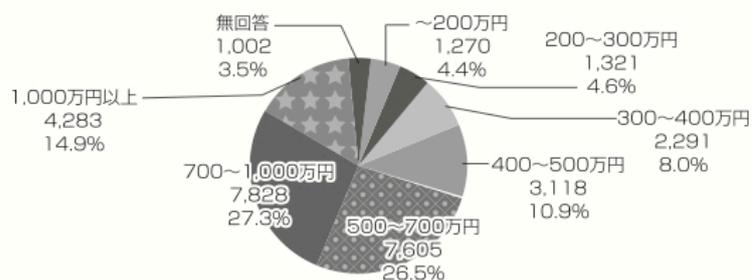


N=28,718

2人の世帯が55.6%を占め、一人っ子は24.3%、3人以上の子のいる世帯は18.8%である。

世帯の年収

世帯の年収をお伺いします。

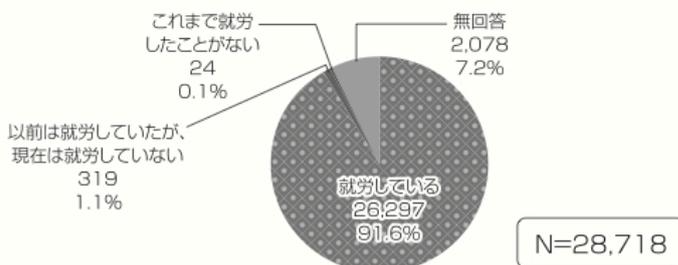


N=28,718

年収500万円以上が68.7%を占める一方、300万円以下が9.0%みられる。

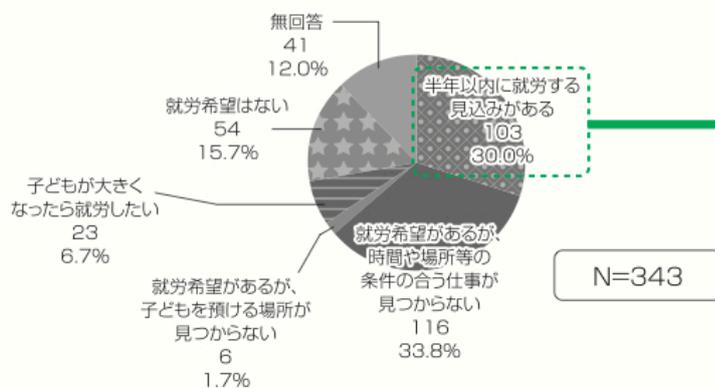
父親の就労状況

父親の就労状況(自営業及びその家族従事者含む)をお伺いします

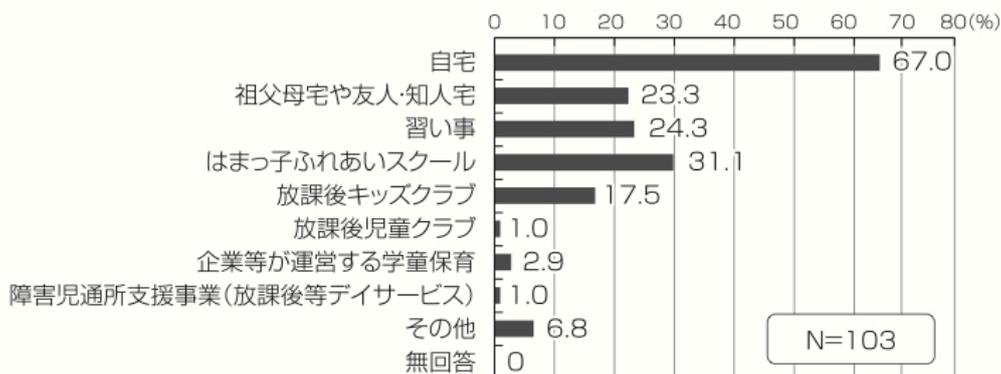


就労希望

「以前は就労していたが、現在は就労していない」または「これまで就労したことがない」方にお伺いします。
就労希望または就労見込みはありますか



仕事を始めた後、あて名のお子さんは放課後の時間をどのような場所で過ごしますか。



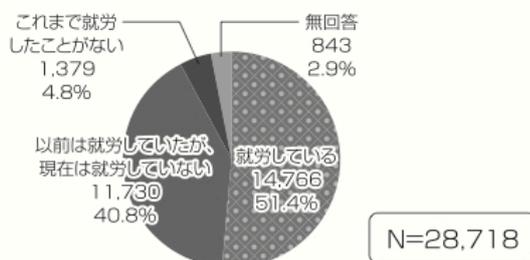
「以前は就労していたが、現在は就労していない」と答えたのは父親の1.1%。

現在、就労していない父親で、「半年以内に就労する見込みがある」が30.0%「就労希望があるが、時間や場所等の条件の合う仕事が見つからない」が33.8%。「就労希望はない」は15.7%。

仕事を始めた後、お子さんの放課後の時間を過ごす場所は「自宅」が67.0%、次いで「はまっ子ふれあいスクール」が31.1%、「習い事」が24.3%、「祖父母や友人・知人の家宅」が23.3%、「放課後キッズクラブ」は17.5%、「放課後児童クラブ」は1.0%。

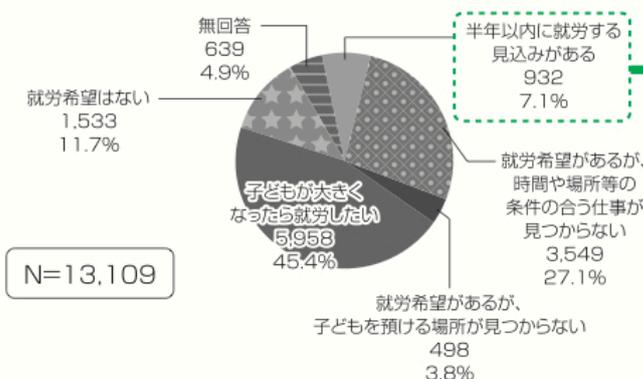
母親の就労状況

母親の就労状況(自営業及びその家族従事者含む)をお伺いします



就労希望

「以前は就労していたが、現在は就労していない」または「これまで就労したことがない」方にお伺いします。
就労希望または就労見込みはありますか



仕事を始めた後、あて名のお子さんは放課後の時間をどのような場所で過ごしますか。



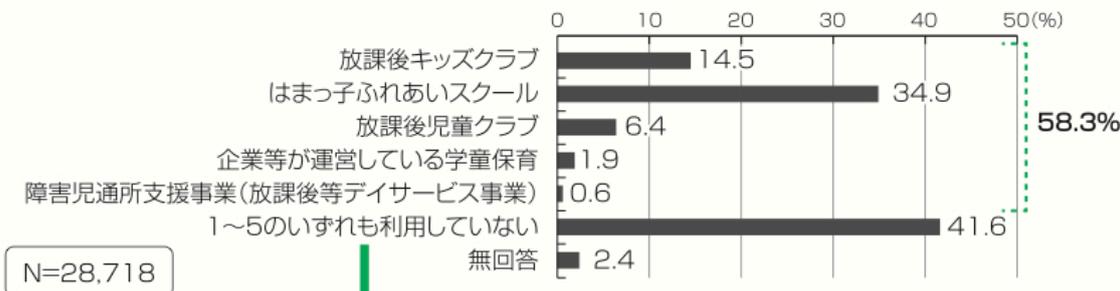
「以前は就労していたが、現在は就労していない」と答えたのは母親の40.8%。

現在、就労していない母親の83.4%が就労希望または就労見込みがあり、「就労希望がない」は11.7%。

仕事を始めた後、お子さんの放課後の時間を過ごす場所は「自宅」が61.9%、次いで「はまっ子ふれあいスクール」が39.3%、「習い事」が28.8%、「祖父母や友人・知人の家宅」が19.2%、「放課後キッズクラブ」は19.0%、「放課後児童クラブ」は3.6%。

放課後事業の利用

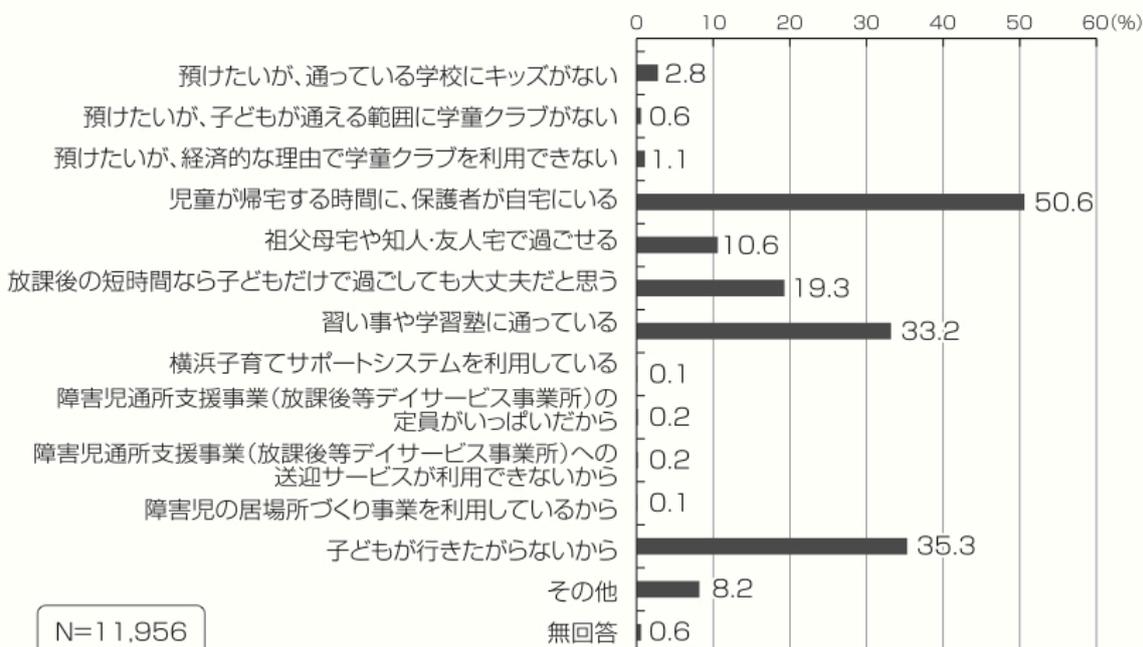
次の放課後事業を利用していますか。(あてはまるものすべてに○)



N=28,718

「いずれも利用していない」を選ばれた方に伺います。

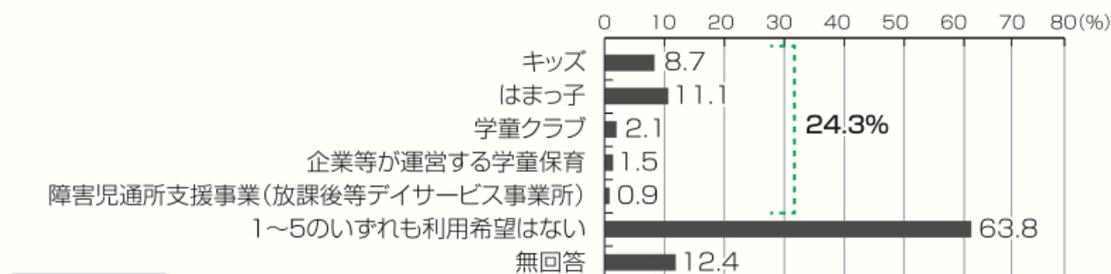
① これらの事業を利用しない理由は以下のうちどれですか(2つまで○)



N=11,956

「いずれも利用していない」を選ばれた方に伺います。

② 現在は利用していないが、利用したい事業があれば、主な事業1つに○をしてください。



N=11,956

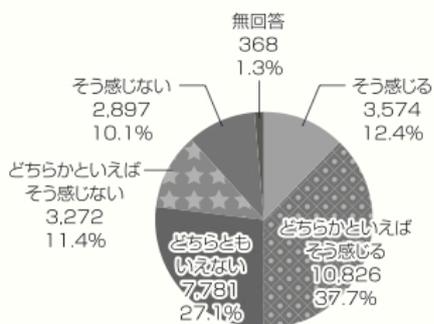
注)調査票ではSAだったが、複数回答が多かったためMAとして扱っている

放課後事業の利用は58.3%、利用していない人の利用していない理由は、「児童が帰宅する時間に保護者が自宅にいる」が50.6%でもっとも多く、次いで「子どもが行きたがらないから」35.3%、「習い事や学習塾に通っている」33.2%。

利用したい事業は、「はまっ子」が11.1%、「キッズ」が8.7%などとなっており、5つの放課後事業の合計が24.3%。

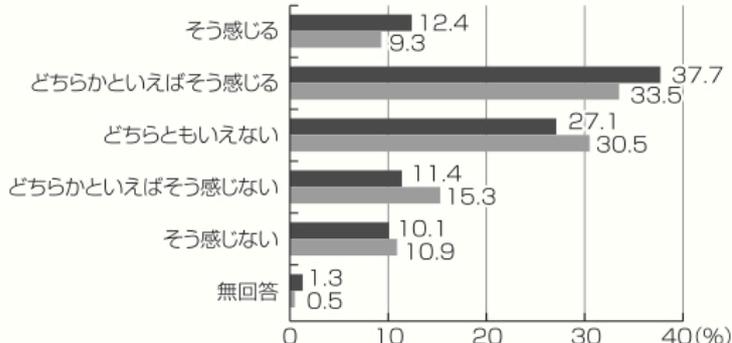
地域社会からの見守り

子育てをしていて、地域社会から見守られている、支えられていると感じますか。



N=28,718

25年度と20年度の比較

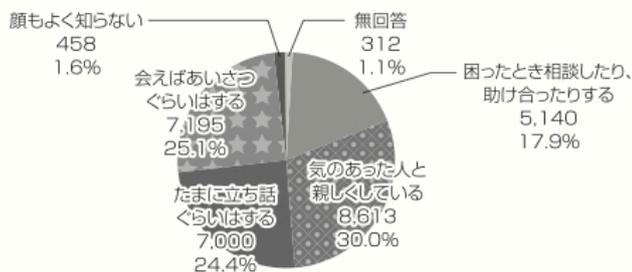


■ 25年度調査 (N=28,718) ■ 20年度調査 (N=4,047)

子育てをしていて、地域社会から見守られている、支えられていると感じている人は「そう感じる」と「どちらかといえばそう感じる」を合わせて50.1%。20年度(42.8%)と比べて増えている。

近所とのつきあい方

普段、近所の人とどのようなつきあい方をしていますか。

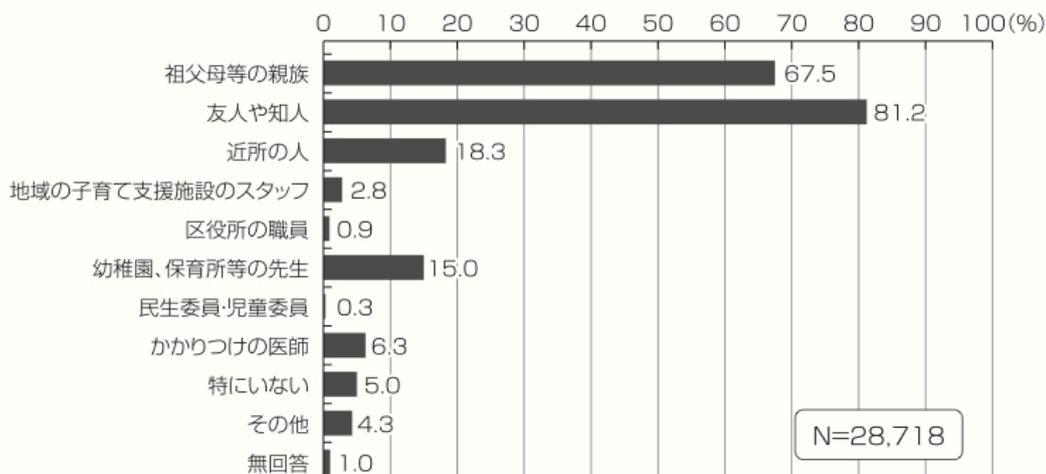


N=28,718

近所の人とのつき合い方は、「気のあった人と親しくしている」が30.0%でもっとも多く、次いで「会えばあいさつぐらいはする」が25.1%、「たまに立ち話ぐらいはする」が24.4%、「困ったとき相談したり助け合ったりする」が17.9%。

子育てについて、気軽に相談できる人

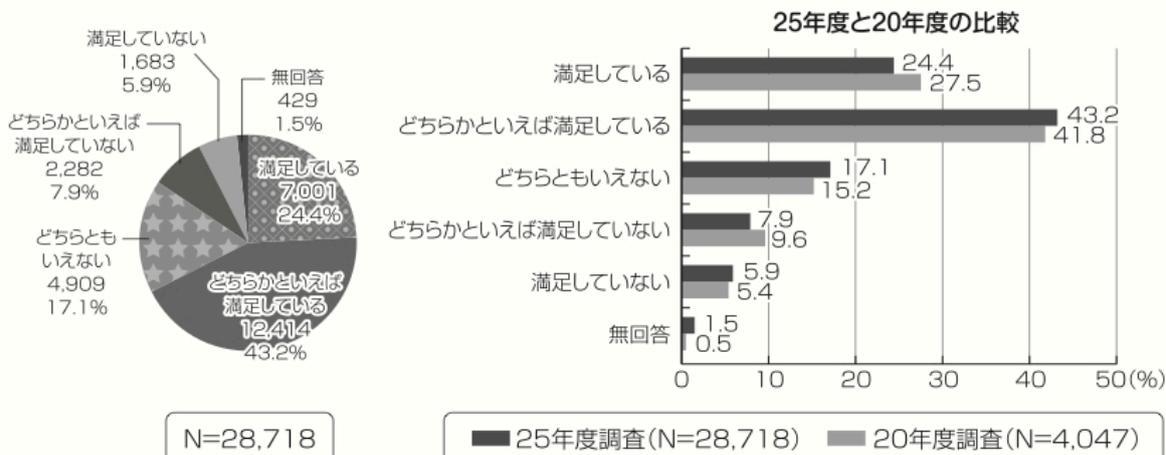
子育てについて、気軽に相談できる人はどなたですか。



子育てについて、気軽に相談できる人は、「友人や知人」が81.2%でもっとも多く、次いで「祖父母等の親族」が67.5%、「近所の人」が18.3%、「幼稚園・保育所等の先生」が15.0%。

生活の満足度

あなたは、子どもを育てている現在の生活に満足していますか。



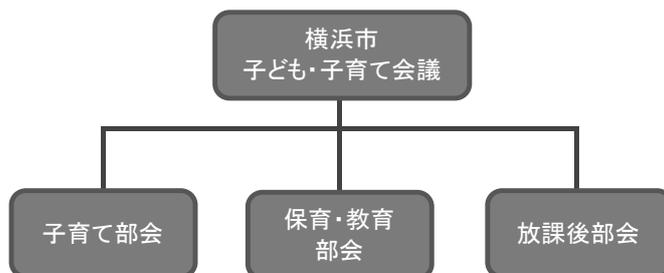
子どもを育てている現在の生活の満足度は、満足している（満足している+どちらかといえば満足している）が67.6%、20年度（69.3%）と比較しても大きい変化はみられない。

2 計画策定の経過

(1) 横浜市子ども・子育て会議での検討

ア 構成

子ども・子育て支援法第77条に基づき、子ども・子育て支援事業計画の策定等について審議するため、本市では、平成25年4月1日に「横浜市子ども・子育て会議条例」を制定し、「横浜市子ども・子育て会議」を設置しています。また、同年9月には、特定の分野を専門的に調査審議するため、子育て部会、保育・教育部会、放課後部会の3つの部会を設置し、検討を進めてきました。



イ 各部会の主な所掌事項

(平成27年3月時点)

部会	主な所掌事項
子育て部会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業計画における必須記載事項 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援に関する事業 ・子育て短期支援事業 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・子育て援助活動支援事業 ・妊婦に対して健康診査を実施する事業 ■ 事業計画における任意記載事項 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項 ・労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 等

部会	主な所掌事項
保育・教育部会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業計画における必須記載事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設型給付（認定こども園、幼稚園、保育所） ・ 地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育） ・ 利用者支援に関する事業 ・ 時間外保育事業 ・ 一時預かり事業 ・ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 ・ 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容 ■ 事業計画における任意記載事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 ■ 認定こども園に関すること ■ 確認制度に関する運営基準に関すること ■ 保育の必要性に係る「認定」に関する事項 ■ 給付及び利用者負担に関すること 等
放課後部会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業計画における必須記載事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後児童健全育成事業 ■ 事業計画における任意記載事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後施策に関連する事業 等

ウ 委員一覧（平成27年3月時点）

(7) 横浜市子ども・子育て会議

（敬称略・50音順）

	所属・役職等	委員	備考
1	横浜市PTA連絡協議会 副会長	あいはら かずゆき 相原 和行	
2	横浜市放課後子どもプラン推進委員会 委員長	あかし よういち 明石 要一	副委員長
3	一般社団法人横浜市医師会 常任理事	おおた けいぞう 太田 恵蔵	
4	横浜市青少年指導員連絡協議会 副会長	おおの いさお 大野 功	
5	恵泉女学園大学大学院 教授	おおひなた まさみ 大日向 雅美	委員長
6	横浜商工会議所 女性会 会長	かわはら たかこ 河原 隆子	
7	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長	きもと しげる 木元 茂	
8	横浜市小学校長会 副会長	さいとう ともあつ 斎藤 有厚	
9	一般社団法人横浜市私立保育園園長会 会長	さの けんいち 佐野 健一	
10	関東学院大学人間環境学部人間発達学科 教授	つちや こ 土谷 みち子	
11	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長	つちやま ゆみ 土山 由己	
12	特定非営利活動法人横浜にプレイパークを創ろうネットワーク 理事長	はしもと こ 橋本 ミチ子	
13	東京家政大学家政学部児童学科 教授	ますだ まゆみ 増田 まゆみ	
14	よこはま一人子育てフォーラム 世話人	まつおか よしこ 松岡 美子	
15	市民委員	みのだ まさし 蓑田 雅	
16	市民委員	もり ゆみこ 森 祐美子	
17	横浜地域連合 副議長	やない けんいち 柳井 健一	
18	横浜市主任児童委員連絡会 代表	やなだ りえこ 梁田 理恵子	
19	よこはま南部ユースプラザ 施設長	わたなべ かつみ 渡辺 克美	

(4) 部会

（敬称略・50音順）

<子育て部会>

	所属・役職等	委員	備考
1	一般社団法人横浜市医師会 常任理事	おおた けいぞう 太田 恵蔵	職務代理者
2	横浜商工会議所 女性会 会長	かわはら たかこ 河原 隆子	
3	関東学院大学人間環境学部人間発達学科 教授	つちや こ 土谷 みち子	部会長
4	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長	つちやま ゆみ 土山 由己	
5	よこはま一人子育てフォーラム 世話人	まつおか よしこ 松岡 美子	
6	市民委員	みのだ まさし 蓑田 雅	
7	市民委員	もり ゆみこ 森 祐美子	
8	横浜地域連合 副議長	やない けんいち 柳井 健一	

【参考資料】

9	よこはま南部ユースプラザ 施設長	わたなべ かつみ 渡辺 克美	
10	神奈川県立こども医療センター母子保健局地域保健推進部長	おおやま まきこ 大山 牧子	臨時委員
11	情緒障害児短期治療施設 横浜いずみ学園 園長	たかだ おさむ 高田 治	臨時委員

＜保育・教育部会＞

所属・役職等		委員	備考
1	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長	きもと しげる 木元 茂	
2	一般社団法人横浜市私立保育園園長会 会長	きのの けんいち 佐野 健一	
3	東京家政大学家政学部児童学科 教授	ますだ まゆみ 増田 まゆみ	部会長
4	國學院大学 人間開発学部 子ども支援学科 教授	かみなが みつこ 神長 美津子	臨時委員
5	横浜市PTA連絡協議会 副会長	かめさわ よしこ 亀澤 好子	臨時委員
6	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会	きくち ともこ 菊池 朋子	臨時委員
7	学校法人秋草学園 秋草学園短期大学 地域保育学科 教授	きしい けいこ 岸井 慶子	臨時委員
8	よこはま一万人子育てフォーラム 世話人代表	てんみょう みほ 天明 美穂	臨時委員
	横浜障害児を守る連絡協議会 会長	はせやま けいこ 長谷山 景子	臨時委員
9	東洋英和女学院大学 准教授	やまもと まみ 山本 真実	職務代理者 臨時委員
10	子どもの未来サポートオフィス 代表	よねだ さち子 米田 佐知子	臨時委員

＜放課後部会＞

所属・役職等		委員	備考
1	横浜市PTA連絡協議会 副会長	あいはら かずゆき 相原 和行	
2	横浜市放課後子どもプラン推進委員会 委員長	あかし よういち 明石 要一	部会長
3	横浜市青少年指導員連絡協議会 副会長	おおの いさお 大野 功	
4	横浜市小学校長会 副会長	さいとう ともあつ 齋藤 有厚	
5	特定非営利活動法人横浜にプレイパークを創ろうネットワーク 理事長	はしもと こ 橋本 ミチ子	職務代理者
6	横浜市主任児童委員連絡会 代表	や나다 りえこ 梁田 理恵子	
7	横浜市子ども会連絡協議会 副会長	くどう はるじ 工藤 春治	臨時委員
8	横浜市こども青少年局放課後児童育成課巡回相談員	ながい まりこ 永井 萬里子	臨時委員
9	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長	もり かよこ 森 佳代子	臨時委員
10	横浜市教育委員会事務局指導主事	やまて ひでき 山手 英樹	臨時委員

エ 開催状況（平成 27 年 3 月時点）

(7) 横浜市子ども・子育て会議

	日程	議題
平成 25 年度 第 1 回	平成 25 年 5 月 15 日	○子ども・子育て支援制度について ○横浜市子ども・子育て会議の進め方について 等
第 2 回	平成 25 年 9 月 24 日	○事業計画の策定について ○部会の設置について ○市民委員について
第 3 回	平成 26 年 3 月 18 日	○部会における検討状況報告 ○事業計画の素案骨子（案）について 等
平成 26 年度 第 1 回	平成 26 年 6 月 17 日	○各種基準案に対する意見書のとりまとめについて ○部会における検討状況報告 等
第 2 回	平成 26 年 8 月 8 日	○事業計画関連について ○利用者負担関連について ○各種基準条例関連について
第 3 回	平成 26 年 10 月 16 日	○子ども・子育て支援事業計画関連（確保方策、素案）について ○部会における検討状況報告 等
第 4 回	平成 27 年 1 月 6 日	○横浜市子ども・子育て支援事業計画原案（案）について ○部会における検討状況報告 等
第 5 回	平成 27 年 3 月 25 日	○幼保連携型認定こども園の認可について ○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員について 等

(4) 部会

<子育て部会>

	日程	議題
平成 25 年度 第 1 回	平成 25 年 10 月 31 日	○子育て部会の運営、主な所掌事項について ○事業計画に記載する事業・取組について ○ニーズ調査の結果について 等
第 2 回	平成 25 年 12 月 19 日	○事業計画に記載する事業・取組について 等
第 3 回	平成 26 年 2 月 28 日	○事業計画に記載する事業・取組について ○地域子ども・子育て支援事業の見込み量について 等
第 4 回	平成 26 年 3 月 6 日	○地域子ども・子育て支援事業の見込み量について 等
平成 26 年度 第 1 回	平成 26 年 7 月 8 日	○地域子ども・子育て支援事業に関する確保方策について 等
第 2 回	平成 26 年 7 月 11 日	○地域子ども・子育て支援事業に関する確保方策について 等
第 3 回	平成 26 年 8 月 1 日	○地域子ども・子育て支援事業に関する確保方策について 等
第 4 回	平成 26 年 9 月 30 日	○地域子ども・子育て支援事業の確保方策について ○横浜市子ども・子育て支援事業計画（仮称）の素案（案）について 等
第 5 回	平成 26 年 12 月 22 日	○横浜市子ども・子育て支援事業計画原案（案）について ○地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み・確保方策について 等

<保育・教育部会>

	日程	議題
平成 25 年度 第 1 回	平成 25 年 12 月 12 日	○横浜市子ども・子育て会議の検討内容とスケジュールについて ○横浜市の保育施策と幼児教育施策について ○保育・教育部会の所管する地域子ども・子育て支援事業に関する現状と課題について 等
第 2 回	平成 26 年 2 月 24 日	○教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業にかかる事業計画について ○認可・確認等に関する基準について 等
第 3 回	平成 26 年 3 月 7 日	○教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業にかかる事業計画について
第 4 回	平成 26 年 3 月 10 日	○認可・確認等に関する基準について 等

【参考資料】

平成 26 年度 第 1 回	平成 26 年 4 月 22 日	○本市の認定こども園における取組について(運営法人による説明) ○本市における認定こども園の方向性について
第 2 回	平成 26 年 5 月 9 日	○幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準(案)について等
第 3 回	平成 26 年 5 月 27 日	○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(案)について ○保育の必要性の認定を行うための基準(案)について 等
第 4 回	平成 26 年 6 月 19 日	○認定こども園の方向性について ○保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する確保方策について ○利用者負担について 等
第 5 回	平成 26 年 7 月 18 日	○教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する確保方策について ○利用者負担について 等
第 6 回	平成 26 年 7 月 31 日	○教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する確保方策について ○利用者負担について ○「横浜市子ども・子育て支援事業計画(仮称)」の素案について 等
第 7 回	平成 26 年 9 月 3 日	○保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する確保方策について ○「横浜市子ども・子育て支援事業計画(仮称)」の素案について 等
第 8 回	平成 26 年 9 月 25 日	○保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する確保方策について ○「横浜市子ども・子育て支援事業計画(仮称)」の素案について 等
第 9 回	平成 26 年 12 月 2 日	○本市における認定こども園の方向性について ○3 類型の認定こども園の認定基準案について 等
第 10 回	平成 26 年 12 月 22 日	○本市における認定こども園の方向性について ○教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する確保方策について ○横浜市子ども・子育て支援事業計画について 等
第 11 回	平成 27 年 3 月 19 日	○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員について

<放課後部会>

	日程	議題
平成 25 年度 第 1 回	平成 25 年 10 月 31 日	○放課後部会の運営、主な所掌事項について ○事業計画に記載する事業・取組について ○ニーズ調査の結果について 等
第 2 回	平成 25 年 12 月 26 日	○ニーズ調査結果報告書(案)について 等
第 3 回	平成 26 年 3 月 3 日	○放課後児童健全育成事業の見込量算定方法について 等
平成 26 年度 第 1 回	平成 26 年 5 月 8 日	○放課後部会の検討事項、スケジュールについて ○放課後児童健全育成事業の設備・運営に関する基準省令について 等
第 2 回	平成 26 年 6 月 4 日	○横浜市放課後児童健全育成事業の設備・運営に関する基準条例の概要について 等
第 3 回	平成 26 年 7 月 10 日	○事業計画の素案について ○事業計画の量の見込みに対する確保方策について
第 4 回	平成 26 年 7 月 30 日	○事業計画の素案について ○事業計画の量の見込みに対する確保方策について
第 5 回	平成 26 年 9 月 10 日	○横浜市子ども・子育て支援事業計画(仮称)の素案(案)について等
第 6 回	平成 26 年 12 月 24 日	○横浜市子ども・子育て支援事業計画(仮称)について 等
第 7 回	平成 27 年 3 月 30 日	○横浜市子ども・子育て支援事業計画について ○平成 27 年度放課後児童育成施策について 等

(2) 市民意見交換会の開催

ア 開催概要

(7) 目的

事業計画の策定に向けて、より多くの機会を設けて市民の皆様から御意見をいただくため、市内全区で市民意見交換会を開催しました。

(イ) 時期

平成 26 年 5 月 15 日～7 月 29 日

(ウ) 内容

- 新制度の趣旨・概要や事業計画の素案骨子についての説明（30 分程度）
- 意見交換（60 分程度）

(エ) 参加者数

合計 484 人

イ 主なご意見

<計画全般に関すること>

- 子どもへの関わり方や他の保護者とのコミュニケーションの取り方などからは、何の課題もないように見える子育て家庭であっても、DVや虐待の恐れなどのリスクが高い家庭もある。新制度の計画づくりにおいても、虐待やDVなどは特別な家庭への対応と考えるのではなく、どの家庭にも起こりうることだということを念頭において、検討を進めてほしい。
- 子育ての大変さについて理解のない市民も多く、今なぜ子育て支援施策が必要なのか分からない市民も多い。多くの市民の理解を得られなければ、地域に開かれた子育てはできない。子育て支援者以外の市民にも広く啓発が必要である。

<保育・教育に関すること>

- フルタイムで働いているが、保育所に入るのに苦労した。計画を見ると、在宅で子育てしている人への支援も充実させるとあり、そのことも重要だと思うが、まずは本当に預ける必要のある人が預けられるようにしてほしい。
- フルタイム勤務者向けの保育所を増やすのではなく、多様な働き方に対応できる仕組みを考えてほしい。
- 子どもや親の多様性を認め、いろいろな保育の形態があってもよいのではないか。
- あくまで家庭の先に幼稚園や保育所があるのであり、まずは家庭で子どもを育てるという視点が必要。
- 保育施設の数を増やすだけでなく、子どもにとって何が大切かを考えてほしい。

<学齢期の子どもに関すること>

- 未就学児への対応だけでなく、学齢期の子どもの居場所の充実についても考えるべき。
- はまっ子ふれあいスクールから放課後キッズクラブへの転換対象施設を選定する際は、地域ごとのニーズや地理的なバランスに配慮してほしい。
- 放課後施策として、放課後キッズクラブと放課後児童クラブの2本立てで進めていくということだが、保育料の格差がありすぎるので、不公平感がある。事業内容の違いがあるのは分かるが、もう少しこ

の格差をなくしてほしい。

- 「切れ目のない支援」というが実際には切れ目はたくさんある。施策が子どもの育ちによって途切れないようにしてほしい。局内の所管や区局での縦割り、また県と市でも縦割りがあある。施策分野で支援策を考えるのではなく、その地域で子どもを産み、育てるという視点で考えていくべき。

<障害のある子どもに関すること>

- 近年、軽度の知的障害のある子どもや知的な遅れのない発達障害のある子どもの増加を感じている。また、ひとり親家庭や国際的な家庭も増えている。これらの方々への手厚い支援を期待する。
- 障害のある子どもに対する理解を促進するために、障害のある子どもとその他の子どもと一緒に過ごせる場があるといいと思う。
- 学齢期の発達障害のある子どもの居場所が少なく、保護者が児童に付きっきりになり、負担が大きい状況である。
- 障害のある子ども自身への支援だけでなく、地域が障害についての理解を深められるように支援することも必要である。
- 障害のある子どもを保育する人材の育成については、時間がかかることだが、力を入れて取り組んでほしい。

<生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援に関すること>

- 母親たちには働かなければ社会から取り残されるという不安感があるようだ。このように「子どもへの支援」という切り口に光が当たっているところで、「子どもを育てるとはどういうことなのか」ということを子どもを産む前の世代から教える機会を設けることも必要である。
- 高校生の「赤ちゃん体験」は、将来子どもを持った時のことを考える機会になるとともに、自分が親にどのように育ててもらったかを振り返る、とてもいい機会である。

<地域における子育て支援に関すること>

- 子育てに関する悩みを誰に相談していいのか分からない人もいる。積極的に情報収集して、動ける人はいいが、それができない人は引きこもりがちになってしまう。妊婦の段階で子育て支援に関する情報を教えてほしい。
- 親と子のつどいの広場は外から様子が見えないと入りにくいと感じる人もいる。また、地域の人も保育所だと思っている人も多い。広場の数を増やしても、その情報が地域に行き届かなければ意味がない。
- 子育てサポートシステムの提供会員が少ない。地域には、自分の子どもが中学生になった母親など、実際には預かることができる人材がいるので、そのような人の参画を促すための周知が必要である。
- 昔は地域で預かる習慣があったが、今はそういう場がなく、母親が付きっきりで子どもを見て、泣かせないようにしている。そういった母親が一時的に子どもと離れてリフレッシュすることはとても大事なことである。
- 公助ばかりにお金が付いていて、自助・共助の活動の支援になるようなものがない。市民活動の支えとなるような仕組みづくりをお願いしたい。

○地域の中で子育てという言葉は簡単だが、子育て世代の親は地域への帰属意識が低いため、難しいと思う。保護者には子育て支援してもらうことばかりではなく、自分ができることをしていく意識を持ってもらいたいと思う。

○働く親への支援に偏っているように感じる。核家族化が進む中で、在宅で親と子だけで過ごす家庭で起こる育児に関するトラブルの相談に乗ることも多い。働いておらず、日中を親と子だけで過ごす家庭にも目を向けてほしい。

<ワーク・ライフ・バランスに関すること>

○0～3歳の子どものいる女性がフルタイムで働くことを前提とする制度ではなく、子育てと仕事が両立できるような制度を希望する。そうでなければ、自分の子どものおむつの替え方、赤ちゃんとの付き合い方が分からない親を増やしてしまうと思う。

○子育ては母親への負担が大きいため、仕事をする父親が子育てに参加できるよう、企業にも働きかけるべきだ。

(3) パブリックコメントの実施**ア 実施概要****(7) 実施期間**

平成 26 年 11 月 8 日から 12 月 8 日まで

(イ) 周知方法

○素案冊子（約 800 部）及び概要版リーフレット（約 30,000 部）の配布

○市役所、区役所、各区社会福祉協議会、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点、青少年活動拠点、地域ケアプラザ、区民活動支援センター、市立図書館等において配布、閲覧に供しました。

○関係団体への個別説明

町内会連合会、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、私立保育園園長会、幼稚園協会、地域子育て支援拠点、小学校・中学校長会、PTA 連絡協議会等へ、素案及びパブリックコメントの実施について説明を行いました。

○「子ども・子育て支援新制度フォーラム」の開催（11/8(土)）

パブリックコメントのスタートにあわせて、本市の子ども・青少年施策や計画素案へのご意見をいただく機会として、「子ども・子育て支援新制度フォーラム」を開催し、新制度や子ども・子育て支援に関する基調講演、パネルディスカッションを行いました（参加者 196 名）

○市ホームページ及び広報よこはま（11月号）への掲載等

イ 意見募集結果

市民の皆様から、276 通、2,401 件のご意見が寄せられました。

※SNS を活用したアンケート調査等により 1,562 人の市民の皆様からのご意見を取りまとめた御提出いただいたグループがあり、1 通、1,562 件として集計しています。

(7) 提出方法

提出方法	通数
郵送	112
FAX	38
Eメール	119
会議等	7
計	276

(イ) 年齢層別・男女別の意見数

年齢層	意見数		男女別	
			男性	女性
19歳以下	110	4.6%	40	70
20歳代	353	14.7%	8	345
30歳代	871	36.3%	43	828
40歳代	318	13.2%	44	274
50歳代	162	6.7%	15	147
60歳以上	78	3.2%	11	67
不明	509	21.2%	—	—
計	2,401	100.0%	161	1,731

(ウ) 施策体系別意見数

施策体系等		意見数	
計画全般		243	10.1%
横浜市の目指すべき姿と基本的な視点		8	0.3%
施策体系と事業・取組	基本施策① 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援	639	26.6%
	基本施策② 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進	130	5.4%
	基本施策③ 障害児への支援	64	2.7%
	基本施策④ 若者の自立支援の充実	21	0.9%
	基本施策⑤ 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実	306	12.7%
	基本施策⑥ 地域における子育て支援の充実	297	12.4%
	基本施策⑦ ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力(DV)への対応と未然防止	22	0.9%
	基本施策⑧ 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実	40	1.7%
	基本施策⑨ ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にすまちなぎりの推進	346	14.4%
保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み、確保方策		14	0.6%
計画の推進体制		4	0.2%
その他		267	11.1%
合計		2,401	100%

(エ) 御意見への対応状況

施策体系等	意見数	
御意見を反映し、素案を修正したもの	80	3.3%
素案と同趣旨及び賛同いただいたもの	490	20.4%
計画推進の参考とさせていただくもの	1,576	65.6%
その他(計画との関係が見られないもの)	255	10.6%
合計	2,401	100%

(オ) 御意見を反映し、素案から修正した主な内容

<計画全般>

※下線部分が修正箇所

御意見	修正の考え方	修正内容
<p>全体的に「かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画」と比べ「地域力」を活かして進めていこうというトーンが下がっているように感じられます。「それぞれの成長段階に応じ、育ちの連続性を大切に」支援を実現するために、「地域力」を高めながら活かしていくことが必須であると考えます。</p>	<p>第2章に「地域力の創出・向上」の項目を追加 (P15～17)</p>	<p>オ 地域力の創出・向上</p> <p><u>地域のつながりの希薄化が言われている一方で、市民の地域や社会活動への参加意向は比較的高い状況であると言えます。市民意識調査では、自分にできることで地域や社会に役立つ活動をしてみたいと回答した人（「してみたい」及び「してみたいが今はできない」の合計）は5割を超えており、中でも、「子どもの見守りや子育て中の人への支援」については、住民自身が取り組むべき地域の課題として上位に挙がっています。</u></p> <p><u>本市では、従来から、地域における子育て支援を「子育ては保護者だけでなく、社会や地域全体で行うものである」という考え方を基本に、施策・事業を推進してきました。子ども・青少年とその家庭が豊かな関わり合いを持てる場や機会を広げていくためには、地域に住むあらゆる世代、立場の人が、子ども・青少年や子育て家庭に関心を持ち、積極的かつ主体的に関わっていくことが重要です。地域における子育て支援の担い手を増やし、その連携を図ることによって、それぞれの情報やノウハウが共有・蓄積されるとともに、新たな活動が広がり、創出されるなど、地域力の向上につながります。</u></p> <p><u>具体的には、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、地域子育て支援拠点など既存の社会資源をはじめ、自治会町内会、連合町内会などの地縁団体、特定非営利活動法人（以下「NPO」といいます。）など子育て支援に関わる団体や支援者など、様々な担い手によって活発な活動が行われており、子育てを地域全体で支援する地域力の創出・向上に寄与しています。</u></p> <p><u>また、地域力は、近所の子どもに温かいまなざしを向けたり、地域の行事に行ってみたりするなど、日常のささいな行動からも紡ぎ出されます。</u></p> <p><u>今後も本市の地域力を生かした子ども・子育て支援の推進に向けて、一層取り組むことが求められています。</u></p>

＜目指すべき姿と基本的な視点＞

御意見	修正の考え方	修正内容
<p>基本施策⑥の施策の目標・方向性の「【2】子育てをあたたく見守り、地域ぐるみで子育て家庭に寄り添う環境づくりを進めます。」に、次世代育成、健全な地域社会という視点も盛り込んでほしいと思います。子育て支援は子育て家庭を助けるという意味ではなく、子ども・子育て支援法にあるように、「すべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない」と同時に、全ての構成員が「未来を創る子ども」と共に過ごすことの喜びを享受するものであると思います。次の世代を育てることは、シニア世代にとっての発達課題であり、地域社会に子育て家庭を迎え入れることは、双方にとっての利益となるはずです。</p>	<p>第3章及び第4章の基本施策⑥に次世代育成に関する文章を追加（P31,84）</p>	<p>【第3章】 ◆子ども・青少年は、未来を創る力である 子ども・青少年は、家族にとっても、社会にとっても、様々な可能性を持ったかけがえのない存在であり、未来を創る力です。彼らは、やがて成長し、社会を担い、その次の世代を育む側へと移り、更に次の世代につながっていく…こうした連綿と続く営みにより未来は創られます。 その意味で、子ども・青少年の育ち・成長と子育てを支えることは、一人ひとりの子ども・青少年や家族の幸せにつながるだけでなく、次世代を育み、横浜の未来を創ることにほかなりません。 <u>明るい未来が到来することを期して、私たちは、子ども・青少年の一人ひとりが大事にされ、健やかな育ちを等しく保障される社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。</u> ◆「子ども・青少年にとって」の視点を全ての市民が共有し、地域で子ども・青少年を育てる 保護者や保育・教育をはじめ支援に関わる人だけでなく、全ての市民が未来を創る子ども・青少年に目を向け、「子ども・青少年にとって」の視点で、<u>彼らの育ちや学びをとらえ、自分にできることはないかを考えることが、地域で子ども・青少年を育てることにつながります。</u> 横浜で生まれた子どもたちが、地域の温かい関わりの中で豊かに育ち、その育ちが、<u>温かな地域・社会をつくる原動力となるようなまち「よこはま」の実現を目指します。</u> 【第4章 基本施策⑥】 ◆地域ぐるみで子育て家庭に寄り添う環境づくり ○地域全体で子育て家庭を支えていくためには、地域の全ての住民に対して、子育ての現状や子育て支援の必要性を理解できるように働きかけ、関心を持ってもらい、具体的な行動を促していくことが必要です。 <u>子育て支援が必要なのは、単に保護者の負担や不安を軽減するためだけではなく、保護者がゆとりを持って子育てをすることが子ども自身の成長・発達に大きく影響するためです。やがて地域を支えていく次世代を共に育てるという視点での地域への働きかけが重要です。</u> ○子育ての支え合いの関係が地域の中で循環し、継続することも重要です。支えられる側の保護者が子育て支援や他の地域活動の次の担い手になるように働きかけていくことが、<u>温かな地域をつくっていくことにつながります。</u></p>

＜施策体系と事業・取組＞

【基本施策②】学齢期から青年期の子ども・青少年の育成施策の推進

御意見	修正の考え方	修正内容
<p>○学齢期になると保護者の話をまず受け止める場所がなく、いきなり学校や区役所に相談には行けないという声をよく聞きます。今後は「青少年の地域活動拠点」が地域における支援拠点の役割を担い、また地域子育て支援拠点とも連携し切れ目ない支援をつくっていくことが望まれます。</p> <p>○地域子育て支援拠点の対象年齢から外れてしまう小学生の親が気軽に相談できる場所がないと感じています。</p> <p>○学齢期以降、子育ての悩みを抱えて、相談する相手、場所を求めてさまよう親が多くなります。母一人で抱えることなく、つながれる場所があることを望みます。学校のスクールカウンセラーの制度は、先生に管理されているため、いくらプライバシーは保護されているとしても、信頼せず、相談できないと考える人も多いからです。</p> <p>○第二子を連れて拠点を利用される方が、上の小学生の子どもの悩みを話すことが多いです。話は聞くものの、拠点は未就学児を主に対象としているため、就学児の相談先があった方が良いでしょう。</p>	<p>第4章の基本施策②に学齢期の相談窓口に関するコラムを追加 (P56)</p>	<p>【コラム】学齢期の子どもたちの心配事って、誰に相談したらいいの？どこに行ったらいいの？</p>
<p>○青少年地域活動拠点の実施場所は、現在、市内7か所。この5年で利用者数が約10万人も増えるのかどうか、疑問に思います。</p> <p>この素案を見る限り、乳幼児、学齢期への支援がメインに感じました。青年期の事業計画をもう少し具体的に出してほしいです。</p> <p>○青少年の地域活動拠点づくりについて、現状の5か所の取り組み状況が、区内の支援関係者にもほとんど知られていないという現状、児童館のない本市の実情を踏まえ、ただ設置数を増やすというのではなく、拠点が持つ機能や果たすべき役割について具体的に記載する必要があると考えます。</p> <p>○青少年の地域活動拠点について、どのような施設なのか、</p>	<p>第4章の基本施策②の「主な事業・取組」の「青少年の地域活動拠点づくり事業」に具体的な事業内容を追記 (P57)</p>	<p>○青少年の地域活動拠点づくり事業</p> <p><u>青少年の成長を支援するため、中学生・高校生世代を中心とした青少年が安心して気軽に集い、仲間や異世代との交流、社会参加プログラム等の体験活動を行うことができる「青少年の地域活動拠点」を民間ビルのスペースなどを活用して設置しています。</u></p> <p><u>今後、学校・区役所・家庭・身近な居場所・関係機関等とのネットワークづくりや地域との連携により、青少年の交流や地域資源を活用した体験活動を充実するとともに、青少年を取り巻く困難やリスクの早期発見、早期支援に取り組みます。</u></p>

<p>記載内容では分かりにくいです。もっとイメージしやすく書いてもらえると良いです。 ○青少年の地域活動拠点づくり事業について、具体的な機能がわかりません。単独の建物が想定されているのか、何かの施設の中に入るイメージなのか、相談機関なのか、地域のどういう立場なのか詳細がわかりません。</p>		
<p>場所の提供だけでなく、地域の子どもの居場所には子どもたちを受け止める人がいなくてはならないと思います。人材の育成と継続させる工夫も必要です。それを、誰がどのように取り組むかも明確にすべきだと考えます。</p>	<p>第4章の基本施策②の「主な事業・取組」の「青少年育成に係る人材育成・活動推進」に具体的な事業内容を追記(P58)</p>	<p>○青少年育成に係る人材育成・活動推進 社会全体で子どもを育む取組を進めていくため、(公財)よこはまユースを中心に、<u>地域で青少年を支える方たちが主催する研修会への講師派遣や、「青少年の居場所づくり」をテーマに支援者同士の情報交換や意見交換を行うフォーラムの開催等を通じて、</u>青少年育成に取り組む人材を育成するとともに、青少年育成のための活動の活発化と効果的な推進を図ります。</p>

【基本施策③】障害児への支援

御意見	修正の考え方	修正内容
<p>○放課後等デイサービス事業所の拡充について、事業所間の連携を深めるとありますが、事業所間に留まらず、小学校や特別支援学校との連携も望まれます。 ○放課後等デイサービス事業所の拡充について、58か所を約5倍となる数値目標が本当に実現可能なのでしょうか。箇所数が達成したとしても、担い手の質はどう確保されるのか疑問です。事業所での受け入れの充実化は大事ですが、その子が、学校(のなかでも特別支援教室や養護学校などのような地域の仲間と離れた場所)と放課後等デイサービス事業所との往復で、学齢期をずっと過ごすならば、誰が地域の中でその子とつながれるのでしょうか。青年期、自立期に地域へ出ようとしたときに、誰も地域の中でその子知らないというような状態にならないような取組にしなければなりません。</p>	<p>第4章の基本施策③の「主な事業・取組」の「放課後等デイサービス事業所の拡充」に関係機関との連携及び質の向上について追記(P66)</p>	<p>○放課後等デイサービス事業所の拡充と質の向上 学齢期の障害児が、療育や余暇支援を受け、放課後や長期休暇に、安心して過ごすことができる場を確保するため、放課後等デイサービス事業所を拡充します。併せて、放課後キッズクラブなど放課後児童育成事業における障害児の受入れも、引き続き推進していきます。 また、研修などを通して人材育成を支援するとともに、<u>事業所間や、学校をはじめとする地域の関係機関、地域住民との連携を進め、サービスの質の向上を図ります。</u></p>

【基本施策④】若者の自立支援の充実

御意見	修正の考え方	修正内容
<p>施策④の「指標」の欄を見ると、利用してもほぼ改善されていないようです。相談を受ける側の体制、スキルアップを考えてほしいです。</p>	<p>第4章の基本施策④の「施策の目標・方向性」及び「主な事業・取組」に支援者のスキルアップの取組について追記 (P72, 74)</p>	<p>施策の目標・方向性 2 様々な社会資源の連携を図り、困難を抱える若者が自立に向けてステップアップできるような支援に取り組みます。 <u>○横浜市青少年相談センターでは、若者支援に携わる関係機関及び団体を対象に、若者の様々な問題や若者支援についての理解を深めるとともに、より適切な支援へつなげていくことを目的とした研修を行い、本市全体の支援者のスキルアップを図ります。また、地域ユースプラザでは、地域で若者の支援活動を行っている団体や区を対象に研修会を実施し、地域における若者の自立支援の資源や課題を共有することにより、連携強化に取り組んでいきます。</u></p> <p>主な事業・取組 ○青少年相談センター事業 ひきこもりや不登校など、若者が抱えている様々な問題について、電話相談や来所相談、家庭訪問、グループ活動などを通じ、社会参加に向けた継続的な支援を行います。また、若者支援に携わる関係機関及び団体を対象に研修を実施し、支援者のスキルアップを図ります。</p> <p>○地域ユースプラザ事業 青少年相談センター及び若者サポートステーションと連携し、ひきこもりなど様々な困難を抱えている若者に対し、居場所の提供を中心に、第一的相談や社会体験・就労体験プログラムなどを通じ、身近な地域で、若者の自立支援を行います。また、地域の団体や区を対象に研修会を実施し、地域における若者自立支援の資源や課題を共有することにより、連携強化に取り組んでいきます。</p>
<p>生活困窮状態の若者に対する相談支援事業(若者サポートステーション拡充事業)について、若者サポートステーションに相談員を配置とありますが、現状はそこへ行けない若者の方が圧倒的に多いと思われま。そのような若者への対応を検討していく必要があります。</p>	<p>第4章の基本施策④の「施策の目標・方向性」に自ら相談へ踏み出せない若者・保護者がいる現状を踏まえた文章を追記 (P72)</p>	<p>4 子ども・青少年を取り巻く課題に対し、社会全体で早期発見、早期支援に取り組みます。 <u>○困難を抱える若者や保護者の方が、自ら相談への一歩を踏み出すのが難しい状況にあることから、学校、区役所など、市民に身近な施設等を通じて支援につなげることが重要です。そのため、市民に身近な区役所等において、困難を抱える若者等がいる家庭と関わりがあった際に、スムーズに支援機関につなげられるよう、市職員の研修等を強化していきます。</u></p>

【基本施策⑤】生まれる前から乳幼児期の一貫した支援の充実

御意見	修正の考え方	修正内容
<p>施策分野1に「障害児童への支援」の記述がありますが、「小児慢性特定疾患児」への支援について何も触れられておりません。児童福祉法の一部を改正する法律の施行が平成27年1月1日から実施されるにあたり、小児慢性特定疾患児童に対する自立支援のための事業を実施するとあります。障害をおもちの方や高齢者の方への行政支援などがありますが「病気の子供に対する支援」が現状あまりなく、今回このように子ども・子育て支援ということで横浜市としてお考えであれば、ぜひ内容に盛り込んでいただきたいと思えます。「病気を持つ子ども」への支援の在り方をお考えいただきますよう重ねてお願い申し上げます。</p>	<p>第4章の基本施策⑤に「小児慢性特定疾病医療費助成制度」について追記 (P77, 78, 81)</p>	<p>現状と課題 ◆産科・周産期医療、小児医療の充実 <u>○平成26年5月に「児童福祉法の一部を改正する法律」が公布され、平成27年1月から新たな小児慢性特定疾病医療費助成制度が始まりました。それに伴い、「ダウン症候群」、「もやもや病」など新たに107の疾病が助成の対象となり、国の定める基準を満たした場合、医療費の給付を受けることができるようになりました。</u></p> <p>施策の目標・方向性 2 安心・安全な妊娠・出産に向けた産科医療及び小児医療を充実させます。 <u>○慢性疾患により長期にわたり療養を必要とする児童の健全な育成を図るため、医療費の自己負担分を補助します。</u></p> <p>主な事業・取組 ○小児慢性特定疾病医療給付 <u>慢性疾患により長期にわたり療養を必要とする児童の健全な育成を図るため、医療費の自己負担分を補助します。なお、平成27年1月から対象疾患の拡大、自己負担限度額の改正を実施しました。</u></p>

【基本施策⑥】地域における子育て支援の充実

御意見	修正の考え方	修正内容
<p>昨年度のニーズ調査を受けて、自分の子どもを持つまでの子育て体験の有無や自信が持てなくなったことについての結果が挙げられていますが、そもそもなぜこのような課題が出てきたかについての社会背景の明記も必要ではないでしょうか。もともとの人口動態の変化や、それによる世代間の継承が途絶えているという事実、自然環境の激減、様々な社会的要因の影響の上で、現状の子育て家庭の実態、アンケート結果があることを明記する必要性を感じています。自分に子育て体験がなかったことや子育てに不安を持つ自分ということは、個人的な努力が補える範疇のことではないはずで、社会背景なく、アンケート結果の明示だけでは、個人のなかで、子育て体験が少なかった自分、子育て不安を持つ自分に対して、それぞれの個人のなかで自己否</p>	<p>第4章の基本施策⑥の「現状と課題」に子育て体験が無い人が増えている社会的要因について追記 (P83)</p>	<p>◆地域での子育て支援の場・機会の必要性 <u>○「第2章 本市の子ども・青少年や子育て家庭を取り巻く状況と課題」でも述べたように、家庭、地域、社会の状況、意識などが大きく変化している中で、親が親として学び、育つ場や機会の充実が求められています。本市調査によると、初めての子どもが生まれる前に赤ちゃんの世話をしたことのない親が4人のうち3人を占めており、少子化や核家族化が進む中で、乳幼児をあやしたり、触れ合ったりすることの楽しさや世話の仕方、成長過程などを知る機会が十分でないまま、子育てを始める家庭が多くなっています。</u> <u>○子育ての不安や困難は、誰もが一度は抱えるものであり、決して特別なことではありません。本市調査においても、妊娠中から現在まで、子育てについて不安を感じたり自信が持てなくなったりすることについて、「あった」と回答した人の割合（「よくあった」及び「時々あった」の合計）が、「妊娠中」では56.5%、「出産後半年くらい」では74.6%、「現在」においても60.9%に及んでおり、5年前の調査結果と比べると、「よくあった」と回答した人の割合がやや増えています。子育ての不安や悩みを軽減・解消するための相談等の支援の充実が求められています。</u></p>

<p>定的な意識が働き、より子育て家庭にとっての負担感が増していきような危惧を感じます。</p>		
<p>「親子がともに様々な人との交流や豊かな体験ができる場・機会の充実を図ります」について、「場や講座、利用促進、機会の充実」を併記していますが、子どもの育ちにとって、親の居場所感を高めることにおいて、なぜそのことが必要なかという大前提に触れて欲しいです。プログラムや行事を中心に実施することに重きを置かず進めてきた横浜ならではの強みを最大限表記するところだと期待しています。</p>	<p>第4章の基本施策⑥の「施策の目標・方向性」に親子の居場所の必要性について追記 (P86)</p>	<p>1 親子が共に様々な人との交流や豊かな体験ができる場・機会の充実を図ります。 ○子どもや子育て中の保護者が安心できる場で当事者同士や地域の多様な人と交流することは、子育ての不安や悩みを軽減するなど、人や地域との関わりの中で子どもや親の育ちを支えとともに、保護者が子どもと向き合い、楽しく豊かに子育てができることにつながります。そのため、親子の居場所の拡充を図るとともに、親子の居場所の認知度を高め、一層の利用を促進するためのPR活動を積極的に展開します。また、プレママ・プレパパや子ども連れの父親が親子の居場所を利用するきっかけづくりを更に進め、日常的な利用を促進します。</p>

【基本施策⑧】 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

御意見	修正の考え方	修正内容
<p>「子ども自身に、一人の人間として大切にされ、守られる権利があること、必要なときは助けを求められることができることを社会全体で伝えていくことが必要」と課題意識はされているのに、その後の施策の目標・方向性や事業・取組にそれが反映されていないことが残念です。</p>	<p>第4章の基本施策⑧の「施策の目標・方向性」に子ども自身への働きかけについて追記 (P103)</p>	<p>1 児童虐待対策を総合的に進めます。 ○子どもに優しいまちを目指し、子どもが虐げられることがないように、地域と連携した広報・啓発を幅広く実施することで、児童虐待防止に対する市民意識の醸成を図ります。また、子ども自身が、虐待から守られる権利があることや、自分から相談する場所があることを知るができるよう、各関係機関と協力し、直接子どもを対象とした啓発活動も併せて実施します。</p>
<p>児童虐待対策に関する法整備が整ったことについて今後の方向性に变化はなかったのでしょうか。市民が希望を見いだせるような方向性について説明が必要ではないでしょうか。</p>	<p>第4章の基本施策⑧に「横浜市子供を虐待から守る条例」に関するコラムを追加 (P103)</p>	<p>【コラム】「横浜市子供を虐待から守る条例」が制定されました！</p>

【基本施策⑨】 ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にすまちづくりの推進

御意見	修正の考え方	修正内容
<p>○ベビーカーで電車に乗る時、やさしくしてほしいです。 ○ベビーカーで外出するときの周囲の人の目が気になります。 ○ベビーカーで電車やバスなど公共の乗り物にのると嫌そうな顔をされ、つめたい人が多いです。 ○バスなどでベビーカーを使うと冷たい目で見られるのが辛いです。 等</p>	<p>第4章の基本施策⑨にベビーカーの利用に関するコラムを追加 (P112)</p>	<p>【コラム】ベビーカー利用の安全性・快適性の向上に向けて～国土交通省「公共交通機関等におけるベビーカー利用に関する協議会」～</p>

<計画の推進体制>

御意見	修正の考え方	修正内容
<p>○消費税10%導入が見送られ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく事項の行く末について、子育て家庭の当事者含め、子育て支援に関わる全ての人たちが本計画素案に書かれている実効性について危惧しているところです。本計画は子どもの育ちや家庭支援について理念的にしっかり書かれていた感を持つことができましたが、理念と数値目標が連動しているのか、数値だけが先行しているような事業も中には見受けられました。今後5か年に及ぶ計画推進においては、全市的にいよいよ少子化傾向への転換していくことはもとより、劇的に社会環境も変化していきます。計画推進の成果・評価の在り方や目標の見直しなどを横浜市の子ども子育て会議だけでなく、多様な主体で見守っていける体制づくりも大切だと捉えています。地域子育て支援拠点事業は、すべての家庭にとって身近な場所であり、年間約50万人以上が利用していることから、この計画推進の経緯や事業実践を通して行政と共に見守っていく責任ある立場とも捉えています。</p> <p>○基本施策の「施策の目標・方向性」の中で「指標」が示され、また第5章では「量の見込み・確保方策」が算出されていますが、事業計画の進捗管理や評価については数値による把握だけでなく、施策を展開していく過程の評価や、利用者による評価など、その質にも着目した多面的な方法を取り入れてください。そのために、第6章にある「PDCA サイクル」の「実施状況等の点検・評価」の中に、子育て当事者や支援実践者・事業運営者と意見交換会を行う等、広範な議論の場を設けることを盛り込んでください。</p> <p>○素案の最後の部分に、事業評価に関する記述がありません。評価は一体誰がするか見えてきません。子ども・子育て会議の開催されている意味合いをもっと発信すべきです。</p>	<p>第6章に様々な主体が関わり計画を推進していく旨を記載(P153~154)</p>	<p>(1) 子ども・子育て会議での審議と実施状況の公表</p> <p>本市では、計画の策定に向けて、学識経験者、子育ての当事者や支援者、保育・教育関係者などから構成される「横浜市子ども・子育て会議」(以下「子ども・子育て会議」といいます。)を設置し、議論を行ってきました。</p> <p>本会議は、子ども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況等を調査審議する場として位置付けられています。そのため、計画策定後も、計画における実施状況の点検・評価について、子ども・子育て会議で審議を行っていきます。</p> <p>点検・評価にあたっては、実績数値の評価に加えて、数値だけでは把握できない部分について、<u>施策を推進していく過程の評価を行ったり、必要に応じて市民ニーズの把握や利用者アンケートを実施したりするなど、多面的な手法を検討します。</u></p> <p>なお、計画における実施状況の点検・評価については、子ども・子育て会議の審議を経た後、ホームページ等で公表します。</p> <p>(2) 様々な主体による計画の推進</p> <p>本市における子ども・子育て支援や青少年育成は、様々な担い手によって支えられています。<u>自治会・町内会、民生委員・児童委員、青少年指導員などの地域を基盤として活動する団体や組織、社会福祉法人、学校法人等の公益法人、市民団体、NPO、ボランティア、民間企業等により様々な地域で展開され、行政との協働も積極的に推進されてきました。</u></p> <p>本計画は作成段階から、こうした様々な主体を代表する方々で構成される子ども・子育て会議で議論を重ねるとともに、<u>市民意見交換会を市内全区で開催するなど、幅広く御意見をいただきました。</u></p> <p>「第3章 本市の目指すべき姿と基本的な視点」でも述べたように、「自助・共助・公助」の考え方を大切にし、<u>社会におけるあらゆる担い手に、子ども・子育て支援や青少年育成を自らの課題としてとらえて取組を進めていただけるよう、市民、関係者の皆様と幅広く意見交換をしながら計画を推進していきます。</u></p>

3 関係法令・条例

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）※抜粋

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かななければならない。

8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。

10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(2) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）※抜粋

（平成24年8月22日法律第67号により、平成27年4月1日から次のとおり改正）

（市町村行動計画）

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健全やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

- 2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県に提出しなければならない。
- 6 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。
- 7 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 8 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(3) 横浜市子ども・子育て会議条例（平成25年4月横浜市条例第147号）

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第77条第1項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第25条等の規定に基づき、横浜市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項並びに横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(平成26年9月横浜市条例第46号)第4条の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
- (3) その他支援法第6条第1項に規定する子ども等に係る施策に関し市長が必要と認める事項を調査審議すること。

2 支援法第61条第1項の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条第1項の規定に基づく市町村行動計画と一体のものとして策定し、及び評価するため、子育て会議は、当該市町村行動計画の策定及び当該市町村行動計画の実施状況に係る評価についての調査審議を併せて行うものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 子育て会議に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理

する。

(会議)

第7条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第3条第2項の規定により平成27年4月1日に任命される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、同日から平成28年10月31日までとする。

附 則 (平成26年9月条例第59号)

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

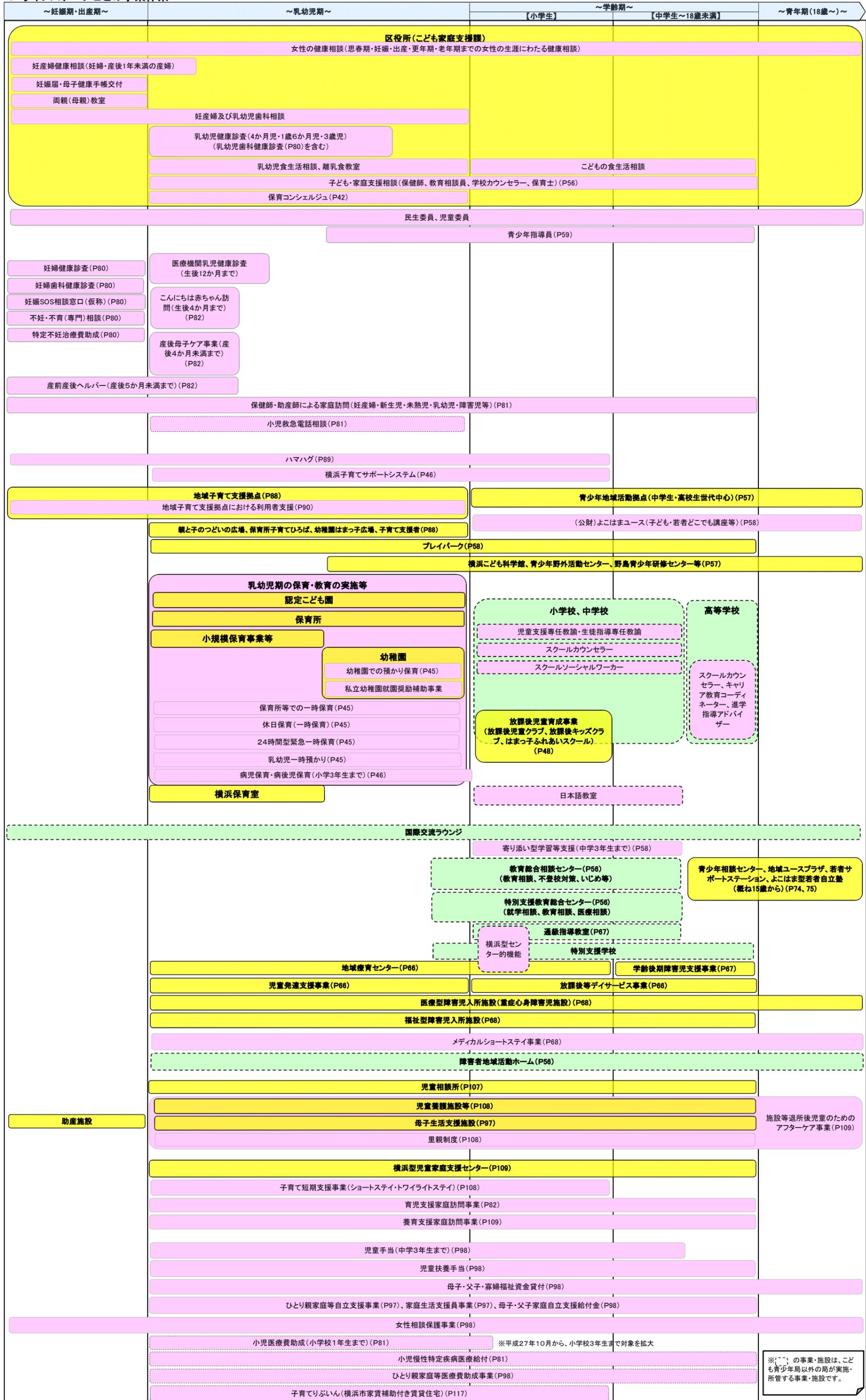
2 横浜市子ども・子育て会議条例第1条に規定する子育て会議は、この条例の施行の日前においても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第17条第3項の規定によりその権限に属させられる事項について、この条例による改正後の横浜市子ども・子育て会議条例の規定の例により、調査審議することができる。

附 則 (平成27年2月条例第12号)

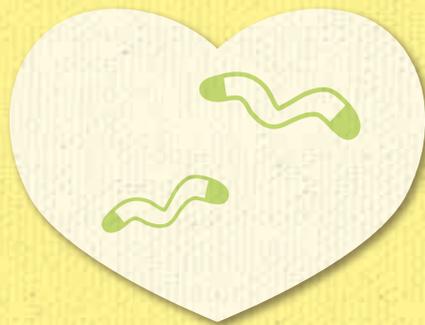
(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行の日から施行する。ただし、附則を附則第1項とし、同項に見出しを付し、附則に1項を加える改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

4 ライフステージごとの事業体系



※〔 〕の事業・施設は、子ども青少年局以外の局が実施・所管する事業・施設です。



サブタイトル～子ども、みんなが主役！ よこはま わくわくプラン～について

本計画では、「子ども・青少年にとって」という視点を中心に据えて、子ども・青少年はもちろんのこと、子どもたちの育ちを支え、見守る保護者や地域の大人たちも同じく主役だと考えています。サブタイトルには、子どもたちが未来に希望を持って毎日を楽しく過ごし、保護者が子育てを楽しみ、地域・社会が子どもの育つ喜びを共有するという、子どもも大人もみんなが「わくわく」できるような横浜にしたいという思いを込めています。



横浜市子ども・子育て支援事業計画 ～子ども、みんなが主役！ よこはま わくわくプラン～

横浜市こども青少年局企画調整課 〒231-0017 横浜市中区港町1-1

平成27年3月発行

☎045-671-4281 FAX 045-663-8061 E-mail kd-kikaku@city.yokohama.jp

URL <http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/shien-new/>

ホームページ

横浜市 新制度 で

検索